

ともいく
藤沢市子ども共育計画 素案

令和 年〇月
藤沢市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景及び趣旨	1
2. 計画の位置づけ	6
3. 計画の期間	8
4. 計画の対象	8
第2章 子ども・若者、子育て家庭の状況	9
1. 実態把握の方法	9
2. 子ども、若者、子育て家庭に関する概況	12
3. 実態調査結果から把握した保護者と子どもの状況	26
4. 実態調査から把握した現状と課題のまとめ	59
第3章 計画の基本的な考え方	66
1. 計画の目指す基本的な方向性	66
2. 計画の施策方針	71
3. 計画の体系	73
第4章 施策の展開	74
施策方針1 気づく・聴きとる・つなぐ	74
施策方針2 専門分野の相談・支援を充実する	77
施策方針3 暮らしや子育てを支援する	79
施策方針4 教育を受ける権利の保障と学びを支援する	82
施策方針5 進学、就労、自立にむけた支援をする	84
施策方針6 地域全体で共に支える基盤をつくる	86
第5章 計画の推進	89
1. 計画の推進体制	89
2. 計画の実施状況の点検・評価	90
3. 計画の指標	90
資料編	91
1. 藤沢市子ども・子育て会議委員名簿	92
2. 計画策定の経過	93



第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景及び趣旨

(1) 計画策定の背景

国の平成28年国民生活基礎調査によれば、我が国の子どもの相対的貧困率は2015年（平成27年）の調査時点で13.9%であり、7人に1人が平均的な所得の半分に満たない世帯に暮らすという「相対的貧困の状態」に置かれています。特に、ひとり親世帯の相対的貧困率は5割を超えています。また、生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率も全体と比較して低い水準にあるなど、子どもの貧困は社会全体で取り組む課題となっています。

全国の児童相談所における児童虐待等の相談対応件数は年々増加を続け、2018年度（平成30年度）には約16万件となり、過去20年で20倍以上に増加しました。子どもの命に関わる重篤な児童虐待事件が後を絶たないなど、極めて深刻な社会問題となっています。

また、子ども・若者に関して、不登校、ニート、ひきこもり等の問題が深刻化しています。困難を抱える子ども・若者は、生まれ育つ環境の中で、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニート等の様々な問題に直面した経験を持ち、抱える問題が相互に影響し合うなど、非常に複雑で多様な状況に置かれていることが指摘されています。

国では、このような子ども・若者、子育て家庭をめぐる課題に対応するために、「子ども・若者育成支援推進法」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律」等を整備し、施策を推進してきました。

① 子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）

子ども・若者を取り巻く状況を踏まえ、2010 年（平成 22 年）に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同年 7 月に「子ども・若者ビジョン」が策定されました。2016 年（平成 28 年）には、同ビジョンが見直され「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。「子ども・若者育成支援推進法」では、同法に基づく市町村の子ども・若者計画の策定は努力義務とされています。

藤沢市では、2012 年度（平成 24 年度）に「ふじさわ子ども・若者計画 2014」（平成 25～26 年度）を策定しました。2015 年度（平成 27 年度）からは、「ふじさわ子ども・若者計画 2014」の施策は、「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」（平成 27～令和元年度）に継承されました。

② 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）

国では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困状態の子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることなどにより子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、2013 年（平成 25 年）に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し、2014 年（平成 26 年）に同法に基づき「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定されました。

法律施行 5 年後の 2019 年（令和元年）には同法が改正されました。改正後の法律では、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活に向けても、子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記され、市町村による計画策定が努力義務となりました。

改正後の法律を踏まえ、2019 年（令和元年）●月に、「子供の貧困対策に関する大綱～日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～」が策定されました。新たな「子供の貧困に関する大綱」では、目指すべき社会を実現するためには、「子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決する」こと、「子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく」ことを基本的な考え方としています。

藤沢市では、2018 年（平成 30 年）に「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しにあたって、子どもの貧困対策の推進に関する実施事業の体系化を行い、実施計画を策定するための基礎資料として、「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査」を実施しました。



③ 児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）

すべての子どもが健全に育成されるよう、平成 28 年（2016 年）に児童福祉法が改正されました。改正法では、理念として子どもが権利の主体であること、子どもの権利の保障に向けた国民、保護者、国、地方自治体が果たす役割などについて、次のとおり定められました。

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じた、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

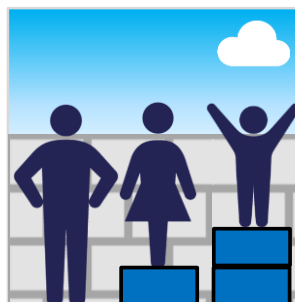
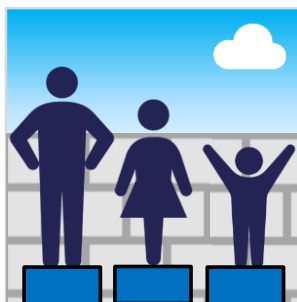
3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

④ 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（平成 28 年 12 月決定）

2015 年（平成 27 年）に、先進国を含む国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が国連サミットで採択されました。アジェンダでは、「誰一人取り残さない」という基本理念が示され、「あらゆる貧困と飢餓に終止符を打つ」、「平和で、公正かつ包摂的な社会を打ち立てること」等を始めとする取り組むべき課題と、2030 年を期限とする 17 の持続可能な開発のための目標（以下、「SDGs」と言う。）が掲げられました。

SDGs の採択後、日本では 2030 年に向けた取組の指針として「SDGs 実施指針」が決定されました。実施指針では、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことをビジョンとして定めています。地方自治体は、各種計画や戦略、方針の策定にあたって SDGs の要素を最大限反映し、SDGs 達成に向けた取組を推進することが期待されています。

用語解説 平等(Equality)と公正(Equity)



それぞれの置かれている状況を考慮せず、全員に対して一律に同じ待遇を与える平等(Equality)の視点だけでは、「壁の向こうの景色」を見ることの出来ない人を取り残してしまう可能性があります。それぞれの置かれた状況に応じて待遇を変えるという補完的な取組により、誰一人取り残さず「壁の向こうの景色」を見ることが出来る公正(Equity)を達成することができます。

用語解説 社会的包摂(Social Inclusion)

ヨーロッパ諸国では、1980年代から「貧困」の概念をより拡張した「社会的排除(Social Exclusion)」という概念が着目されてきました。「社会的排除」とは、資源の不足そのものだけを問題視するのではなく、その資源の不足をきっかけに、徐々に社会における仕組みから脱落し、人間関係が希薄になり、社会の中心から周縁へと追いやられることを問題視するものです。

『「社会的包摂」は、「社会的排除」の解消を表す言葉であり、貧困や失業など様々な事情を背景に、社会から結果的に排除されている人々の他者とのつながりを回復し、社会の相互的な関係性の中に引き入れていこうという考え方』です(平成24年度厚生労働白書より引用)。様々な領域にわたる問題が複雑に絡み、自分の力のみでは必要な支援にたどり着くことが困難な子ども・若者、子育て家庭に対しては、抱える問題を全体的・構造的に把握した上で、当事者本位の個別的、継続的、包括的な支援を行う仕組みを構築することが重要です。

(2) 計画の趣旨

平成28年国民生活基礎調査によると、子どもの7人に1人が経済的な貧困に陥っているとされ、本市においても核家族化の進行や地縁関係の希薄化など社会環境が大きく変化する中で、困難を抱えた子どもは特別な存在ではなく、地域全体で支えていく仕組みづくりが必要であるとの声が高まってきました。

そこで、本市では、子どもの貧困対策を子ども・子育て支援施策の中で体系づけ、実施計画を策定するための基礎資料として、2018年度（平成30年度）に「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査」を実施しました。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が2019年（令和元年）に改正され、市町村による計画策定が努力義務とされたことを踏まえ、同法律並びに困難を抱える若者を対象とした「子ども・若者育成支援推進法」に基づく市町村計画として、「藤沢市子ども共育（ともいく）計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 根拠法等

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条2項に基づく市町村子どもの貧困対策推進計画、「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく市町村計画として位置付けます。

(2) 主な関連計画

① 第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画との関係

本計画は、生まれ育つ環境に左右されず、子ども・若者が健やかに成長できるよう「公正」と「包摂」の実現に重点を置く計画です。子ども・子育て分野における全体計画である「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」を補完することで、子ども・子育て分野全体として調和の保たれた計画となるよう策定します。

図表1-2-1 子ども分野における計画の根拠法等

計画名称	市町村計画の名称	根拠法、根拠規定等	位置付け
藤沢市子ども共育計画 (本計画)	子どもの貧困対策推進計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律 第9条2	努力義務
	子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法 第9条	努力義務
第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第61条	義務
	市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法 第8条	任意
	母子保健計画	健やか親子21（第2次）	※

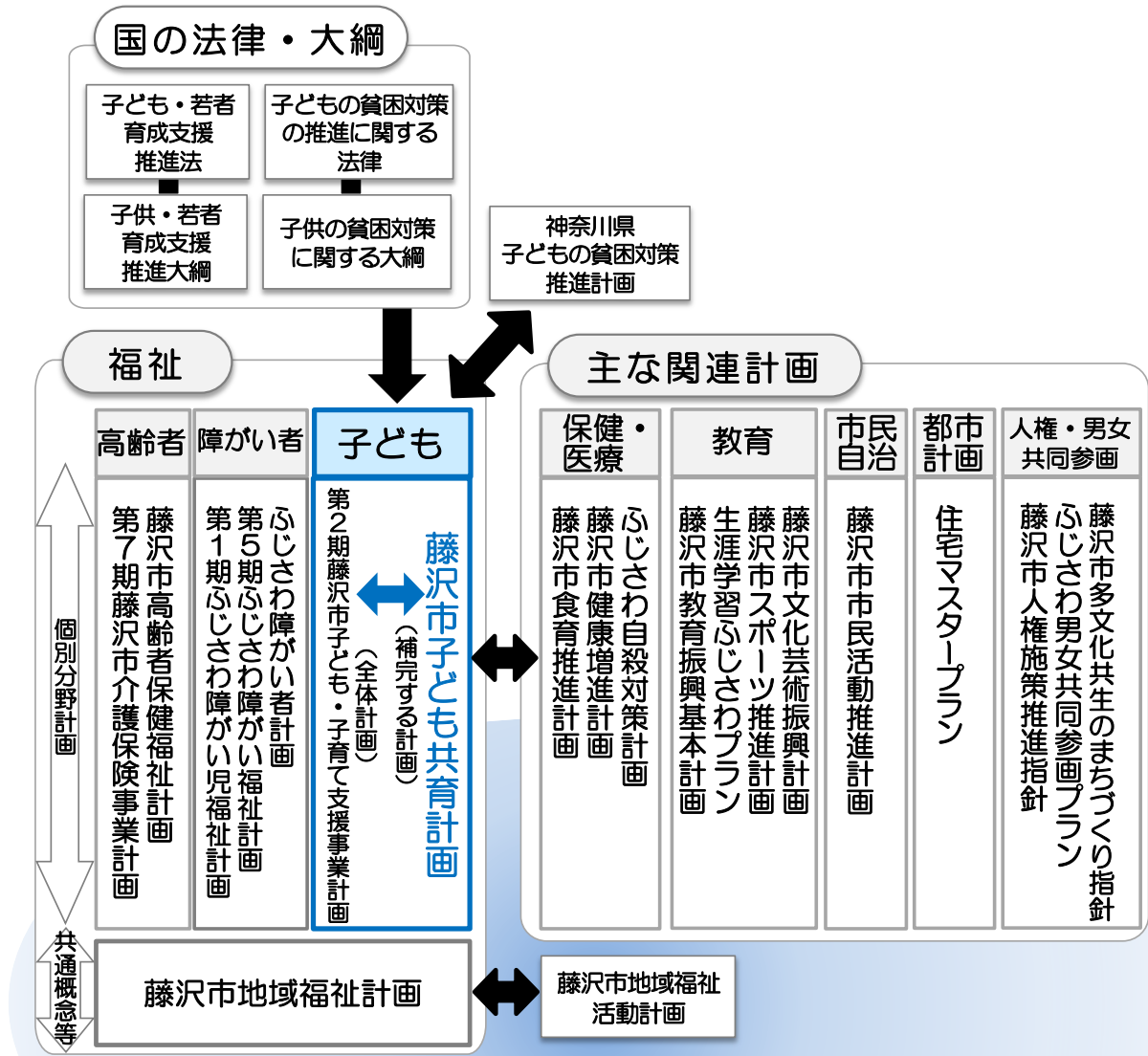
※厚生労働省児童家庭局長通知平成 26 年6月 17 日雇児発 0617 第1号

② 藤沢市地域福祉計画および庁内諸計画との関係

改正社会福祉法により、地域福祉計画が各福祉分野における共通概念等として位置付けられ、地域における高齢者の福祉、障がいのある人の福祉、児童の福祉その他の福祉に関して、共通して取り組むべき事項を一体的に定めることとなりました。

本計画は、藤沢市地域福祉計画との整合性を図るとともに、分野横断的に取り組んでいる藤沢型地域包括ケアシステムの全体的な考え方・方向性を踏まえています。あわせて、福祉分野における個別分野計画として、子ども・若者、子育て家庭を対象とする福祉、保健、教育など関連する本市の各分野の計画と整合を図り、調和の保たれた計画とします。

図表1-2-2 本計画の位置付け



藤沢型地域包括ケアシステム
 誰もが住み慣れた地域で、
 その人らしく安心して暮らし続けられることができるまち

3. 計画の期間

本計画は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とします。

4. 計画の対象

親の妊娠・出産期から子ども・若者の社会的自立に至るまでの、子ども・若者、子育て家庭を対象とします。その中でも、支援の必要性の高い子ども・若者、子育て家庭に対して、優先的に施策を講じるよう配慮します。





第2章 子ども・若者、子育て家庭の状況

1. 実態把握の方法

(1) 統計データによる把握

本市における生活保護制度、就学援助制度、児童扶養手当制度などの制度利用者数、子どもの学力、不登校、進学率などの関連する統計データから実態を整理しました。

(2) アンケート調査

① アンケート調査の実施概要

「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査 アンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）は、子どもや子育て家庭の健康や生活の状況、子どもの学習や経験の状況、保護者の就業や家庭の収入の状況、子どもや子育て家庭の抱える悩みや支援ニーズ等について、広く実態を把握することを目的に実施しました。調査の実施概要は次のとおりです。

図表2-1-1-1 アンケート調査の概要

	5歳児保護者調査	小学校5年生調査 (児童・保護者)	中学校2年生調査 (生徒・保護者)
調査対象	市内の5歳児のいる保護者（全数）	市立小学校（35校）の小学5年生の児童と、その保護者	市立中学校（19校）の中学2年生の生徒と、その保護者
調査方法	各家庭に郵送で配布し、郵送にて回収。	市立小学校を経由して各家庭に配布し、郵送にて回収。	市立中学校を経由して各家庭に配布し、郵送にて回収。
調査期間	平成30年9月22日～10月15日	平成30年9月28日～10月15日	平成30年9月28日～10月31日
配布数	保護者票：3,845件	子ども票：3,957件 保護者票：3,957件	子ども票：3,600件 保護者票：3,600件
回収状況 (回収率)	保護者票：2,457件(63.9%)	子ども票：1,595件(40.3%) 保護者票：1,602件(40.5%)	子ども票：1,049件(29.1%) 保護者票：1,076件(29.9%)

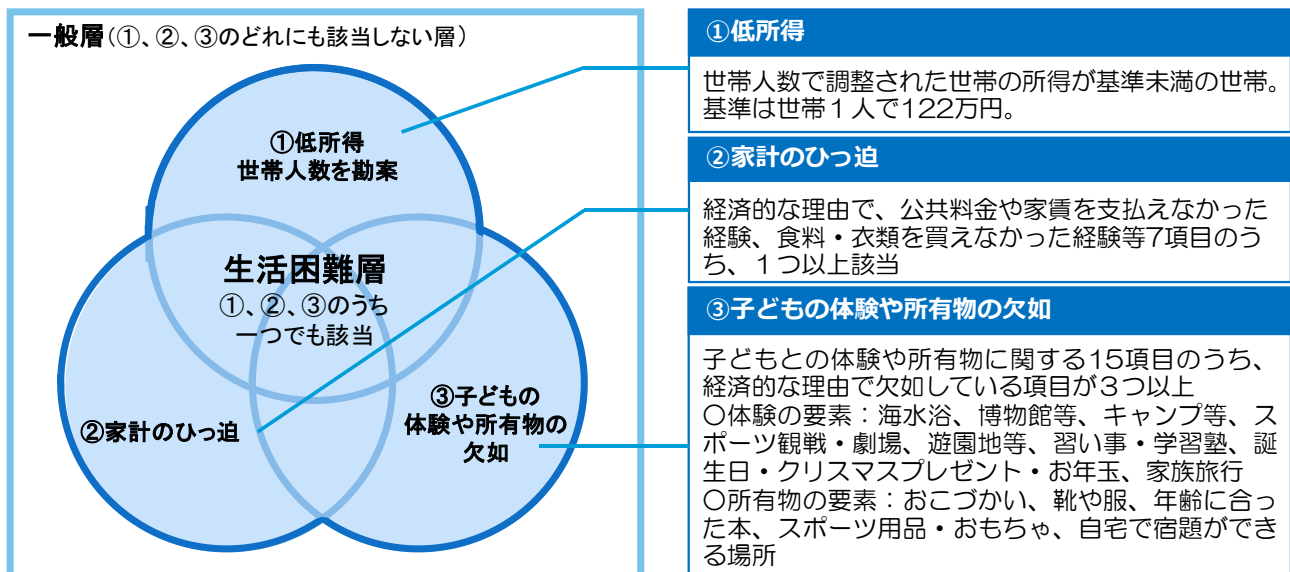
② アンケート調査の分析の視点

アンケート調査の世帯の状況に関する回答結果を用いて、「生活困難層別」、「世帯タイプ別」、「子どもの養育の要因別」に回答者の世帯を分類し、クロス集計による分析を行いました。クロス集計は、「回答者をいくつかのグループに分け、グループによってどのような状況の違いがあるかを分析する」という目的で実施しました。なお、小学5年生調査、中学2年生調査では、保護者の調査票と子どもの調査票を、同一世帯の情報として紐づけて分析しています。

(ア) 「生活困難層」の視点

家庭の経済的な生活困難の状況は、アンケート調査回答の①低所得、②家計のひっ迫、③子どもの体験や所有物の欠如の3要素への該当状況により判定しました。3要素の1つに該当する場合を「生活困難層」、2つ以上に該当する場合を「困窮層」と分類しました。

図表2-1-1-2 生活困難層の抽出条件



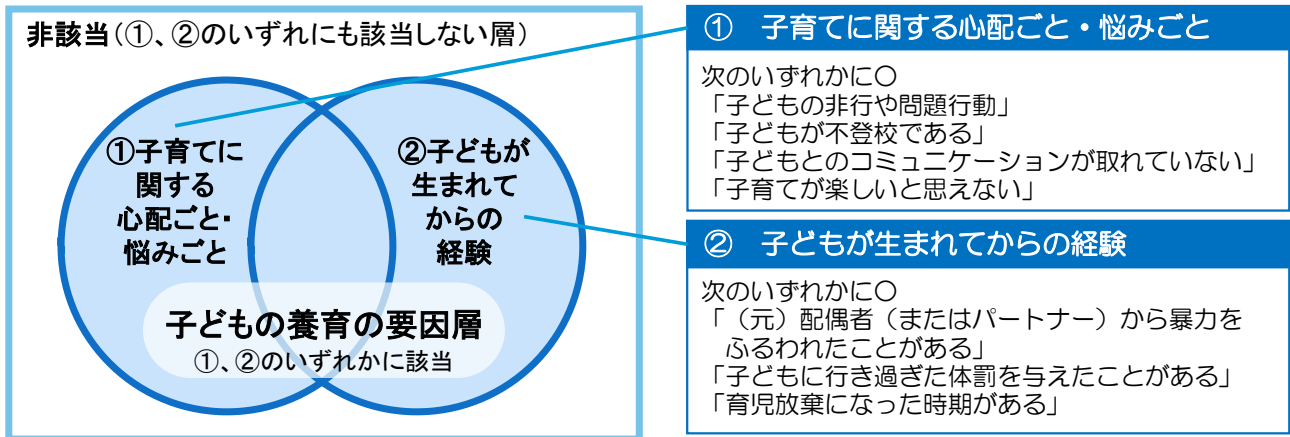
(イ) 「世帯タイプ」の視点

「世帯タイプ」は、アンケート調査回答の保護者の婚姻状況と、同居家族の状況から、「ひとり親世帯（2世代同居）」、「ひとり親世帯（3世代同居）」、「ふたり親世帯（2世代同居）」、「ふたり親世帯（3世代同居）」の4分類を設けて分析をしました。「ひとり親世帯（2世代同居）」は、保護者の婚姻状況が配偶者と「離別（別居）」「死別」「未婚・非婚」のいずれかに該当し、祖父母と同居していない世帯を指します。

(ウ) 「子どもの養育の要因層」の視点

「子どもの養育の要因層」は、厚生労働省の「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」に掲載されている「リスク因子の主な指標例」を参考に、アンケート調査の設問から次のように該当条件を設定しました。

図表2-1-1-3 子どもの養育の要因層の抽出条件



アンケート調査への回答状況から、子どもの養育状況に具体的な影響が出ているか、子どもの養育に影響が出るリスクが高いと想定されるグループを「子どもの養育の要因層」と分類しました。

(3) ヒアリング調査

様々な困難を抱える子ども・若者、子育て家庭と、普段から接点を持っている関係者や支援者に、子どもや世帯の日常的な生活の様子、世帯の特徴、抱えている困りごとを伺い、様々な困難の背景にある要因や子どもの育ちに与える影響を把握するという目的で実施しました。子どもや保護者の支援に関連する32団体を対象として、2018年(平成30)年8~10月にかけて実施しました。

ヒアリング調査では、「経済的な貧困」に限定せず、子どもの社会的自立に向けた育ちを阻害する様々な要因や課題を含めて、支援に関わっているそれぞれの立場から気になる子どもや子育て家庭の実態についてヒアリングを行いました。なお、ヒアリングを受けた支援者が把握した子どもや子育て家庭の状況であるため、当然にすべてのケースを代表するものではなく、また網羅的に課題が把握されていない可能性がある点に留意が必要です。

2. 子ども、若者、子育て家庭に関する概況

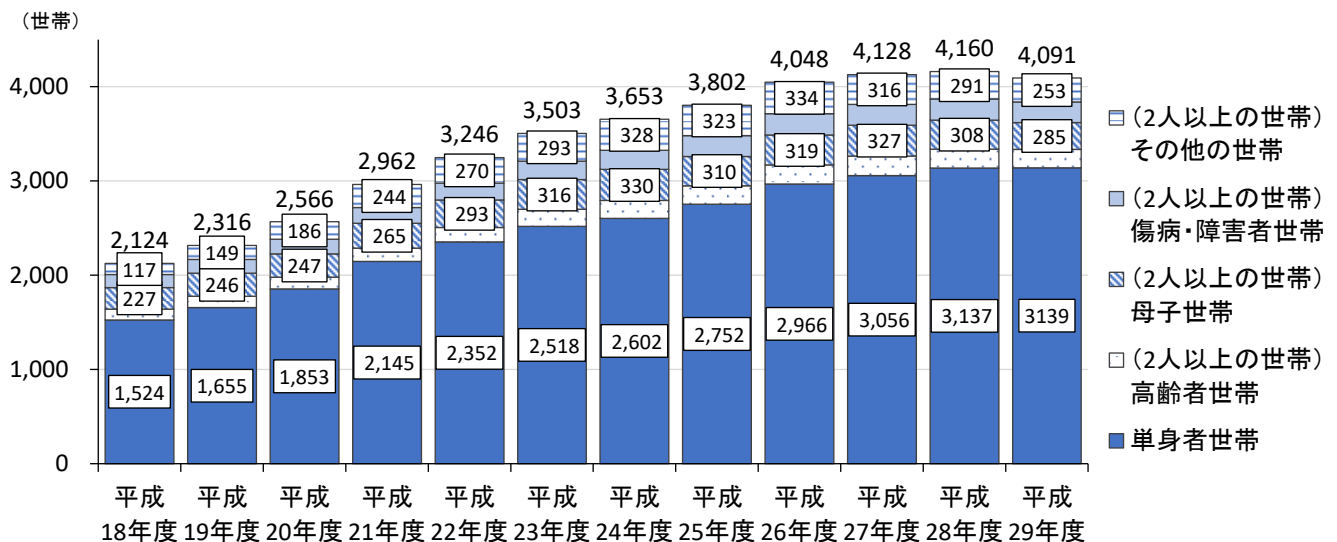
(1) 困難を抱えやすい子ども、子育て家庭の概況

① 経済的困窮を抱える世帯

(ア) 生活保護受給世帯数の推移

本市の生活保護受給世帯の数は、単身者世帯を中心に増加傾向にあり 2018 年（平成 30 年）3 月末時点で 4,091 世帯となっています。2006 年度（平成 18 年度）から 2017 年度平成 29（年度）の変化をみると、「母子世帯」は約 1.3 倍、「その他の世帯」は約 2.2 倍に増加しています。

図表2-2-1-1 本市の生活保護受給世帯数の推移

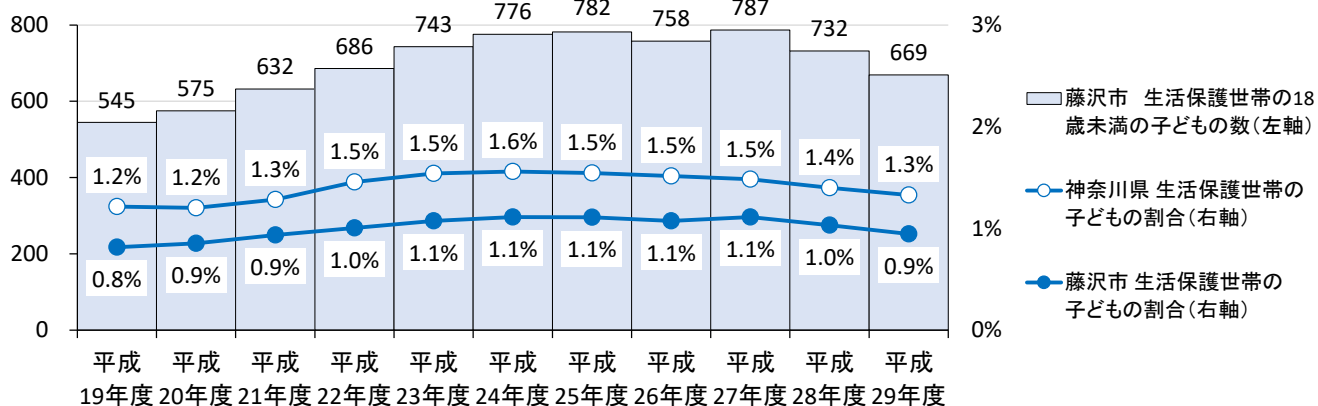


出典：神奈川県「神奈川県福祉統計」
※各年度3月時点

(イ) 生活保護受給世帯の18歳未満の子どもの数

本市の生活保護受給世帯の18歳未満の子どもの数は、2007年度（平成19年度）から2017年度（平成29年度）にかけて約1.2倍に増加しました。2017年度（平成29年度）時点で669人、本市の18歳未満の子どもに占める割合は0.9%となっています。神奈川県の生活保護受給世帯の子どもの割合と比較すると、本市の割合は低い傾向にあります。

図表2-2-1-2 生活保護受給世帯数の子どもの数と割合の推移

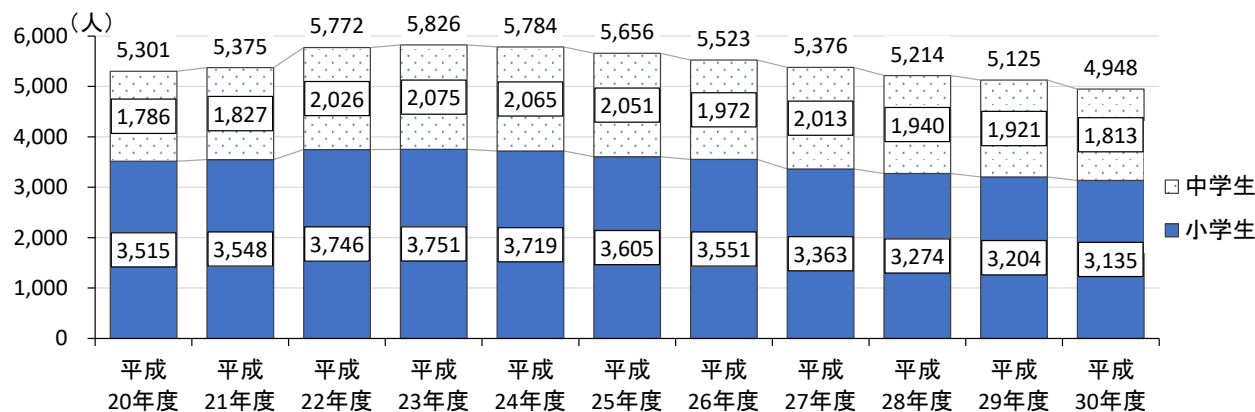


出典：藤沢市「藤沢市の人口と世帯数 年齢別人口（住民基本台帳による）」、神奈川県「神奈川県福祉統計」「神奈川県年齢別人口統計調査」より作成
 ※生活保護受給世帯に属する18歳未満の子どもの数の、18歳未満の子ども全体に対する割合。
 ※各年度7月末時点の値。ただし、神奈川県の18歳未満の子どもの数（分母）は各年1月1日時点の値。

(ウ) 就学援助受給世帯の数

就学援助制度とは、経済的な理由によって就学が困難な市立小学生と市立中学生の保護者を対象に給食費等の援助をする制度です。本市の就学援助受給世帯の子どもの数をみると、2011年度（平成23年度）以降減少が続いており、2018年度（平成30年度）は4,948人となっています。

図表2-2-1-3 就学援助受給世帯の子どもの数(小学生・中学生)の推移

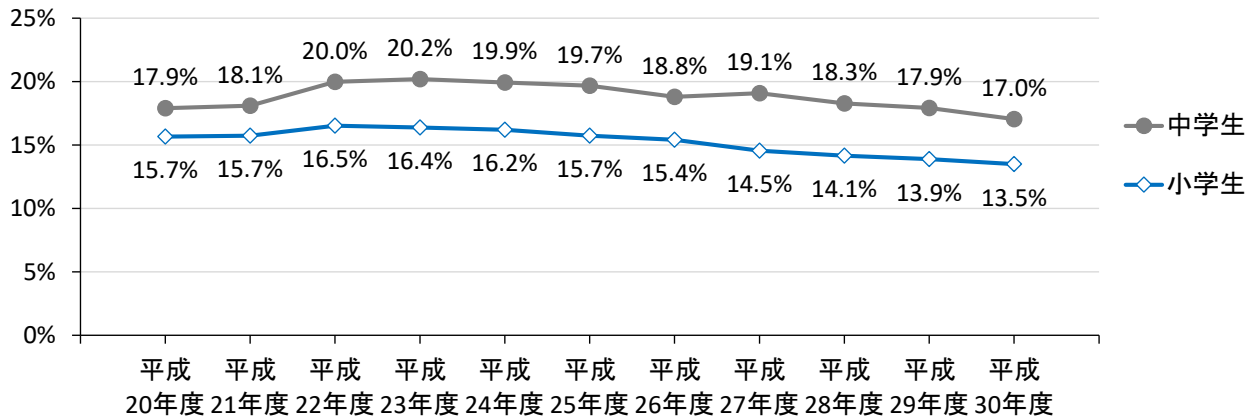


出典：藤沢市教育委員会
 ※就学援助受給世帯の小学生・中学生の数は、2008・2009年度（平成20・21年度）は8月30日時点、2018年度（平成30年度）は10月1日時点、それ以外は各年度3月末時点の値。

(工) 就学援助受給世帯の子どもの割合

就学援助受給世帯の子どもの割合をみると、小学生は2011年度（平成23年度）以降、中学生は2012年度（平成24年度）以降ゆるやかな減少傾向にあります。2018年度（平成30年度）では、小学生が13.5%、中学生が17.0%となっています。また、小学生と中学生を比べると、中学生のほうが就学援助率が高い傾向にあります。

図表2-2-1-4 就学援助受給世帯の子どもの割合（小学生・中学生）



出典：藤沢市教育委員会

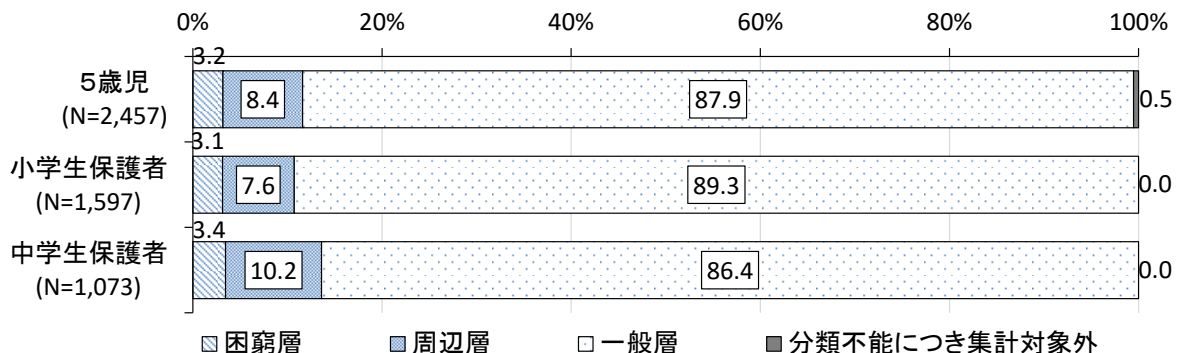
※小学生は、就学援助受給世帯の小学生の数をもとに、小学校の児童の数を分母として算出した。中学生は、就学援助受給世帯の中学生の数をもとに、中学校の生徒の数を分母として算出した。就学援助受給世帯の小学生の数・中学生の数（分子）は、2008・2009年度（平成20・21年度）は8月30日時点、2018年度（平成30年度）は10月1日時点、それ以外は各年度3月末時点の値。小学校の児童の数・中学校の生徒の数（分母）は各年度5月1日時点の値。

(オ) アンケート調査における生活困難層の割合

アンケート調査において、子育て家庭の経済的な生活困難の状況は、①低所得、②家計のひっ迫、③子どもの体験や所有物の欠如の3要素への該当状況で判定しています。

3要素のうち1つ以上該当する「生活困難層」は5歳児では全体の11.6%、小学5年生は10.7%、中学2年生では13.6%となっています。2要素に該当する「困窮層」は5歳児で3.2%、小学5年生は3.1%、中学2年生では3.4%となっています。

図表2-2-1-5 アンケート調査における生活困難層の分布状況

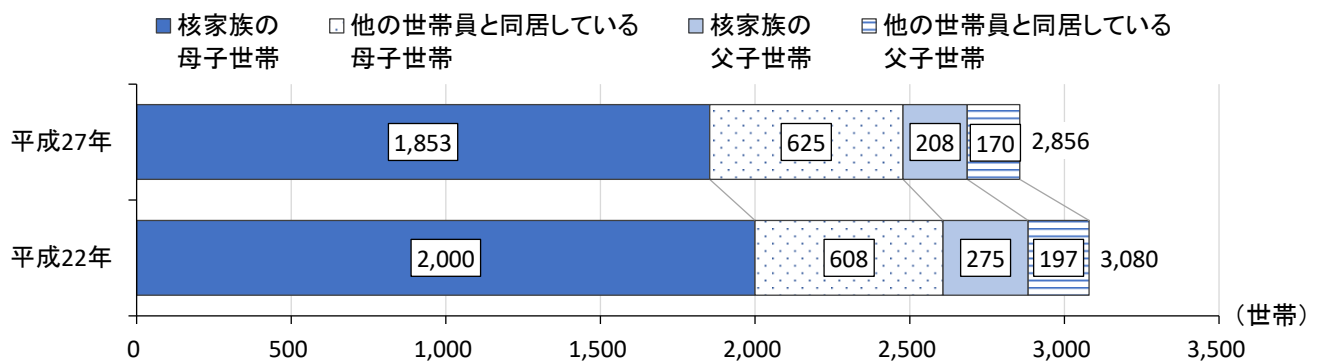


② ひとり親世帯

(ア) 18歳未満の子どものいる世帯数*

国勢調査結果によると、本市の18歳未満の子どものいるひとり親世帯の数は2010年（平成22年）の3,080世帯から2015年（平成27年）の2,856世帯に減少しています。ひとり親世帯のうち、母子世帯が全体の8割以上を占め、特に親と子のみの核家族の母子世帯が多くなっています。18歳未満の子どものいる世帯のうち、ひとり親世帯の割合は2015年（平成27年）時点で6.8%となっています。

図表2-2-1-6 18歳未満の子どものいるひとり親世帯の数(本市、世帯類型別)



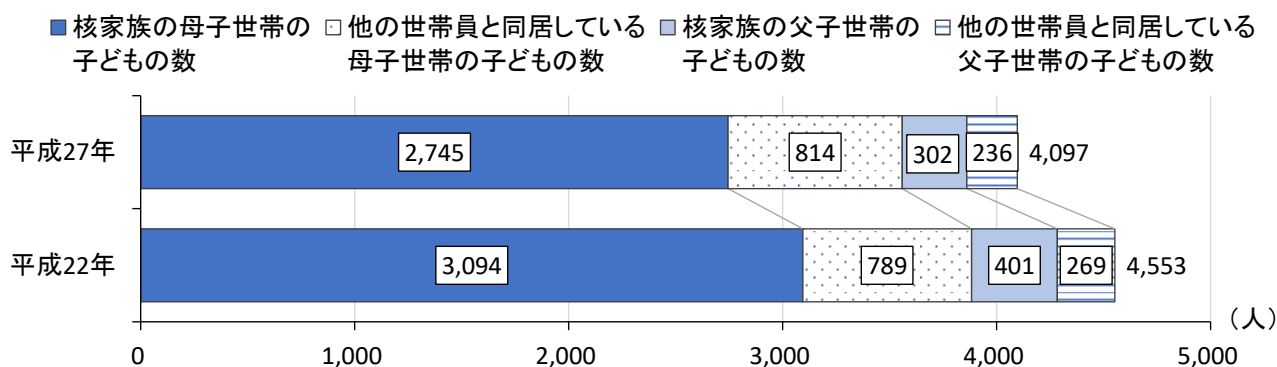
出典：総務省「国勢調査」

※図の「核家族の母（父）子世帯」は、国勢調査の「母（父）子世帯」の「18歳未満世帯員がいる一般世帯数」を指す。「他の世帯員と同居している母（父）子世帯」は、国勢調査の「母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）」の「18歳未満世帯員がいる一般世帯数」から「母（父）子世帯」の「18歳未満世帯員がいる一般世帯数」を除いた値を指す。なお、国勢調査の「母（父）子世帯」は、「未婚、死別または離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員（20歳以上の子供を除く。）からなる一般世帯」とされているため、例えば21歳と17歳のきょうだいがいるひとり親世帯などはここには含まれないという点に留意が必要。

(イ) 18歳未満の子どものいるひとり親世帯の子どもの数*

国勢調査結果によると、本市の18歳未満の子どものいるひとり親世帯の子どもの数は、2010年（平成22年）の4,553人から2015年（平成27年）には4,097人に減少しています。世帯類型の内訳をみると、母子世帯の子どもが8割以上を占め、特に親と子のみの核家族の母子世帯が多くなっています。18歳未満の子どもに占めるひとり親世帯の子どもの割合は、2015年（平成27年）時点で5.9%となっています。

図表2-2-1-7 18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の子どもの数(本市、世帯類型別)



出典：総務省「国勢調査」

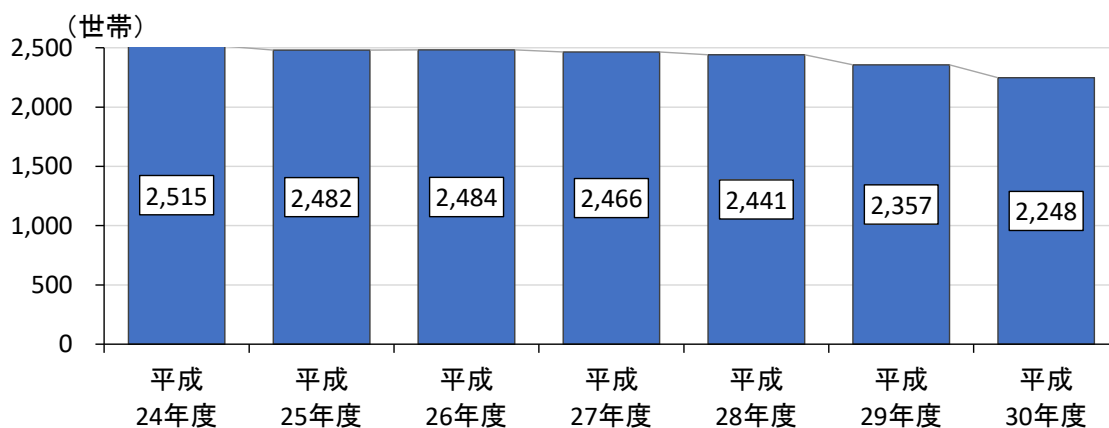
※ここでの「核家族の母(父)子世帯の子どもの数」は、国勢調査の「母(父)子世帯」の「18歳未満世帯人員」を指す。「他の世帯員と同居している母(父)子世帯の子どもの数」は、国勢調査の「母(父)子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)」の「18歳未満世帯人員」から「母(父)子世帯」の「18歳未満世帯人員」を除いた値を指す。なお、国勢調査の「母(父)子世帯」は、「未婚、死別または離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子ども及び他の世帯員(20歳以上の子供を除く。）」からなる一般世帯」とされているため、例えば21歳と17歳のきょうだいがいるひとり親世帯などはここには含まれないという点に留意が必要。

(ウ) 児童扶養手当受給世帯数

児童扶養手当とは、父母の離婚・父又は母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童について手当を支給する制度です。所得制限があり、児童扶養手当の一部または全部が支給されないことがあります。

本市で児童扶養手当を受給している世帯数の推移をみると、2012年度(平成24年度)には2,515世帯でしたが、2018年度(平成30年度)は2,248世帯となっています。

図表2-2-1-8 児童扶養手当受給世帯数の推移(本市)



出典：子育て給付課資料

※各年度3月31日時点の値。

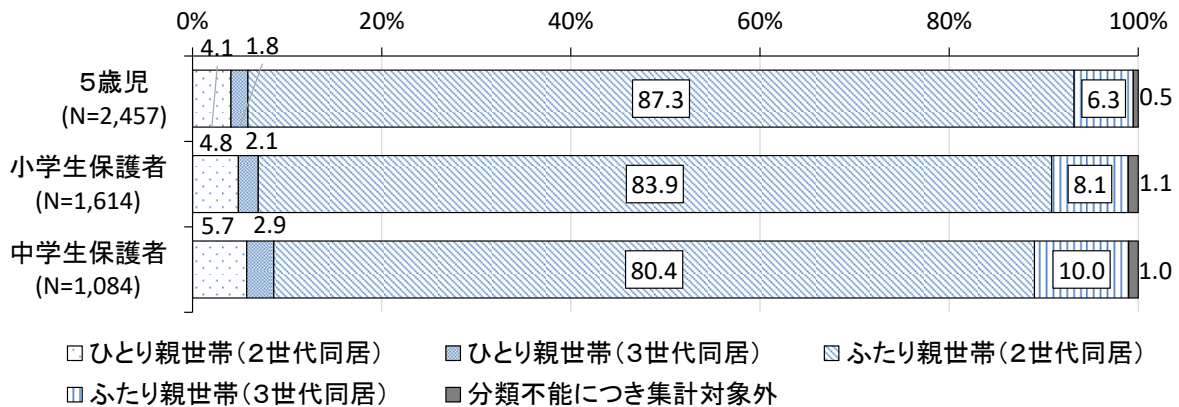
※児童扶養手当全部支給停止の世帯数は除く。

※児童扶養手当は、きょうだいで18歳以上や20歳以上の子どもがいる世帯のひとり親や、父母ともに不明である児童を監護している人にも支給されることがあるため、国勢調査のひとり親世帯数と単純に比較することは出来ない点に留意が必要。

(エ) アンケート調査におけるひとり親世帯の割合

アンケート調査で、5歳児の同居家族の世帯タイプをみると、ひとり親世帯（2世代同居）が4.1%、ひとり親世帯（3世代同居）が1.8%、ふたり親世帯（2世代同居）が87.3%、ふたり親世帯（3世代同居）が6.3%となっています。祖父母と同居していない、ひとり親世帯（2世代同居）は、大人一人が、仕事、育児、家事を担う必要があり、他の世帯タイプと比較して時間資源が不足する状況にあると考えられます。

図表2-2-1-9 アンケート調査における同居家族の世帯タイプの分布状況



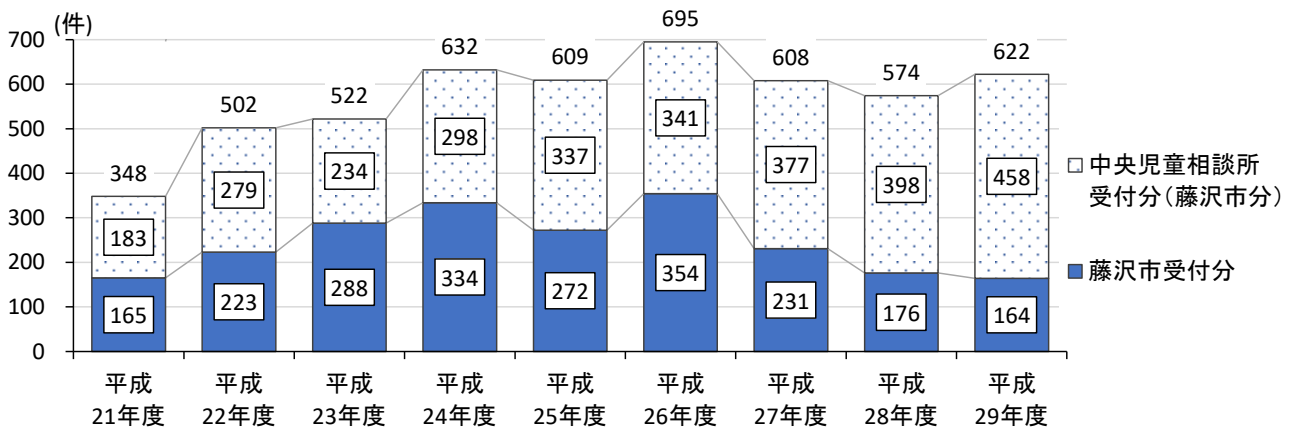
③ 児童虐待、子育てに困難を抱える世帯

(ア) 虐待相談件数の推移

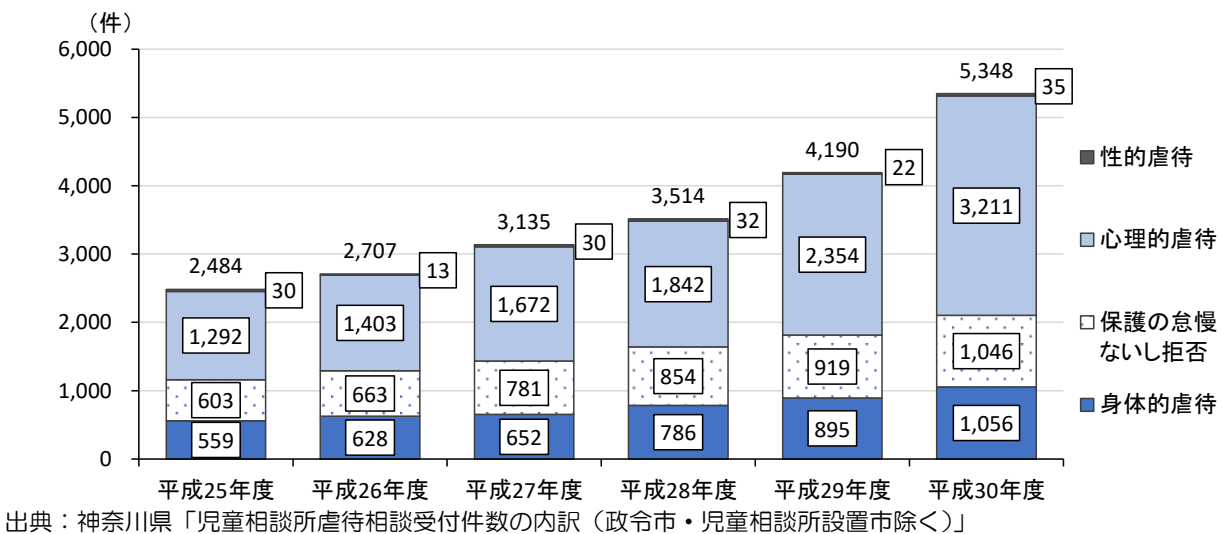
本市に関連する虐待相談の新規受付件数の推移をみると、2009年度（平成21年度）は中央児童相談所受付分（藤沢市分）と藤沢市受付分の合計が348件でしたが、2017年度（平成29年度）は622件となり、過去9年間で約1.8倍に増加しています。

神奈川県児童相談所の虐待相談受付件数の内容別の内訳をみると、心理的虐待、身体的虐待、保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）、性的虐待の順に多くなっています。過去6年間で心理的虐待は約2.5倍、身体的虐待は約1.9倍、保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）は約1.7倍に増加しました。

図表2-2-1-10 虐待相談の新規受付件数(中央児童相談所・藤沢市)



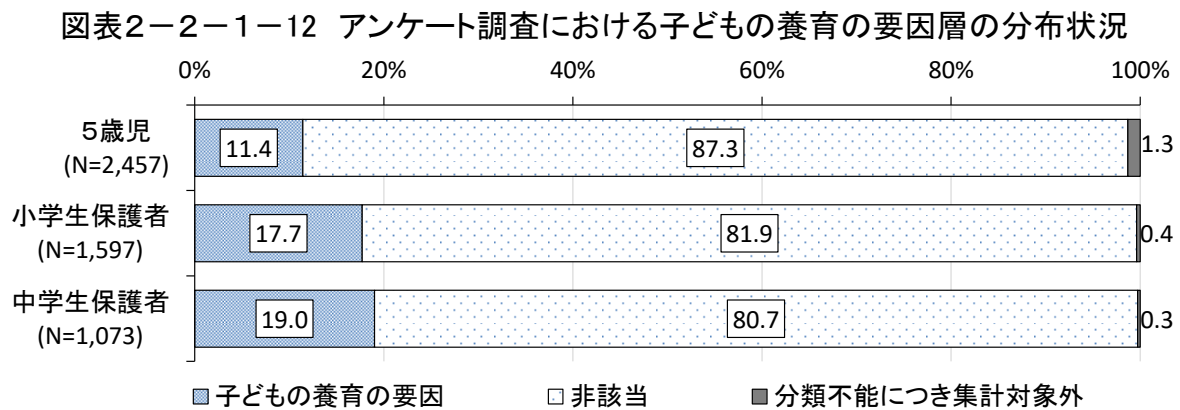
図表2-2-1-11 神奈川県児童相談所虐待相談受付内容別件数
(政令市・児童相談所設置市除く)



(イ) アンケート調査における子どもの養育に困難を抱える層の分布状況

厚生労働省の「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」に掲載された「リスク因子の主な指標例」を参考に、アンケート調査回答のリスク因子への該当状況から子どもの養育に困難を抱える層（子どもの養育の要因層）を区分し集計しました。

子どもの養育の要因層に該当するのは、5歳児で11.4%、小学5年生で17.7%、中学2年生で19.0%となっています。



④ ヒアリング調査の個別事例の子ども・子育て家庭

ヒアリング調査では、44件の個別事例について、子どもや子育て家庭と接点を持つ支援者から聞き取りを行いました。

44件の個別事例のうち、両親のいる世帯の事例は15件で、ひとり親世帯の事例は29件でした。生活保護制度を利用している世帯は12件、保護者に障がいあるいは重い疾病のあるケースが15件、子どもに障がい（発達障がい含む）あるいは重い疾病のあるケースが9件、4人以上の子どもがいる多子世帯のケースが9件、両親の片方あるいは両方が外国籍の世帯が10件となっていました。

また、「ひとり親世帯」「保護者が子どもに障がい・疾病がある」「4人以上の多子」「外国籍の保護者」の世帯の状況が、複数重なっていることが把握された個別事例は44件中23件でした。

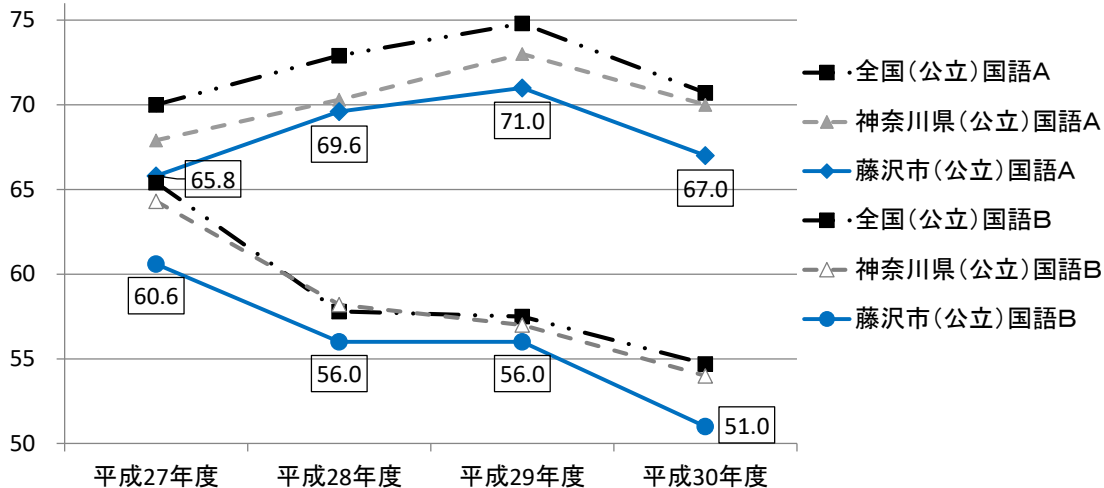
(2) 子ども・若者に関わる概況

① 児童生徒の学力の状況

(ア) 全国学力・学習状況調査の結果（市立小学校）

文部科学省が実施している全国学力・学習状況調査の結果をみると、藤沢市の小学生の国語および算数の平均得点率は、神奈川県や全国の小学生よりも低い傾向にあります。

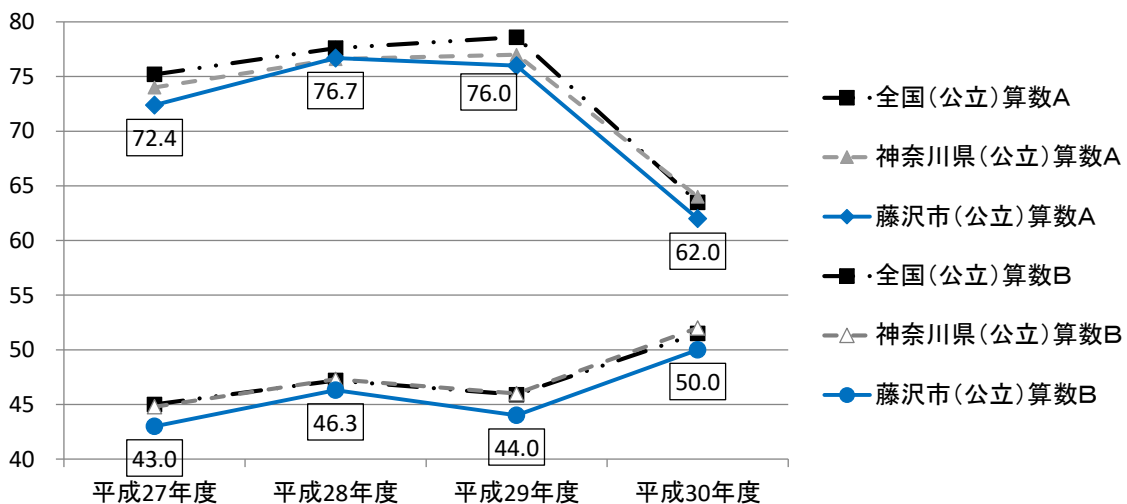
図表 2-2-2-1 全国学力・学習調査の結果（公立小学校6年生・国語）



出典：藤沢市教育委員会

※国語Aは主として「知識」を問う問題で、身につけておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など。国語Bは、主として「活用」を問う問題で、知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力など。

図表 2-2-2-2 全国学力・学習調査の結果（公立小学校6年生・算数）



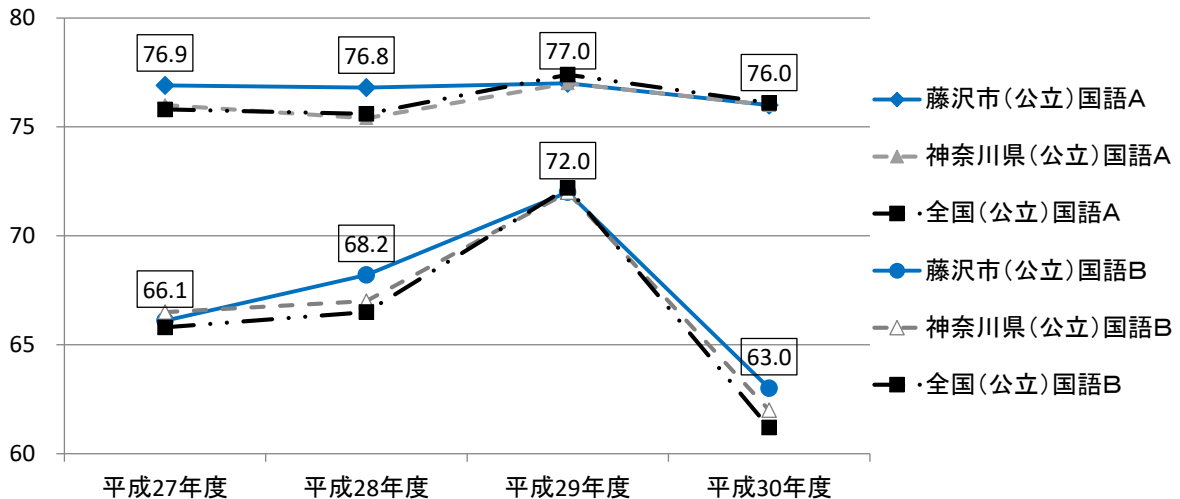
出典：藤沢市教育委員会

※算数Aは主として「知識」を問う問題で、身につけておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など。算数Bは、主として「活用」を問う問題で、知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力など。

(イ)全国学力・学習状況調査の結果（市立中学校）

中学生の全国学力・学習状況調査の結果をみると、藤沢市の公立中学校生徒の国語および数学の平均得点率は、神奈川県や全国の中学生より高い傾向にあります。

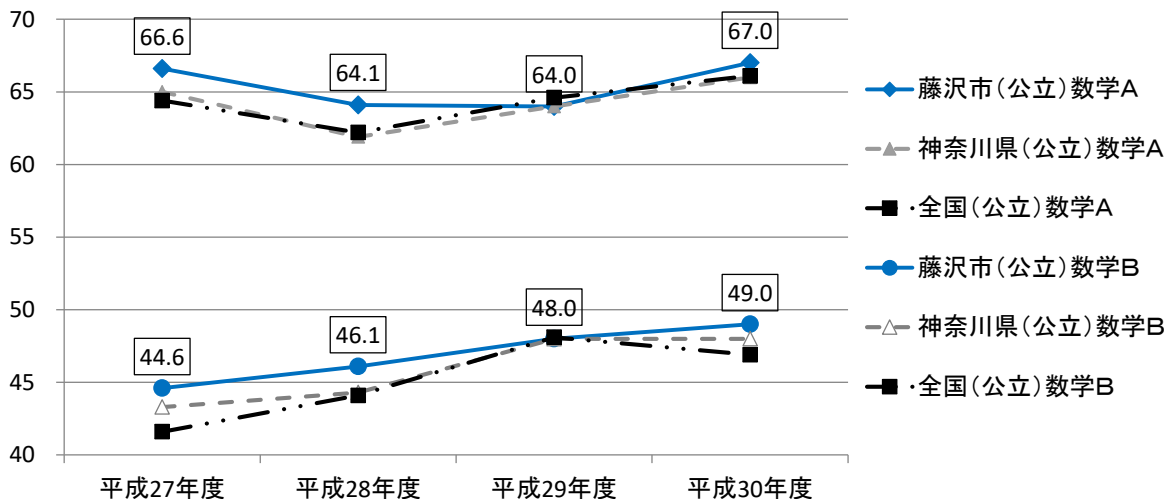
図表 2-2-2-3 全国学力・学習調査の結果(公立中学校・国語)



出典：藤沢市教育委員会

※国語Aは主として「知識」を問う問題で、身につけておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など。国語Bは、主として「活用」を問う問題で、知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力など。

図表 2-2-2-4 全国学力・学習調査の結果(公立中学校・数学)



出典：藤沢市教育委員会

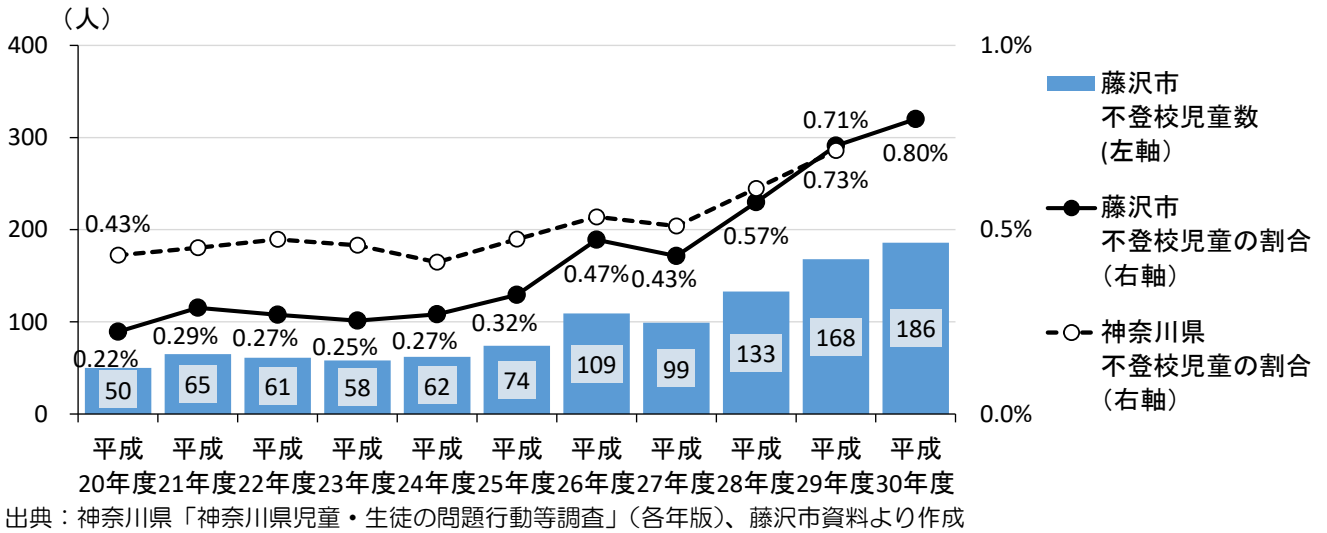
※数学Aは主として「知識」を問う問題で、身につけておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など。数学Bは、主として「活用」を問う問題で、知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力など。

② 不登校の児童・生徒の状況

(ア) 市立小学校の不登校の児童の数と割合

本市の市立小学生のうち年間30日以上欠席した不登校児童の数は、2002年度（平成20年度）には50人（0.2%）でしたが、2018年度（平成30年度）は186人（0.8%）と、約3.7倍となっています。

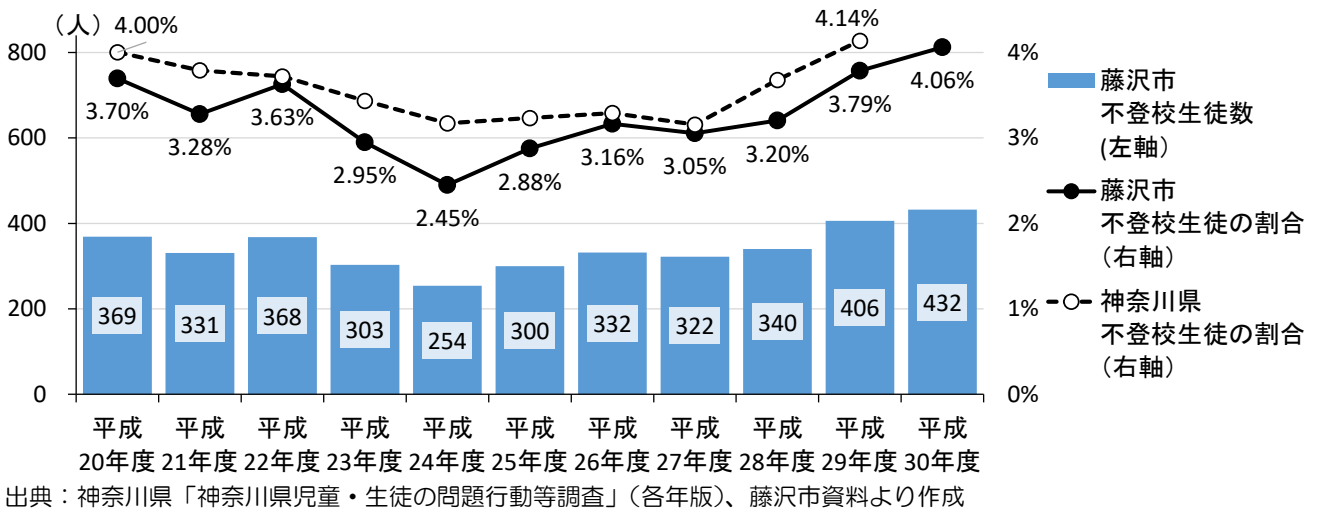
図表 2-2-2-5 不登校児童数と割合の推移（公立小学校）



(イ) 市立中学校の不登校の生徒の数と割合

本市の市立中学生のうち年間30日以上欠席した不登校生徒の数は、直近は増加傾向にあり、2018年度（平成30年度）は432人（4.1%）となっています。

図表 2-2-2-6 不登校生徒数と割合の推移（公立中学校）

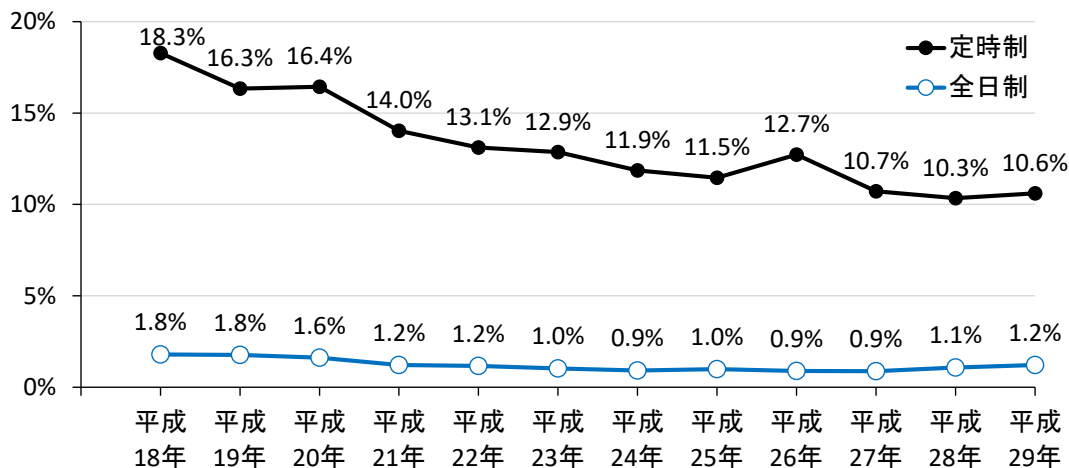


③ 高校生の中途退学・進路の状況

(ア) 高等学校の中途退学率（神奈川県公立高等学校等）

神奈川県の公立高等学校の2017年度（平成29年度）の中途退学率は、全日制では1.2%で横ばいの傾向にあります。定時制では低下傾向にあるものの、2017年度（平成29年度）で10.6%と全日制と比較して中途退学率が高くなっています。

図表 2-2-2-7 高等学校の中途退学率(神奈川県・公立高等学校等)

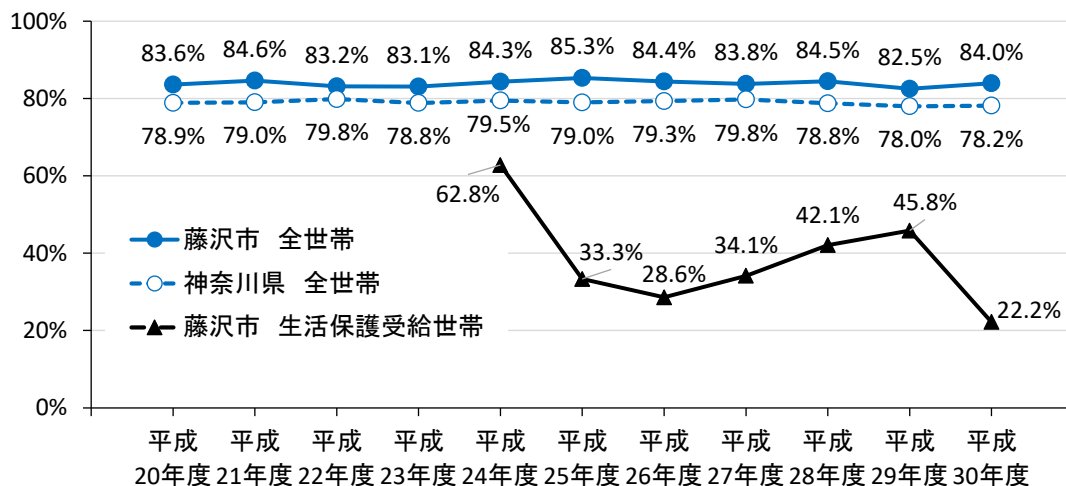


出典：神奈川県「神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」(各年版)

(イ) 高等学校卒業後の進学率

本市の高等学校卒業後の進学率は横ばいの傾向にあり、2018年度（平成30年度）で84.0%となっています。本市の生活保護受給世帯の子どもの高等学校卒業後の進学率を見ると、2018年度（平成30年度）で22.2%となっており、全体と比較して低くなっています。

図表 2-2-2-8 高等学校卒業後の進学率

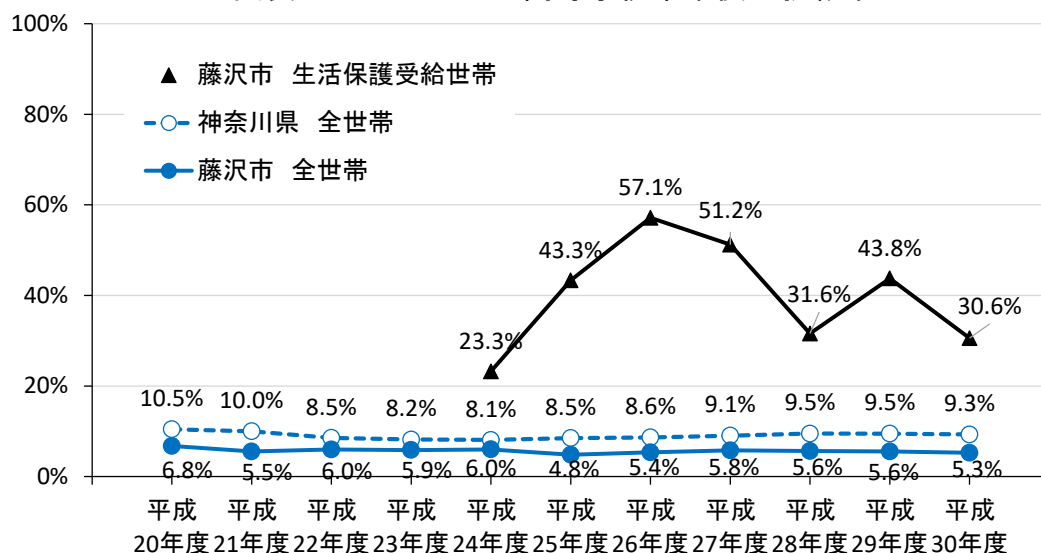


出典：神奈川県「神奈川県学校基本統計（学校基本調査報告書）」(各年版) ※平成30年度は速報版

(ウ) 高校卒業後の就職率

本市の高等学校卒業後の就職率は横ばいの傾向にあり、2018年度(平成30年度)で5.3%となっています。本市の生活保護受給世帯の子どもの高等学校卒業後の就職率を見ると、2018年度(平成30年度)で30.6%となっており、全体と比較して高くなっています。

図表 2-2-2-9 高等学校卒業後の就職率



出典：神奈川県「神奈川県学校基本統計（学校基本調査報告書）」（各年版）※平成30年度は速報版（要更新）

④ ひきこもりの推計（全国）

2010年（平成22年）、2015年（平成27年）に内閣府が実施した調査によると、広義のひきこもりの割合は1.57%で、全国で54.1万人と推計されています。

図表 2-2-2-10 全国のひきこもりの推計

区分	平成22年2月調査		平成27年12月調査	
	推計数	有効回収率に占める割合	推計数	有効回収率に占める割合
狭義のひきこもり※1	23.6万人	0.60%	17.6万人	0.51%
準ひきこもり※2	46.0万人	1.19%	36.5万人	1.06%
合計（広義のひきこもり）	69.6万人	1.79%	54.1万人	1.57%

出典：内閣府「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」2009年度（平成21年度）内閣府「若者の生活に関する調査」2015年度（平成27年度）内閣府

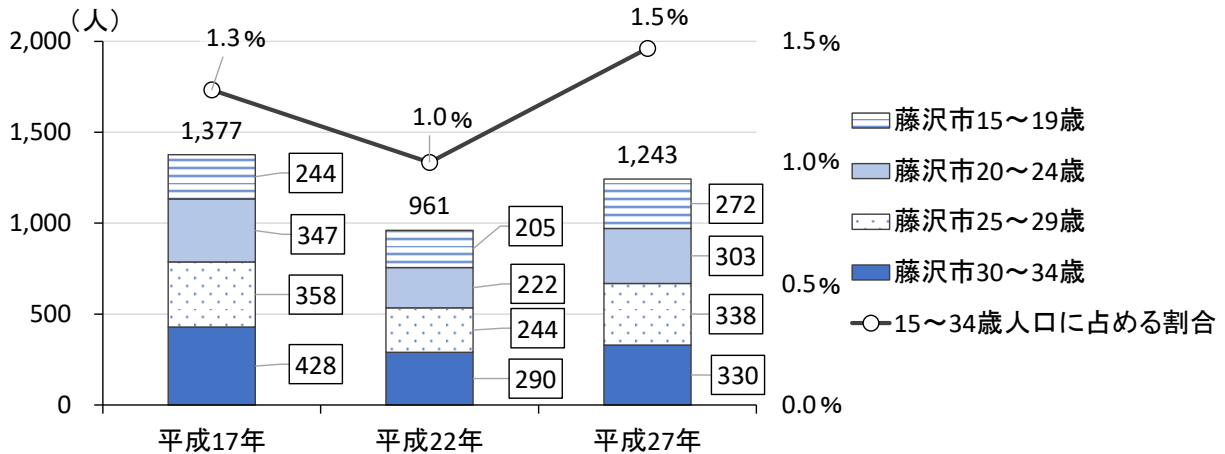
※1 狭義のひきこもりは、「自室からほとんど出ない」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」の回答の合計の割合

※2 準ひきこもりは、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」と回答した割合

⑤ 若年無業者（ニート）

本市の若年無業者（15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者、いわゆるニート）の数は、2015年（平成27年）時点で1,243人で、15～34歳人口に占める割合は1.5%となっています。

図表 2-2-2-11 若年無業者（ニート）の数と割合



出典：総務省「国勢調査」

※若年無業者（ニート）の定義は、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者。完全失業者は含まない。

⑥ 自殺

2017年（平成29年）の人口動態調査によると、本市の10歳代から20歳代の死因の第1位は自殺となっています。また、本市の自殺に関する特徴の1つに、子育て世代である20歳代から50歳代の男女では経済、勤務、家族問題を抱えた生活困窮が要因となっていることが挙げられます*。

図表 2-2-2-12 年齢階級別の死因

年代	第1位	第2位	第3位
10歳代	自殺	悪性新生物	その他の外因
20歳代	自殺	その他の外因	—
30歳代	悪性新生物	自殺	心疾患
40歳代	悪性新生物	自殺	心疾患
50歳代	悪性新生物	心疾患	自殺、脳血管疾患

出典：厚生労働省「2017年（平成29年）人口動態調査」

※「ふじさわ自殺対策計画」2019年（平成31年）

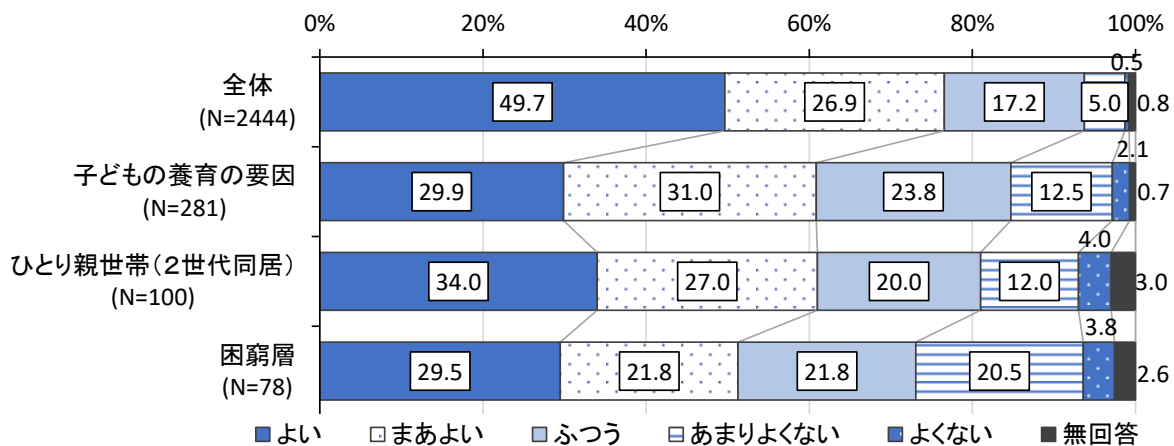
3. 実態調査結果から把握した保護者と子どもの状況

(1) 保護者・子どもの心身の健康

① 保護者の状況

- 困窮層の5歳児保護者の5人に1人は、健康状態がよくないと回答しました。

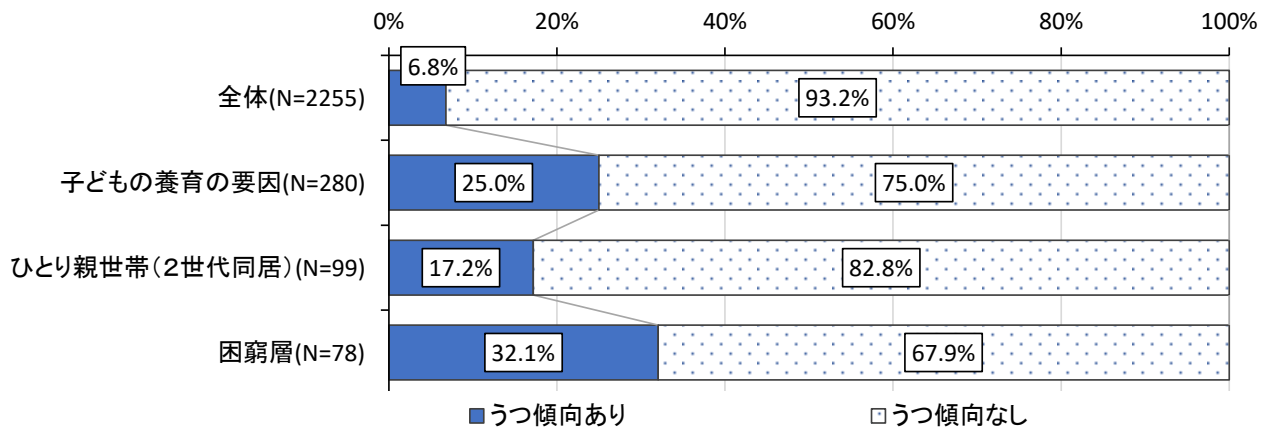
図表2-3-1-1 保護者の健康状態(5歳児保護者)



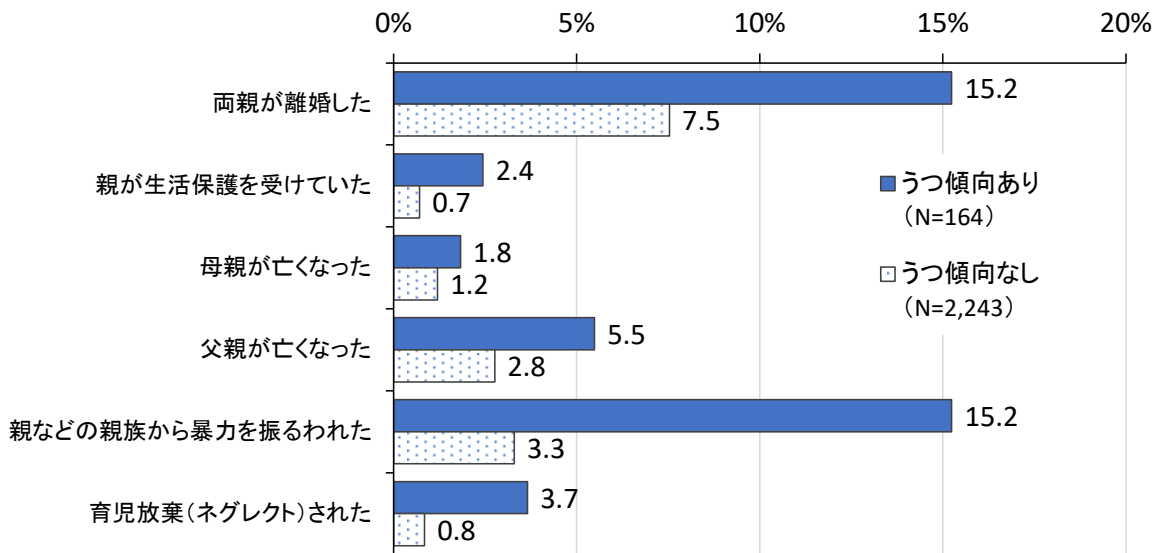
- 子どもの養育の要因層、ひとり親世帯（2世代同居）、困窮層の保護者には、うつ傾向※が相対的に高い傾向がみられました。
- うつ傾向のある回答をした保護者は、子どもの頃に親からの虐待を受けた経験や、配偶者からのDVを受けた経験、子どもへの育児放棄や体罰、子どもへの虐待の経験、自殺念慮の経験を回答した割合が高い傾向がみられました。

※ うつ傾向の有無は、過去1か月間の保護者の心の状態についての回答状況をもとに集計を行いました。具体的には、ここ1カ月について、「そろそろ、落ち着かなく感じましたか」「気分が沈み込んで、何が起こっても気が晴れないように感じましたか」「何をしても面倒だと感じましたか」「絶望的だと感じましたか」「自分は価値のない人間だと感じましたか」の5項目について、「いつも」4点、「たいてい」3点、「ときどき」2点、「少しだけ」1点、「全くない」0点として、回答の得点の合計が10点以上を「うつ傾向あり」として集計しました。

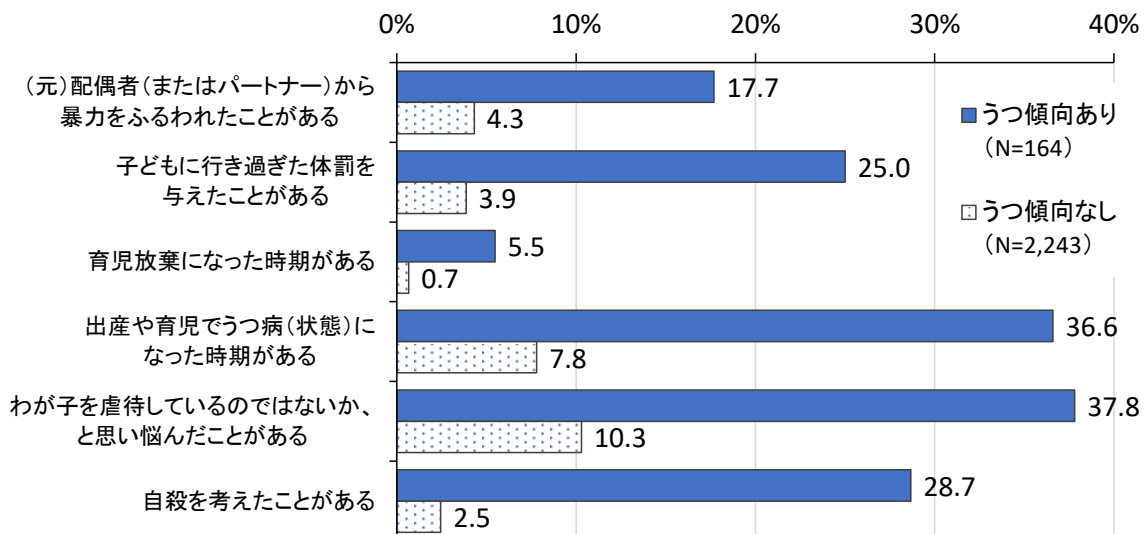
図表2-3-1-2 うつ傾向のある回答をした保護者の割合(5歳児保護者)



図表2-3-1-3 うつ傾向と成人前の保護者の経験(5歳児保護者)



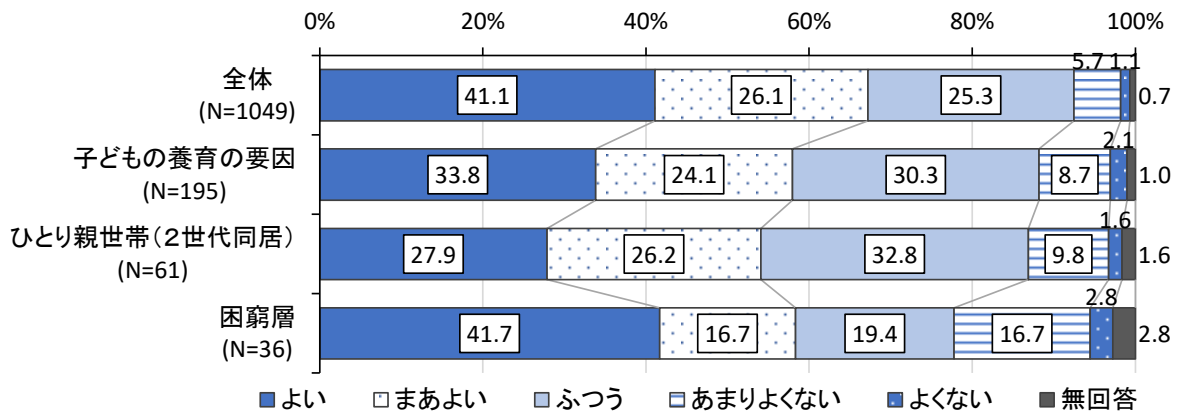
図表2-3-1-4 うつ傾向と子どもが生まれた後の保護者の経験(5歳児保護者)



② 子どもの状況

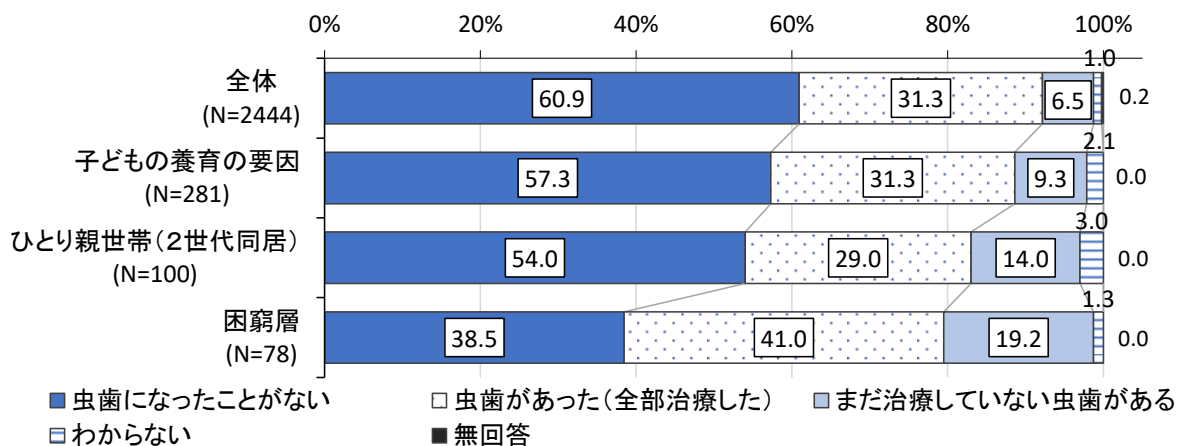
- 困窮層の中学2年生で、健康状態がよくないと回答した割合が相対的に高い傾向にありました。

図表2-3-1-5 子どもの健康状態(中学2年生)

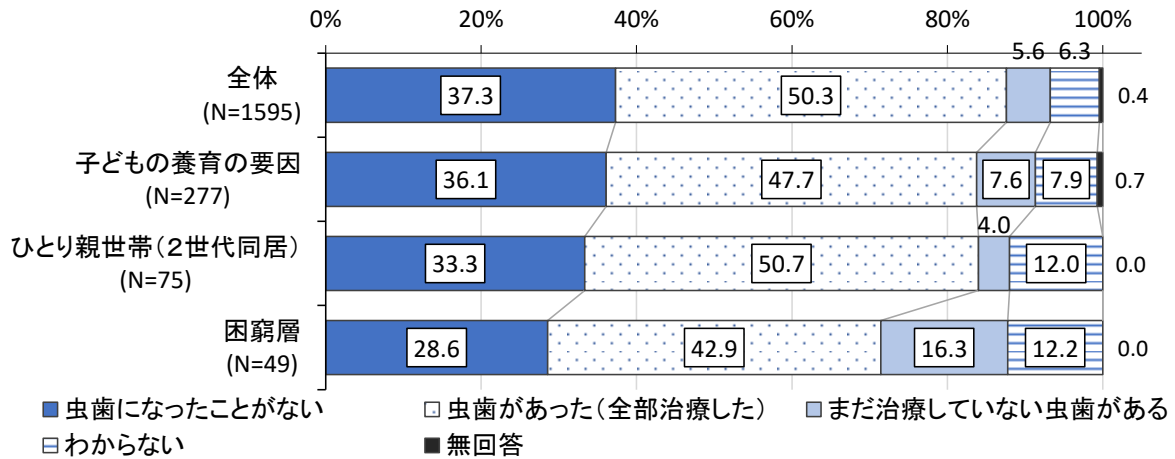


- 子どもに治療していない虫歯がある割合は、5歳児では、困窮層、ひとり親世帯(2世代同居)の子どもで相対的に高い傾向があります。
- 小学5年生では、困窮層の子どもで相対的に高い傾向があります。

図表2-3-1-6 子どもの虫歯の状況(5歳児保護者)

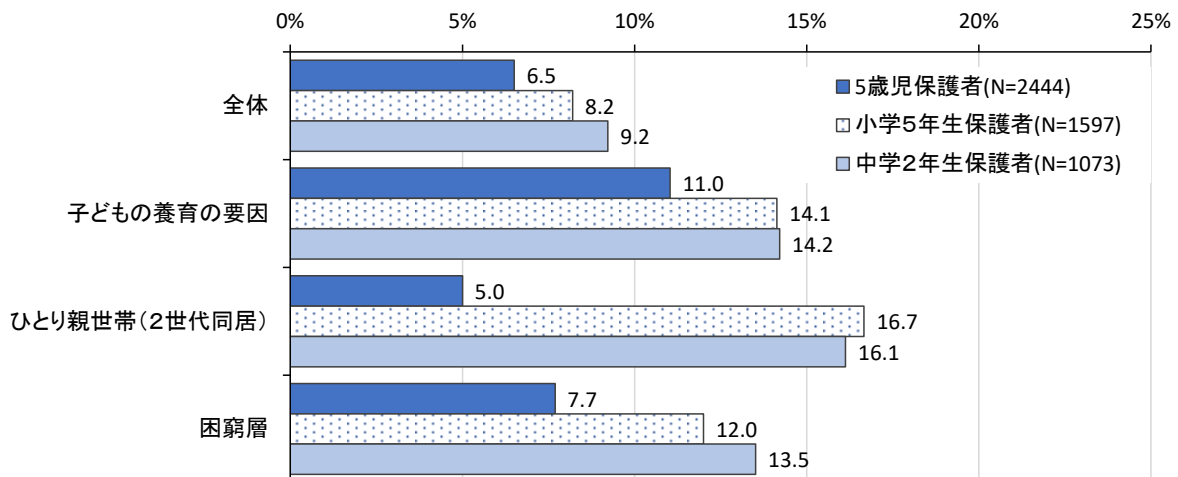


図表2-3-1-7 子どもの虫歯の状況(小学5年生・子ども)



- 子どもの発達に関して医師の診断を受けたことがある割合は、子どもの養育の要因層や、ひとり親世帯（2世代同居）の小学5年生と中学2年生で、全体と比較して高い傾向があります。

図表2-3-1-7 子どもの発達に関して医師の診断を受けたことがある割合



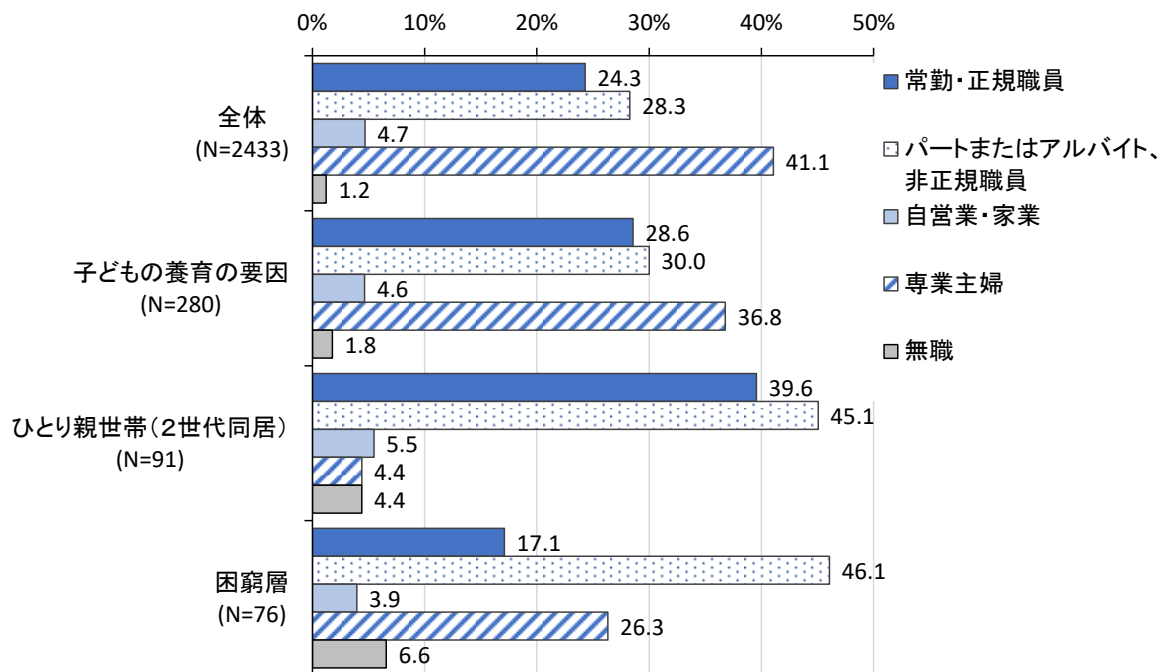
ヒアリング調査

- 個別事例では、保護者等の家族が、重い疾病、精神疾患（疑い含む）、発達障がい（疑い含む）、知的障がいや身体障がいを抱える例が多く挙げられました。
- 保護者に精神疾患がある場合に、安定的な就労が困難になり、無業や非正規就労となることで低所得につながっている事例が把握されました。また、保護者の精神疾患等の影響等から朝起床することが出来ず、子どもの生活習慣が整わない、登園や登校に影響が出ている事例が把握されました。

(2) 保護者の就労状況

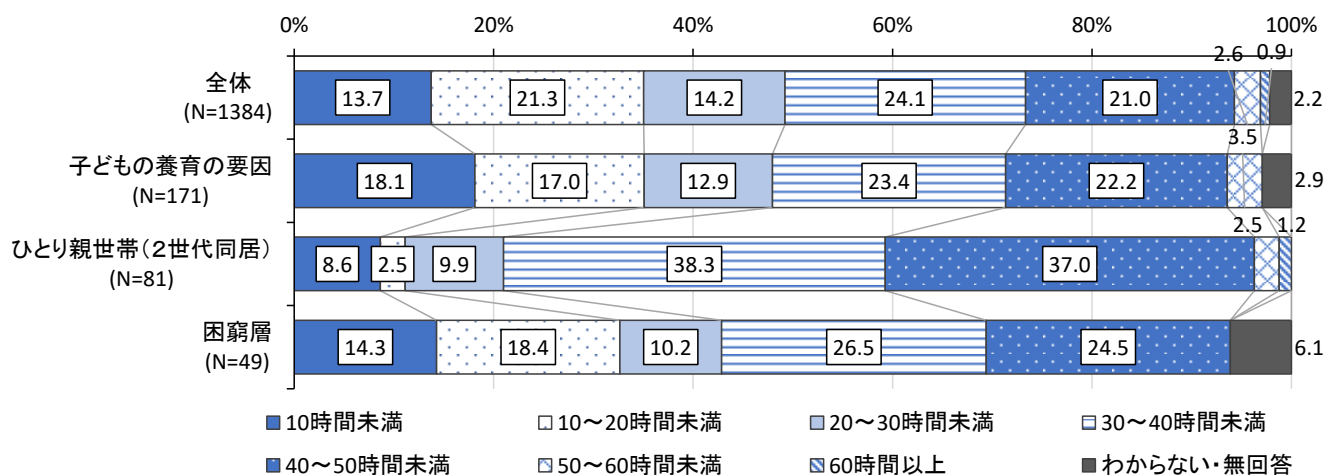
- 5歳児を持つひとり親世帯（2世代同居）の母親の約9割が働いており、そのうち週30時間以上働く割合は約8割となっています。
- 困窮層の保護者は、父親、母親ともに常勤・正規職員の割合が低い傾向があります。

図表2-3-2-1 母親の現在の就業状況(5歳児保護者)

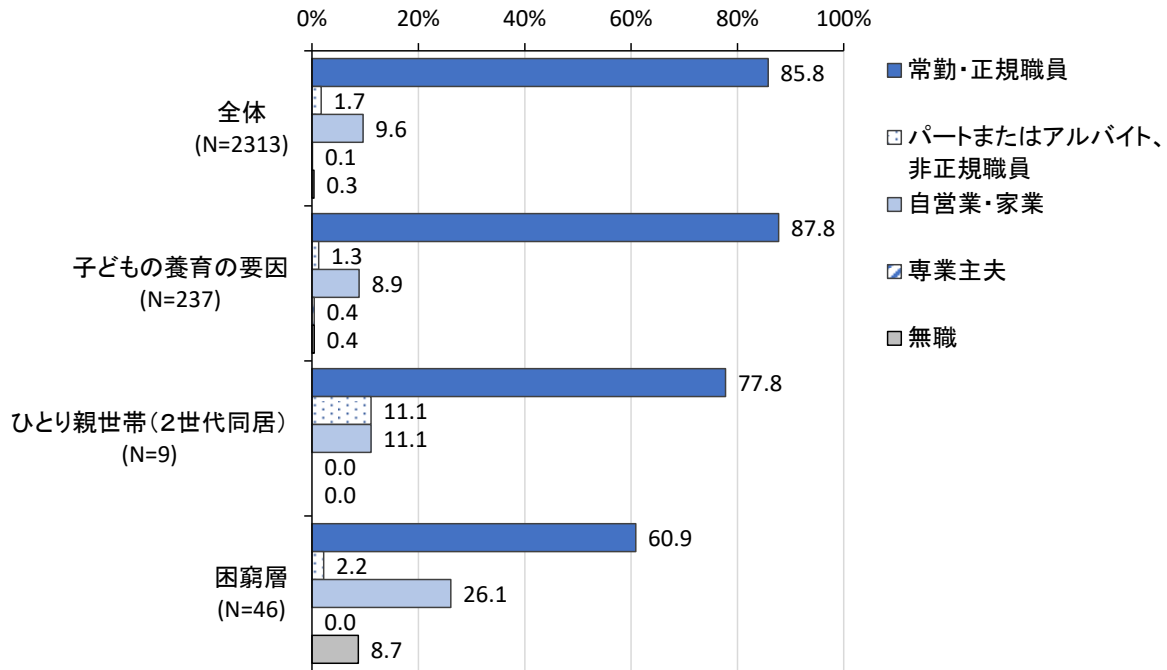


※アンケートの選択肢のうち、「学生」「その他の働き方をしている」「わからない」は回答数が少なかったため掲載を省略しています。複数回答の設問であるため、回答を合計しても100%とはなりません。

図表2-3-2-2 母親の1週間の平均就業時間(働いている5歳児保護者)



図表2-3-2-3 父親の就業状況(5歳児保護者)



※アンケートの選択肢のうち、「学生」「その他の働き方をしている」「わからない」は回答数が少なかったため掲載を省略しています。複数回答の設問であるため、回答を合計しても100%とはなりません。

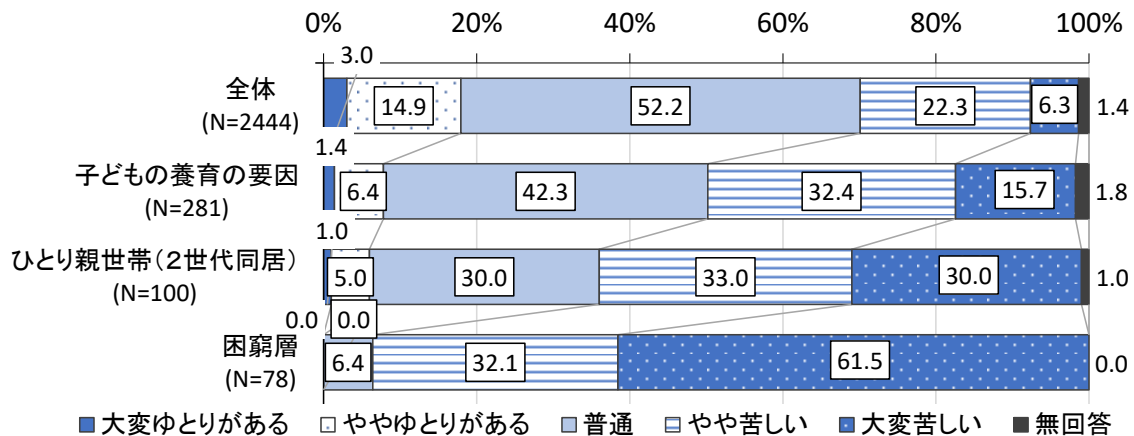
ヒアリング調査

- 個別事例では、保護者に、非正規就労でダブルワークや深夜勤務、職を転々とするなど不安定な就労状況や、無業の状況がみられました。
- 正規就労の壁となっている要因の例として、ひとり親世帯の保護者では子育てと、正規就労に求められる長時間労働の両立が難しいこと、保護者に精神疾患、疾病、障がいなどがあること、外国籍で日本語の言語能力に制約があること、最終学歴が中学卒業であることなどが挙げられました。

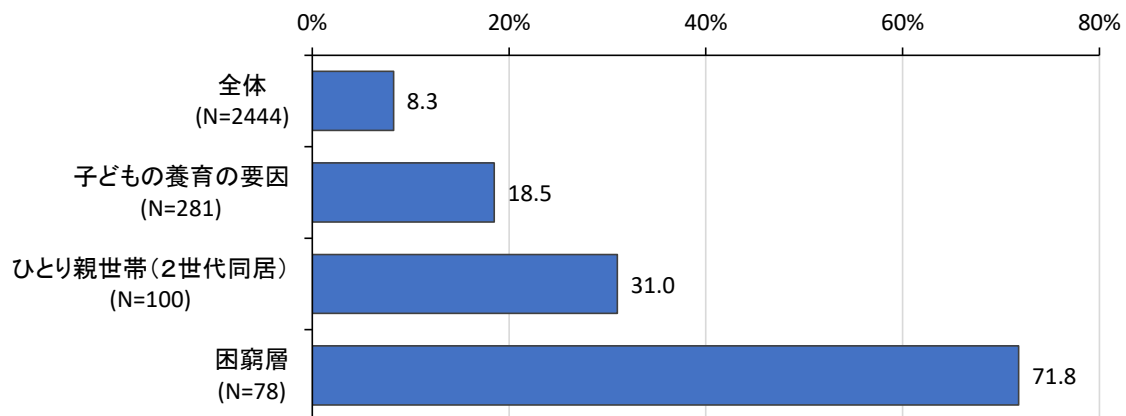
(3) 家計のひっ迫と子どもへの影響

- 5歳児保護者では、困窮層の9割超、ひとり親世帯（2世代同居）の約6割が、暮らし向きが苦しいと回答しました。
- 5歳児保護者では、困窮層の7割、ひとり親世帯（2世代同居）の3割は、急な出費のための貯金がないと回答しました。

図表2-3-3-1 現在の暮らしの状況をどのように感じているか(5歳児保護者)

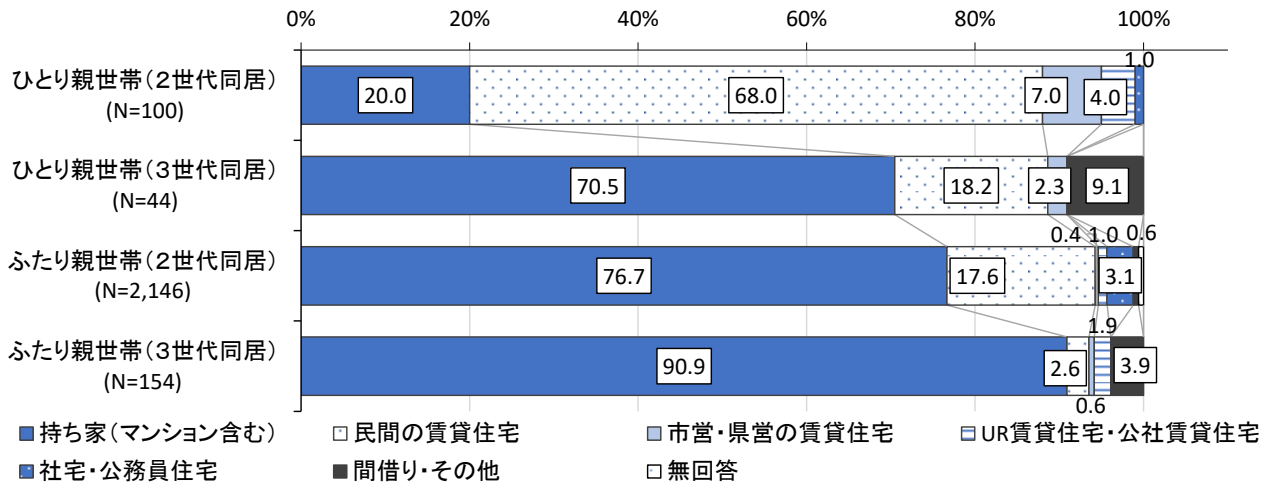


図表2-3-3-2 急な出費のための貯金(5万円以上)がない割合(5歳児保護者)



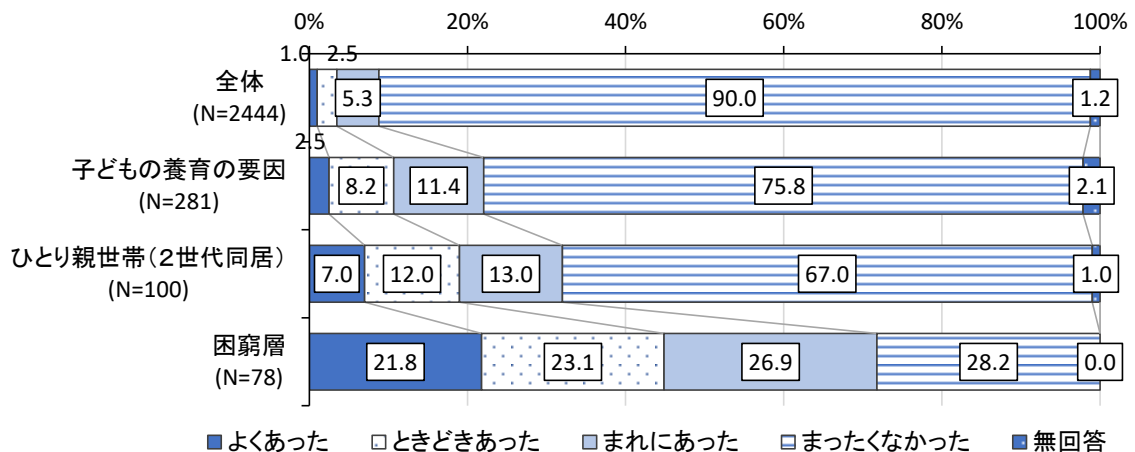
- 現在の住まいの住居形態は、全体では「持家（マンションを含む）」が最も高い割合を占めていますが、ひとり親（2世代同居）では、「民間の賃貸住宅」が約7割となっています。ひとり親（2世代同居）で5万円以上の住居費を負担している割合は8割を上回っています。

図表2-3-3-3 世帯タイプ別の現在の住まいの住居形態（5歳児保護者）

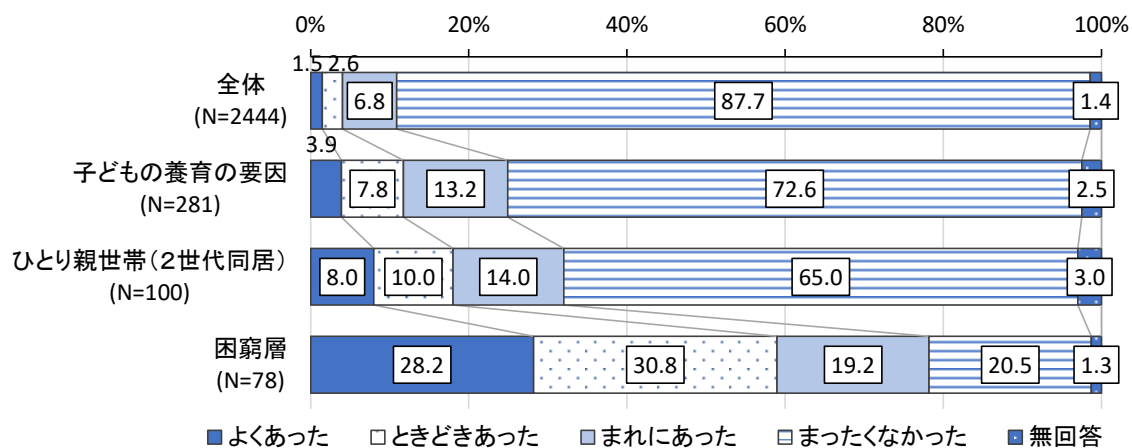


- 家族が必要とする食料を買えない経験が「よくあった」「ときどきあった」と困窮層の4割超、ひとり親世帯（2世代同居）の2割が回答しました。
- 衣類を買えない経験が「よくあった」「ときどきあった」と困窮層の6割、ひとり親世帯（2世代同居）の2割が回答しました。

図表2-3-3-4 家族が必要とする食料を買えない経験（過去1年・5歳児保護者）

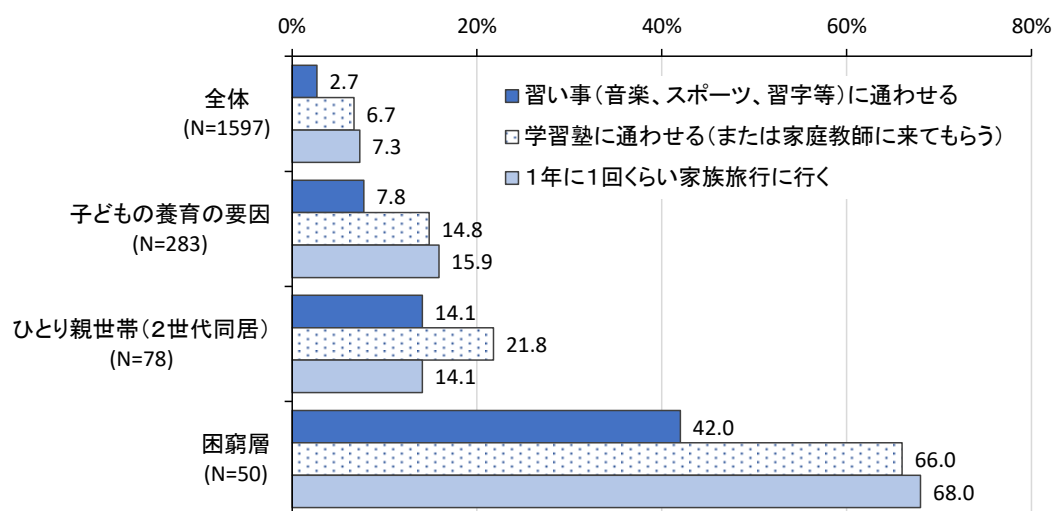


図表2-3-3-5 家族が必要とする衣類を買えない経験(過去1年・5歳児保護者)

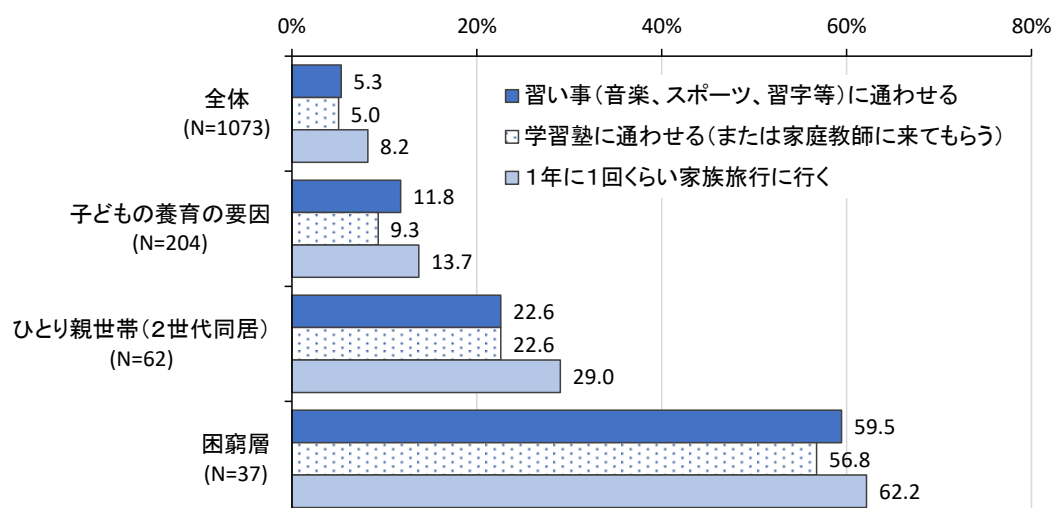


- 困窮層では、経済的な理由で習い事や学習塾に通わせることができないと回答した割合が高い傾向にあります。

図表2-3-3-6 経済的な理由でできないと回答した割合(小学5年生保護者)

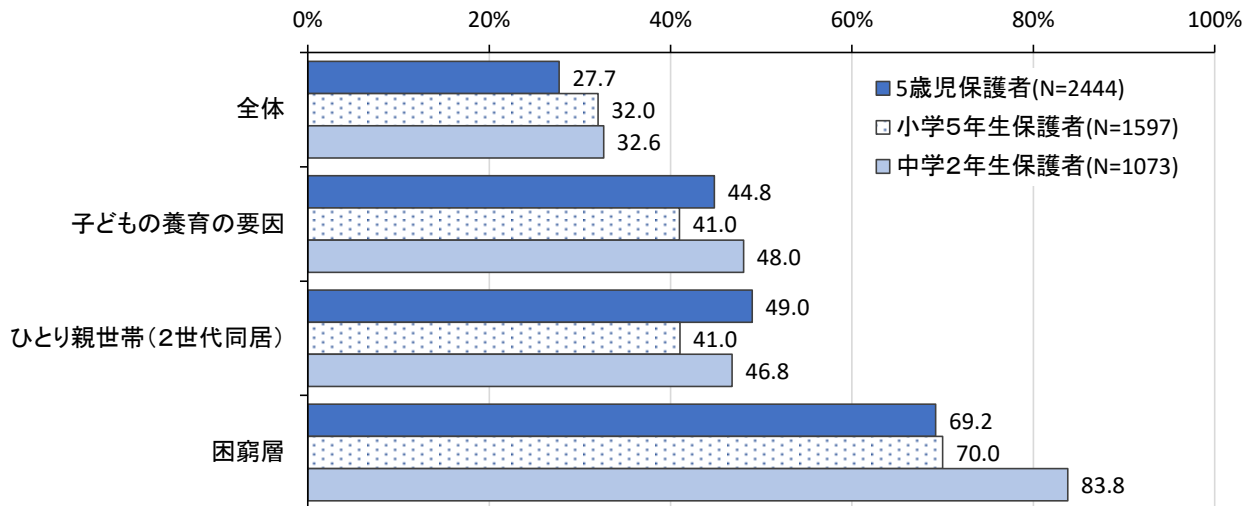


図表2-3-3-7 経済的な理由でできないと回答した割合(中学2年生保護者)

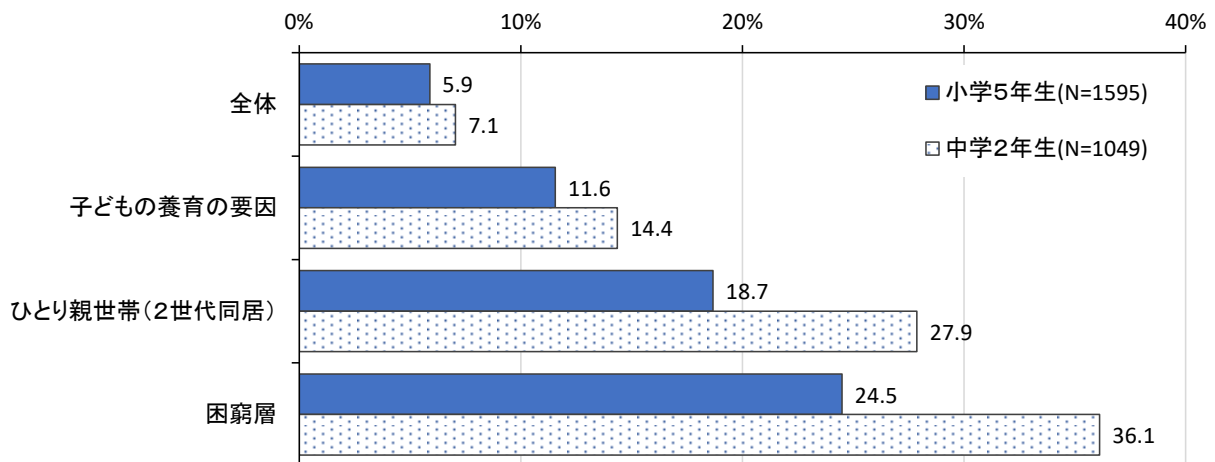


- 保護者の子育てに関する心配ごと、悩みごととして、「子どもの教育費」が悩みと回答した割合は困窮層で7割にのぼっています。
- 困窮層の中学2年生の約4割が「家にお金がない」ことが悩みと回答しました。

図表2-3-3-8 保護者の子育てに関する心配ごと、悩みごと - 子どもの教育費



図表2-3-3-9 子どもの心配ごと、悩みごと - 家にお金がない(少ない)



ヒアリング調査

- 個別事例では、保護者が働いていても所得が低く、家賃や公共料金の支払いが厳しいなど生活困窮の状態（いわゆるワーキングプアの状態）にある世帯が把握されました。
- 支援者からは、生活保護制度などの公的制度を利用していない非課税世帯、世帯収入はあるが生活困窮しているような、公的支援制度の枠外にいる世帯が、非常に厳しい状況にあると指摘されています。

(4) 親と子の愛着関係・基本的信頼感

用語解説

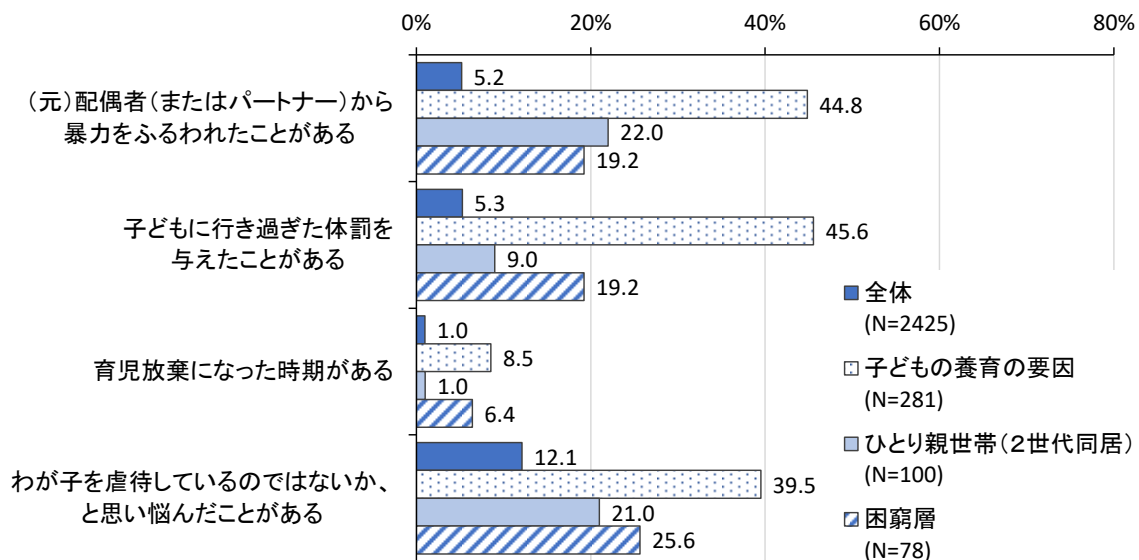
愛着関係、基本的信頼感

「愛着」とは、子どもが養育者など特定の大人に対して持つ情緒的な絆を指します。乳幼児期は、母親や父親等、身近な特定の大人から、愛されること、大切にされることで、情緒的な絆が深まり、愛着関係を形成していくと言われています。子どもが示す欲求に身近な大人が応えていくことで、子どもは人に対する「基本的な信頼感」を獲得していき、「基本的な信頼感」を拠り所として、徐々に他者との関わりを広げていきます。「基本的な信頼感」の獲得は、就学に向けた周囲との人間関係を構築する力、社会性の発達につながっていくと言われています。

① 保護者の状況

- 困難を抱える保護者は、DVを受けた経験、虐待やネグレクトをした経験を回答した傾向が、全体と比較して高い傾向にあります。

図表2-3-4-1 子どもが生まれてからの経験(5歳児保護者)



※「(元)配偶者(またはパートナー)から暴力をふるわれたことがある」「子どもに行き過ぎた体罰を与えたことがある」「育児放棄になった時期がある」は、子どもの養育の要因層の判定基準であるため、参考値として掲載している点に留意

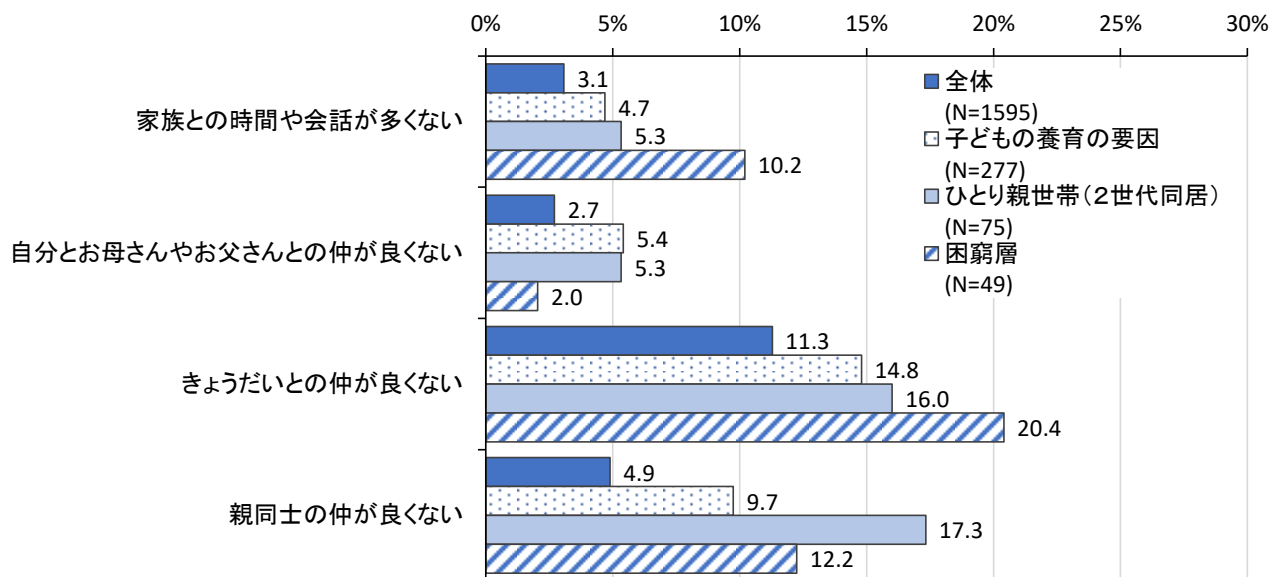
ヒアリング調査

- 支援者から、市全体として、生活に余裕のない保護者が増え、親子のふれあいや関わりが希薄になっていると指摘されました。
- 実の親やきょうだい等、家族との関係が希薄であるか関係が切れており、身近に頼れる人がいないという保護者が一定数存在することが把握されました。
- 保護者自身が「実の親に大事にされなかった」、「虐待を受けた」などの複雑な養育環境で育ち、「子どもの育て方が分からない」など、両親から受けた養育が子どもの養育に影響する事例が把握されました。

② 子どもの状況

- 困窮層の子どもに、家族間の仲がよくないことを悩みと回答した割合が高い傾向があります。

図表2-3-4-2 自分や家族のことなどで、心配なことや困っていること(小学5年生)



ヒアリング調査

- 個別事例の気がかりな子どもの背景に、親との愛着形成に課題がみられるなど、親子の関係性に課題を抱える傾向がみられました。
- 乳幼児期などに親子の愛着関係を築くことが難しかった子どもの中には、思春期になって対人関係をうまく築けないなどの不安定さが課題となることのあるとの声が聞かれました。

(5) 子どもの生活状況（基本的な生活習慣）

用語解説 基本的な生活習慣

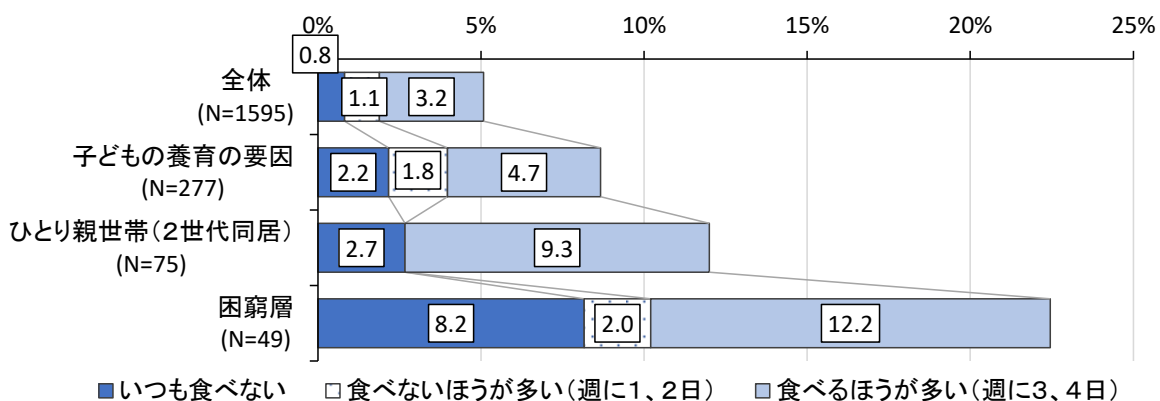
日常的に繰り返される生活に必要な行動を、「基本的な生活習慣」とよび、食事、睡眠、排せつ、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどを指します。

「基本的な生活習慣」の形成は、就学前の時期である幼児期に身に付ける発達課題とされており、自分のことを自分でしようとする気持ちが芽生え、自立心や、自律性が育まれていくと言われています。

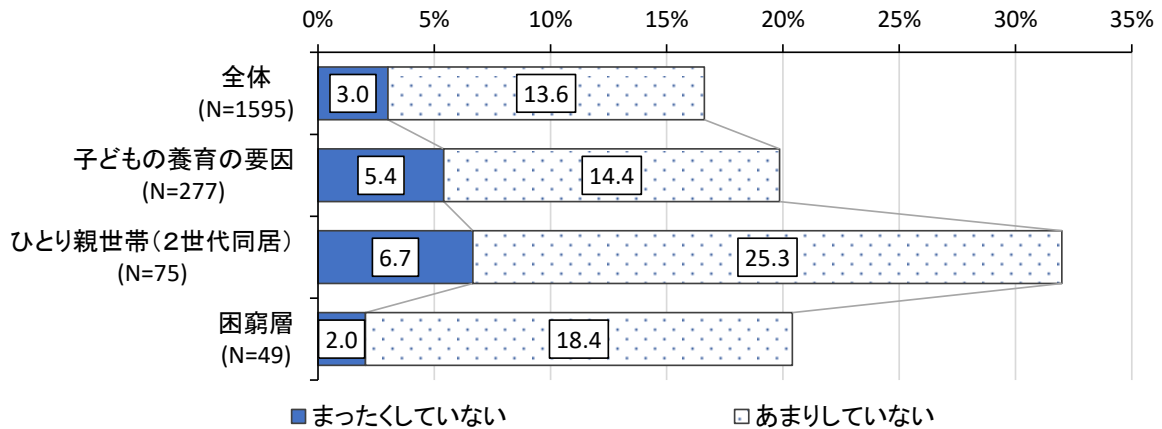
保育所保育指針解説（平成 30 年 2 月）では、「基本的な生活習慣や態度を身に付けることは、子どもが自分の生活を律し、主体的に生きる基礎となる」とされています。

- 朝食を毎日食べない小学5年生の割合は、困窮層で2割超、ひとり親世帯（2世代同居）で1割超となっています。
- 毎日同じくらいの時間に寝ていない小学5年生の割合は、ひとり親世帯（2世代同居）で3割超となっています。

図表2-3-5-1 朝ごはんを食べる頻度（毎日食べない割合・小学5年生）

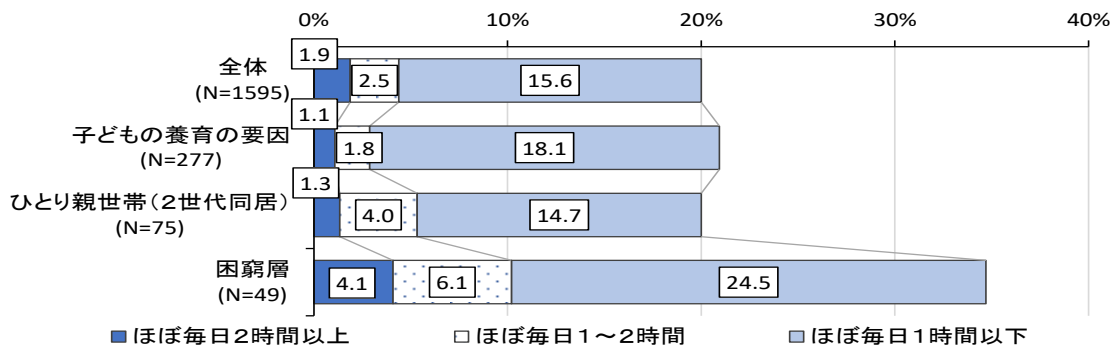


図表2-3-5-2 毎日同じくらいの時間に寝ていない割合(小学5年生)

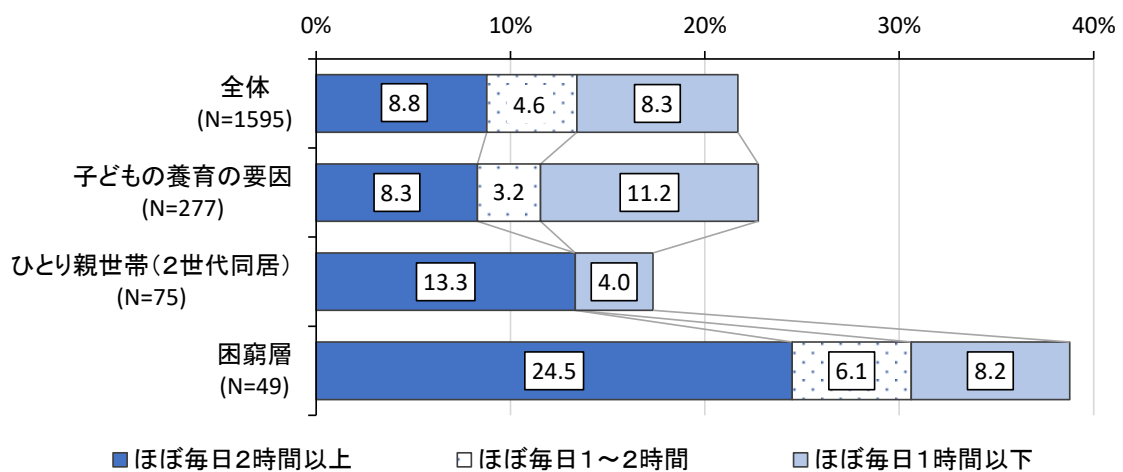


- 困窮層の小学5年生では、ほぼ毎日家事をする割合、きょうだいなどの世話をする割合は約4割となっています。

図表2-3-5-3 毎日家事(食事作りや掃除、洗濯など)をする割合(小学5年生)



図表2-3-5-4 毎日きょうだいなどの世話をする割合(小学5年生)



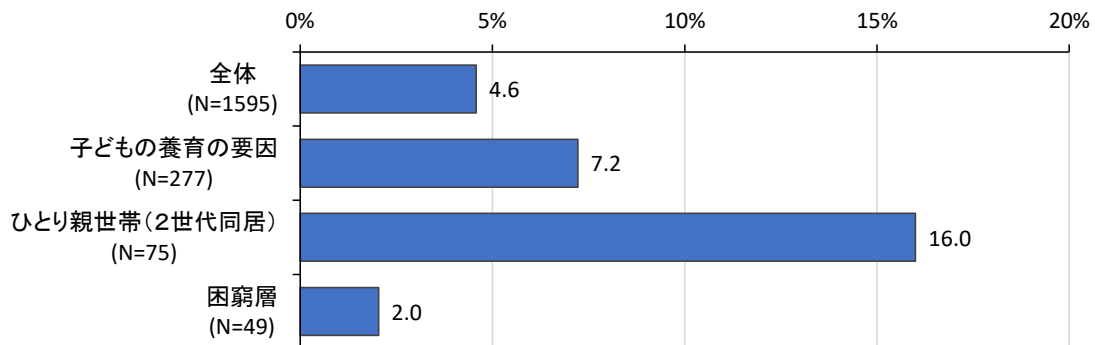
ヒアリング調査

- 子どもの朝食や睡眠、入浴や歯磨きなど、基本的な生活習慣が整わない子どもが増加傾向にあります。保護者の障がいや疾病、大人的生活リズムの乱れなど、保護者の生活状況の影響を子どもが受けていると指摘されています。
- 子どもの基本的な生活習慣が整わないことから、不登園・不登校、学習習慣の形成等に影響を与えることがあります。
- 個別事例では、保護者が夜間の仕事などで家庭を不在にしがちな家庭で、子どもが家事やきょうだいなど家族の世話を担う、いわゆるヤングケアラーの事例が把握されました。

(6) 子どもの居場所

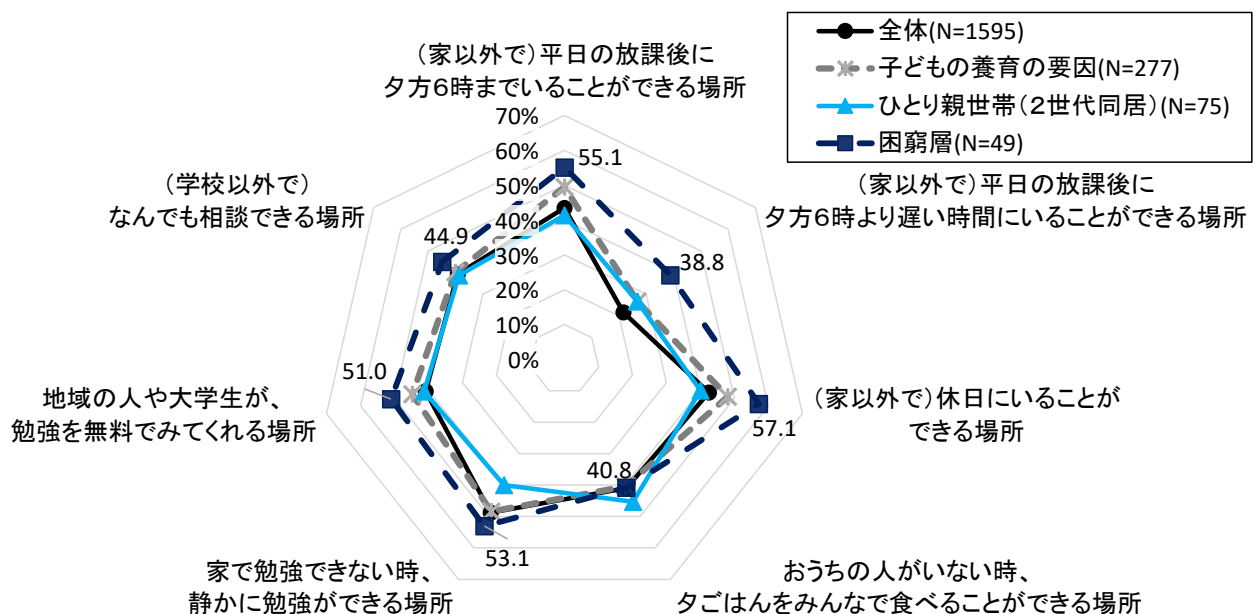
- ひとり親世帯（2世代同居）の小学5年生の6人に1人が平日の放課後を一人で過ごしています。

図表2-3-6-1 平日の放課後をひとりですごす割合（小学5年生）



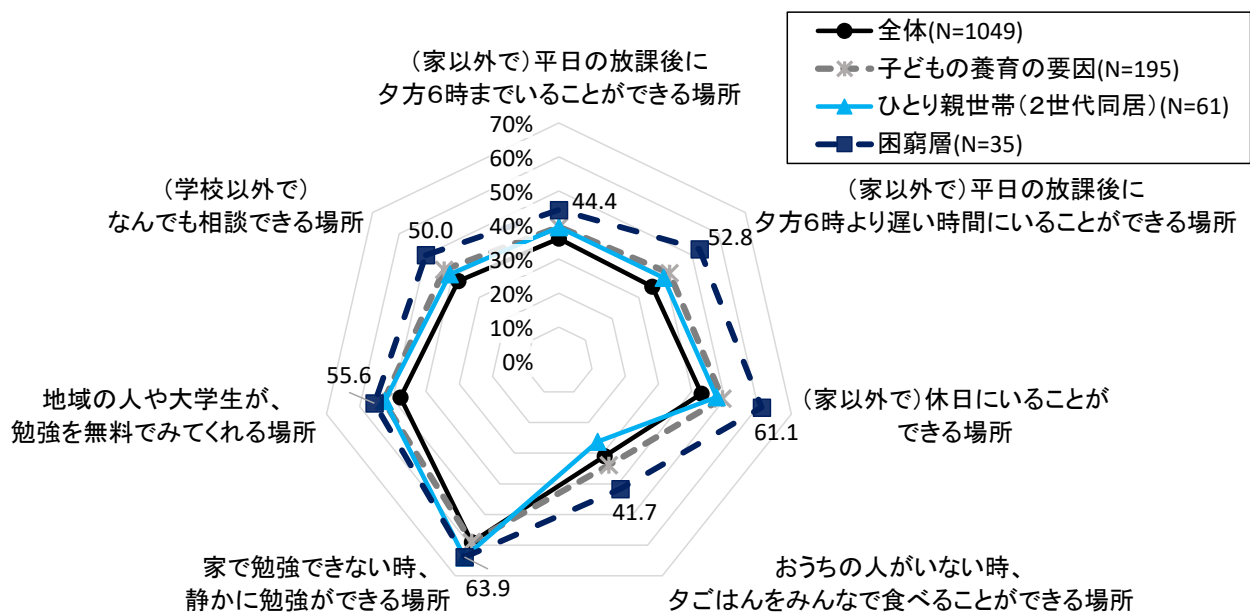
- 子どもの居場所等に対する要望は、小学5年生、中学2年生ともに、全体では静かに勉強が出来る場所のニーズが高い傾向にあります。
- 困窮層の子どもでは、静かに勉強が出来る場所に加えて、放課後の居場所、休日の居場所、無料の学習支援に対するニーズも高い傾向にあります。

図表2-3-6-2 小学5年生の居場所等へのニーズ



※数値は、困窮層の「使ってみたい」「興味がある」を合計した割合

図表2-3-6-3 中学2年生の居場所等へのニーズ



※数値は困窮層の「使ってみたい」「興味がある」を合計した割合

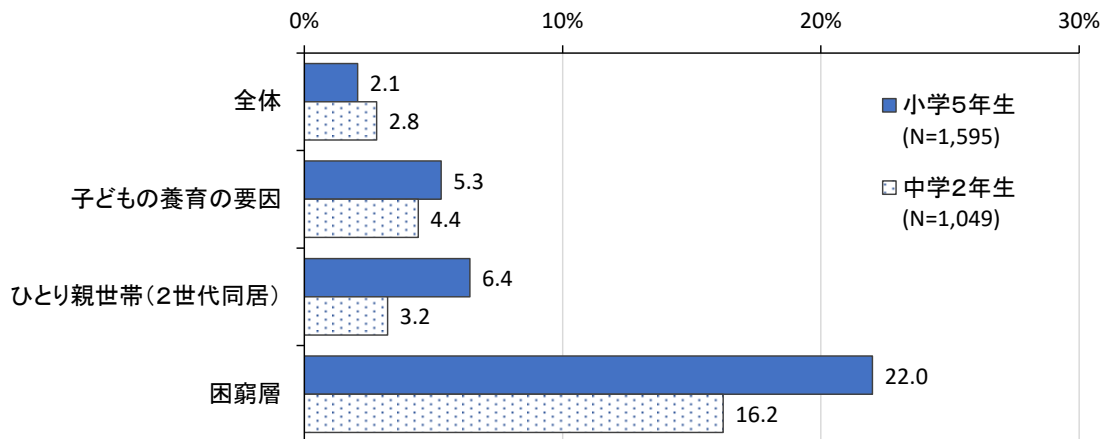
ヒアリング調査

- 放課後の居場所がない小学校高学年の子どもや、経済的な理由から放課後に一人で過ごす低学年の子どもが少なからず存在するため、経済的な困窮を抱える世帯の子どもを含めて、放課後や小学校の長期休み中の居場所を利用できる仕組みが市域に広がっていくことが必要だという課題が挙げられました。
- 不登校など学校に通っていない子どもを含め、多様な人と関わる環境や、誰でも受け入れる地域の居場所が求められているとの指摘がありました。

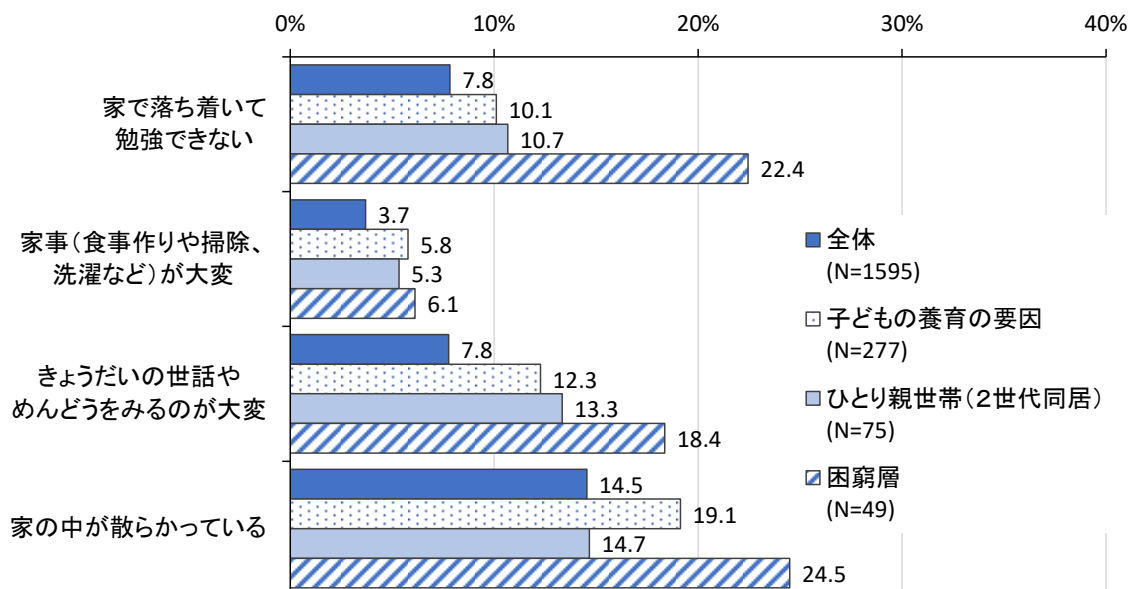
(7) 子どもの学習環境と学習習慣

- 学習環境について、困窮層の小学5年生の保護者の約2割が、経済的な理由で子どもが自宅で学習をすることができる場所がないと回答しました。
- 困窮層の小学5年生の約2割が、家で落ち着いて勉強できないことが家庭で困っていることと回答しました。

図表2-3-7-1 経済的理由で、子どもが自宅で学習をすることができる場所がない割合

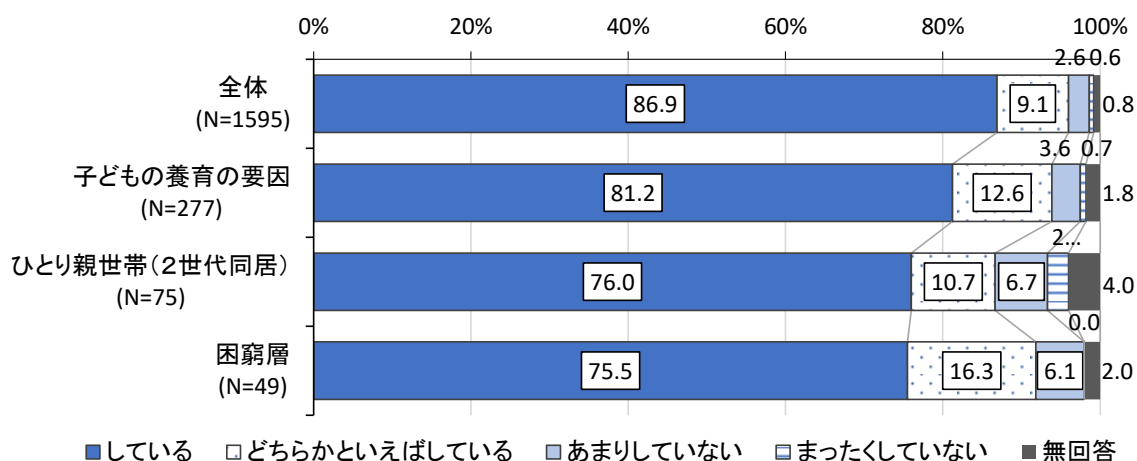


図表2-3-7-2 自分や家族のことなどで、心配なことや困っていること(小学5年生)

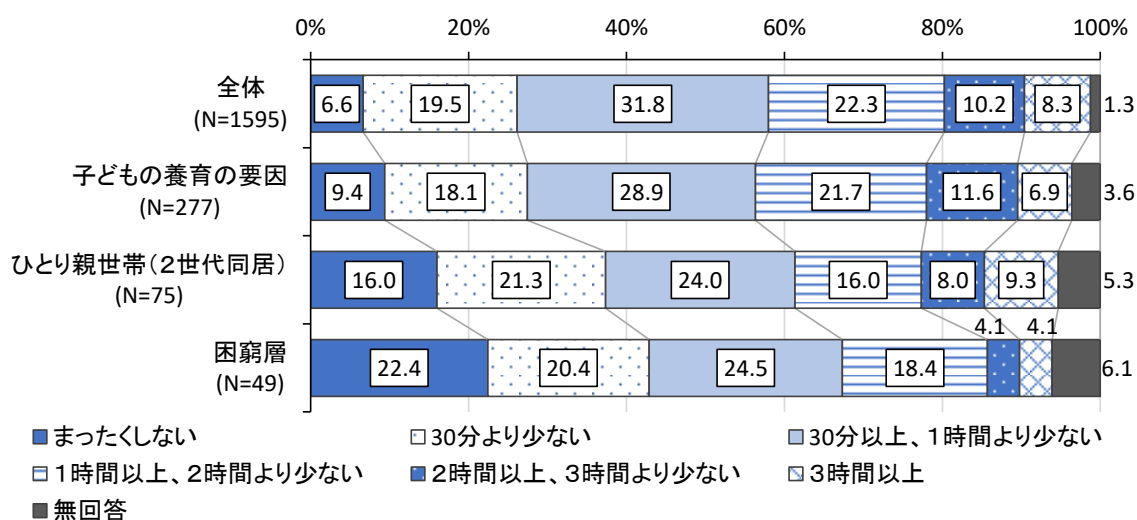


- 学習習慣について、ひとり親世帯（2世代同居）、困窮層に該当する子どもは、学校の宿題をしていると回答した割合がやや低く、学校の授業以外で勉強しないと回答した割合が高い傾向にあります。

図表2-3-7-3 学校の宿題をしている(小学5年生)



図表2-3-7-4 学校の授業以外の平日の勉強時間(小学5年生)



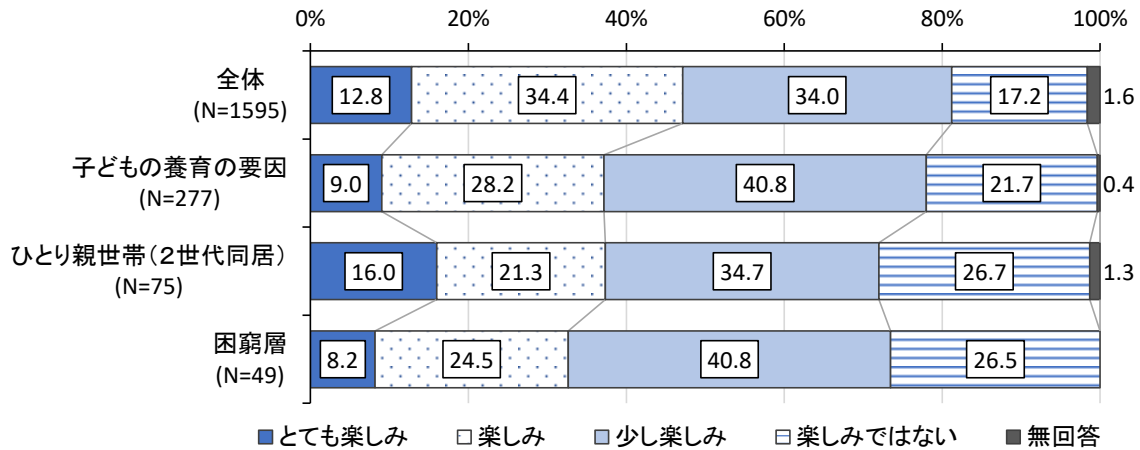
ヒアリング調査

- 学習習慣が身に付いていない子どもの背景に、子どもの学習状況に対する保護者の意識が低い場合があること、学習をできる環境が家がないなどの家庭環境があることがうかがえました。

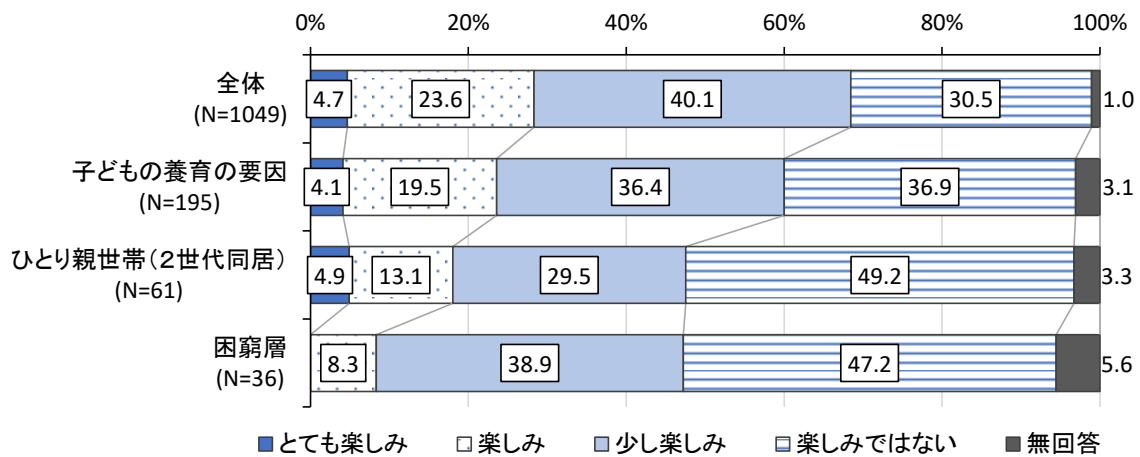
(8) 子どもの学力・学校生活

- ひとり親世帯（2世代同居）と困窮層の子どもは、学校の授業が楽しみではないと回答した割合が、全体と比較して高い傾向にあります。小学5年生と比較して、中学2年生の方が、授業が楽しみでないという割合が高い傾向にあります。

図表2-3-8-1 学校生活(授業)について (小学5年生)

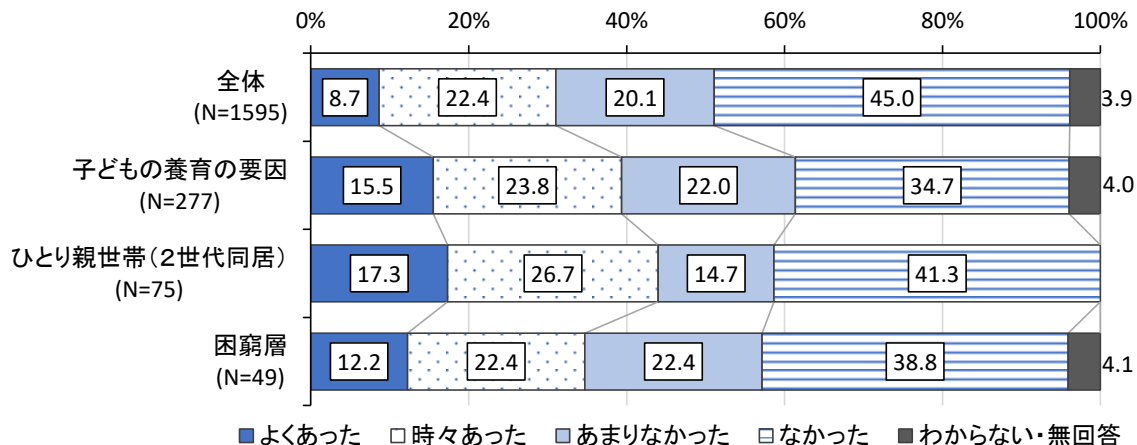


図表2-3-8-2 学校生活(授業)について (中学2年生)

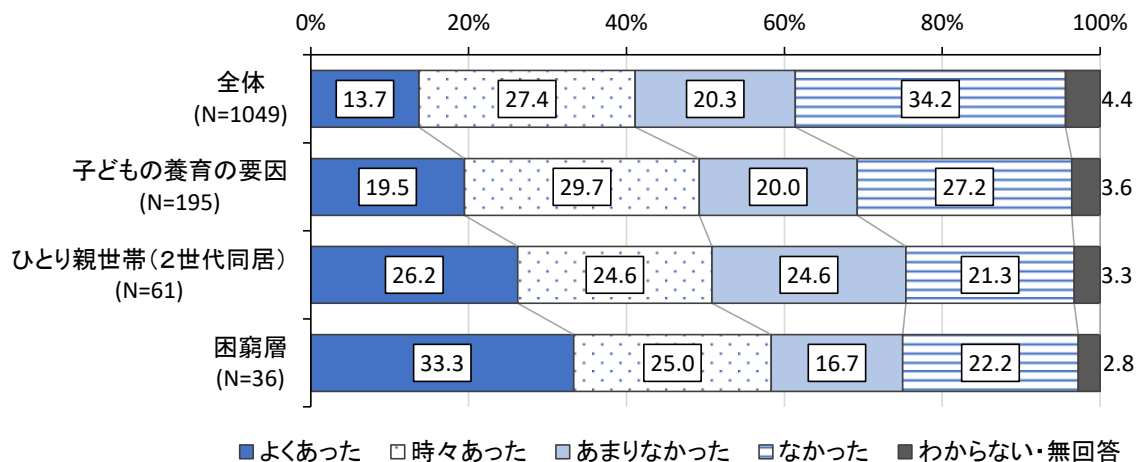


- 子どもの養育の要因層、ひとり親世帯（2世代同居）、困窮層の子どもは、学校に行きたくないと思った割合が、全体と比較して高い傾向にあります。
- 中学2年生では、困窮層の約6割、ひとり親世帯（2世代同居）の約5割が、学校に行きたくないと思ったことが「よくあった」「時々あった」と回答しました。

図表2-3-8-3 学校に行きたくないと思ったこと（小学5年生）

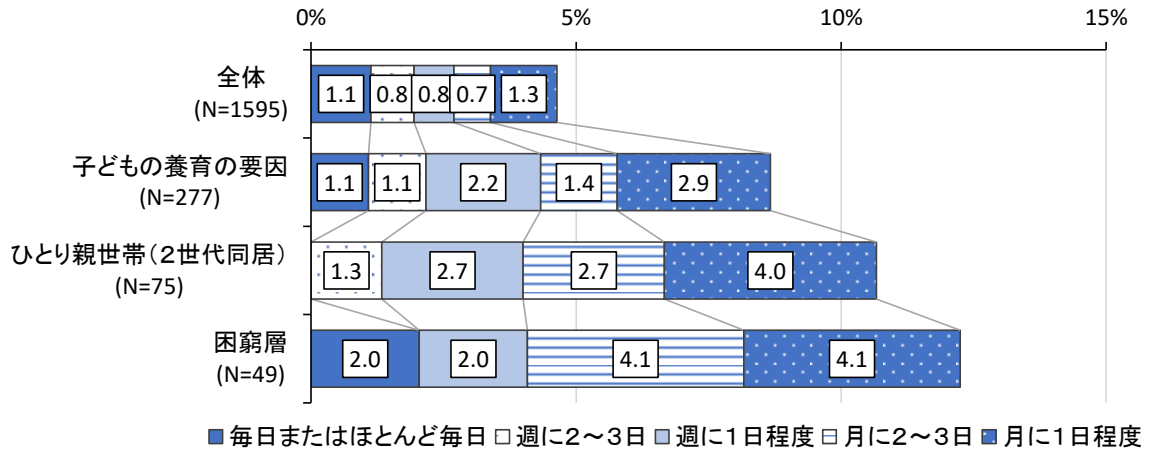


図表2-3-8-4 学校に行きたくないと思ったこと（中学2年生）

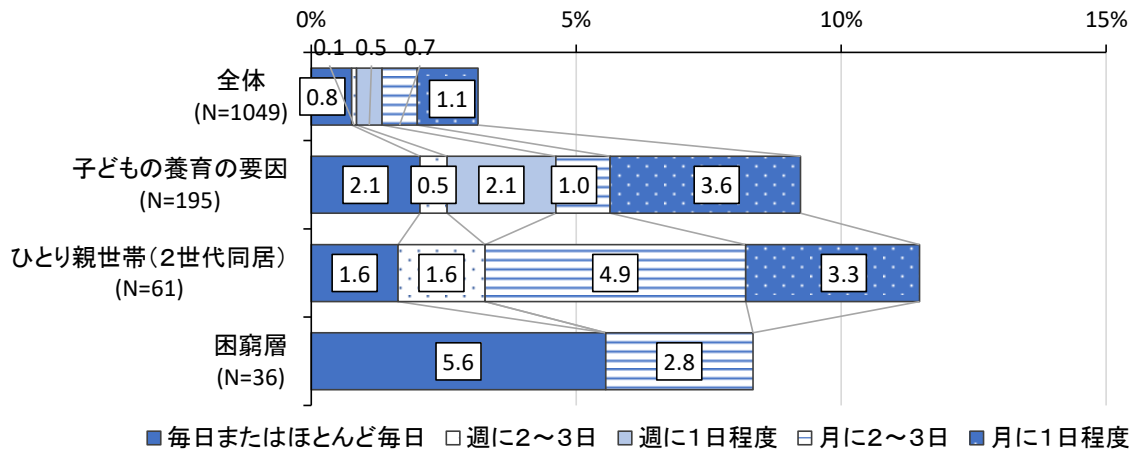


- 子どもの養育の要因層、ひとり親世帯（2世代同居）、困窮層の子どもは、月1回以上学校に遅刻することがある割合が、全体と比較して高い傾向にあります。

図表2-3-8-5 学校に遅刻することがある割合（月1回以上・小学5年生）

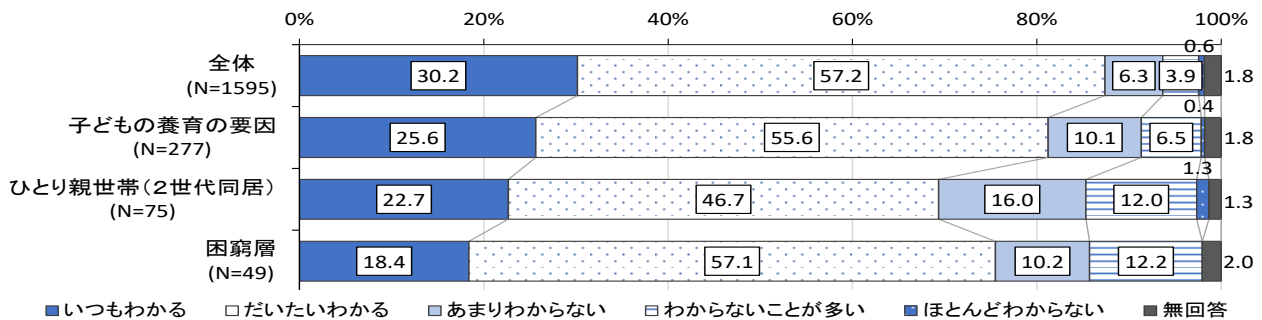


図表2-3-8-6 学校に遅刻することがある割合（月1回以上・中学2年生）

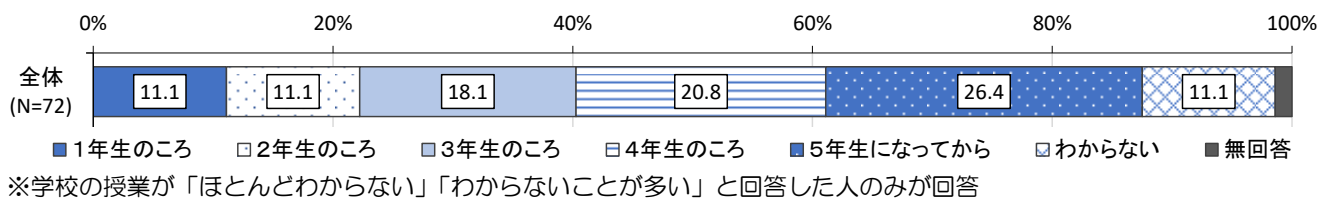


- 学校の授業が「ほとんどわからない」「わからないことが多い」と回答した小学5年生の約4割は、小学校低学年から授業が分からなかったと回答しました。
- 困窮層の中学2年生の約半数が、学校の授業が「あまりわからない」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」と回答しました。

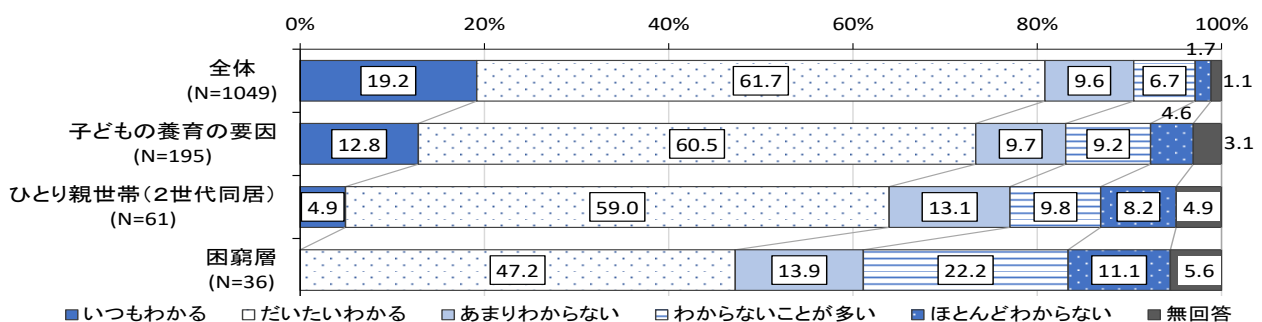
図表2-3-8-7 学校の授業がわからないことがあるか(小学5年生)



図表2-3-8-8 授業がわからなかった時期(小学5年生)

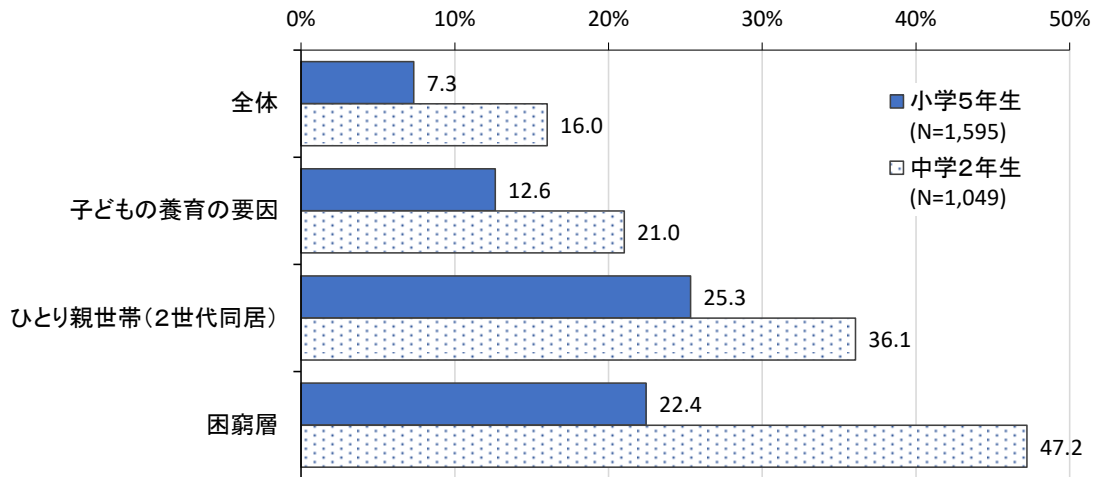


図表2-3-8-9 学校の授業がわからないことがあるか(中学2年生)



- 困窮層の中学2年生の2人に1人、ひとり親世帯（2世代同居）の中学2年生の3人に1人が、「勉強がよくわからない」ことが心配で困っていると回答しました。

図表2-3-8-10 学校で困っていること — 勉強がよくわからない



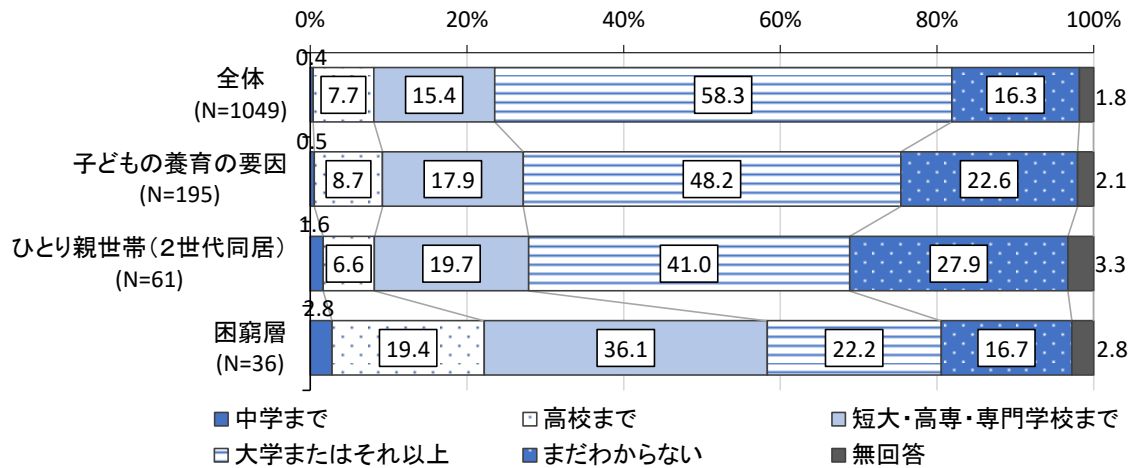
ヒアリング調査

- 学齢期の子どもで、体調不良を訴えたり、教室に入れられないなどの登校をしづる子どもが増加しているとの指摘がありました。
- 登校できない子どもの中には、幼いきょうだいの世話、精神疾患や疾病を持つ親の看病、外国籍の親の付き添いなど、家族の事情が背景にある事例が把握されました。
- 個別事例の中で、学習状況に遅れがある子どもの背景に、未就園で小学校に入学した例、保護者が学習状況に対する関心が低い例、ネグレクト傾向がある例、学習ができる環境が家庭にない例などが把握されました。

(9) 子どもの進路・将来展望

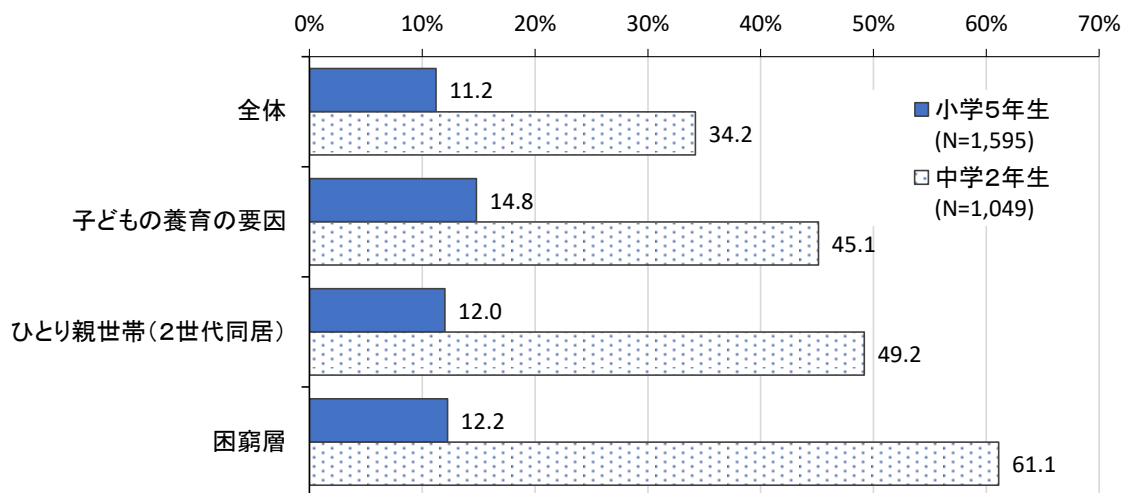
- 困窮層の中学2年生が「大卒又はそれ以上」の進路を希望する割合は約2割で、全体の約6割と比較して低い傾向にあります。

図表2-3-9-1 将来、どの段階まで進学したいか(中学2年生)



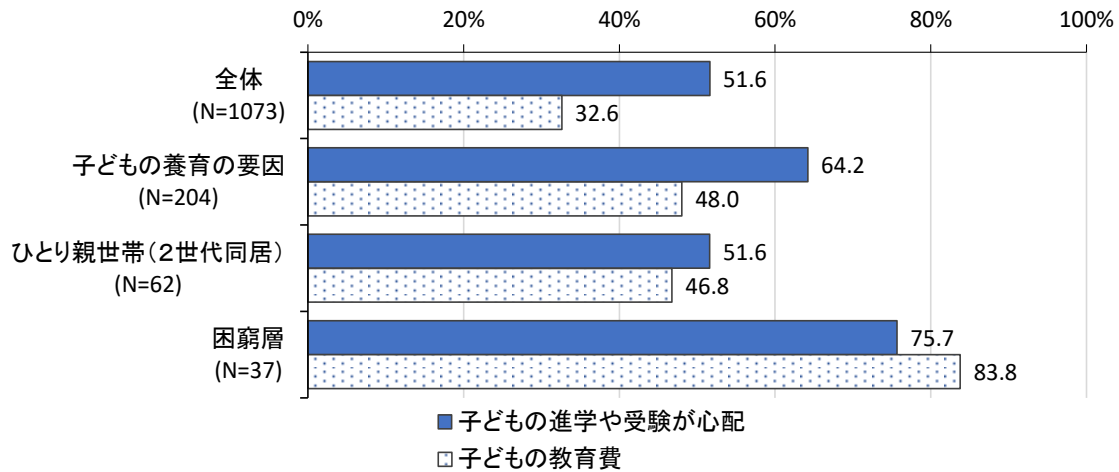
- 困窮層の中学2年生の6割、子どもの養育の要因層とひとり親世帯(2世代同居)の中学2年生の約半分以上が、将来(進路)のことが不安と回答しました。

図表2-3-9-2 学校のことで困っていること — 将来(進路)のことが不安



- 困窮層の中学2年生の保護者の8割前後が、「子どもの教育費」、「子どもの進学や受験が心配」を子育てに関する悩みごとだと回答しました。

図表2-3-9-3 子育てに関する悩みごと(中学2年生保護者)



ヒアリング調査

- 個別事例では、中学卒業や高校中退の学歴を持つ保護者の中に、不登校、若年出産、外国籍であるなどの背景があることが把握されました。
- 生活保護受給世帯の子どもなど、働いて自立するというロールモデルが身近に少ない環境におかれている子どもが存在します。子どもが成長した先の見通しを持てるロールモデルのような存在とつながりをつくることが課題として挙げられました。
- 生活保護受給世帯の子どもが、大学等に進学する場合、「世帯分離」の問題や、奨学金の返済という将来の大きな負担が残るため、進路支援をするうえで大きな課題となっています。
- 児童養護施設にいる子どもが、高校の中退、大学等への進学、自立をする場面で、生活面、精神面、金銭面で大きな苦勞をすることがあり課題となっています。

(10) 子どもの自己肯定感

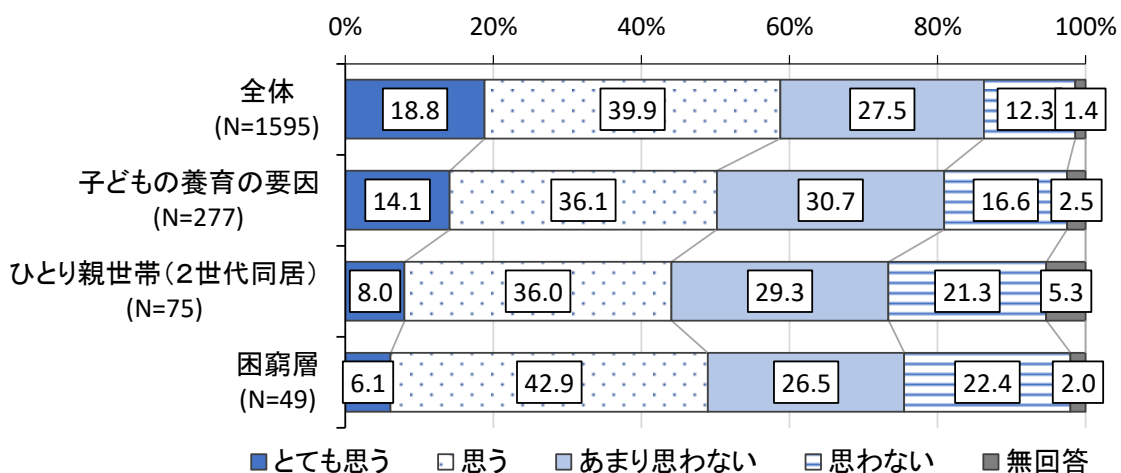
用語解説 自己肯定感

教育再生実行会議の第十次提言「自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上」(平成29年6月)によると、自己肯定感は次の二つの側面から捉えられるとされています。

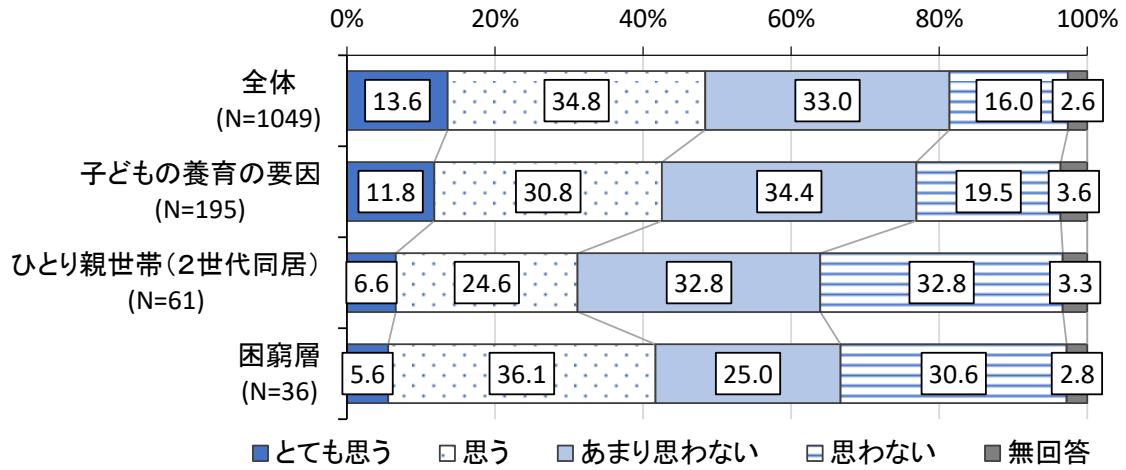
- ① 勉強やスポーツ等を通じて他者と競い合うなど、自らの力の向上に向けて努力することで得られる達成感や他者からの評価等を通じて育まれる自己肯定感
- ② 自らのアイデンティティに目を向け、自分の長所のみならず短所を含めた自分らしさや個性を冷静に受け止めることで身に付けられる自己肯定感

- ひとり親世帯(2世代同居)、困窮層の子どもは、「自分のことが好きだ」と思わない割合が全体と比較して高い傾向にあります。
- ひとり親世帯(2世代同居)の子どもが、自分は価値のある人間だとは思わないと回答した割合は、全体と比較して高い傾向にあります。

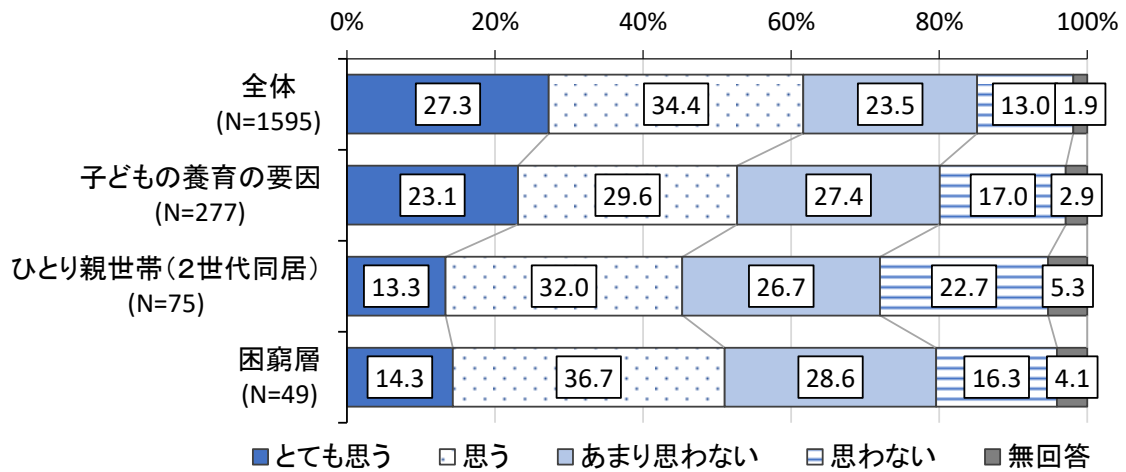
図表2-3-10-1 自分のことが好きだ(小学5年生)



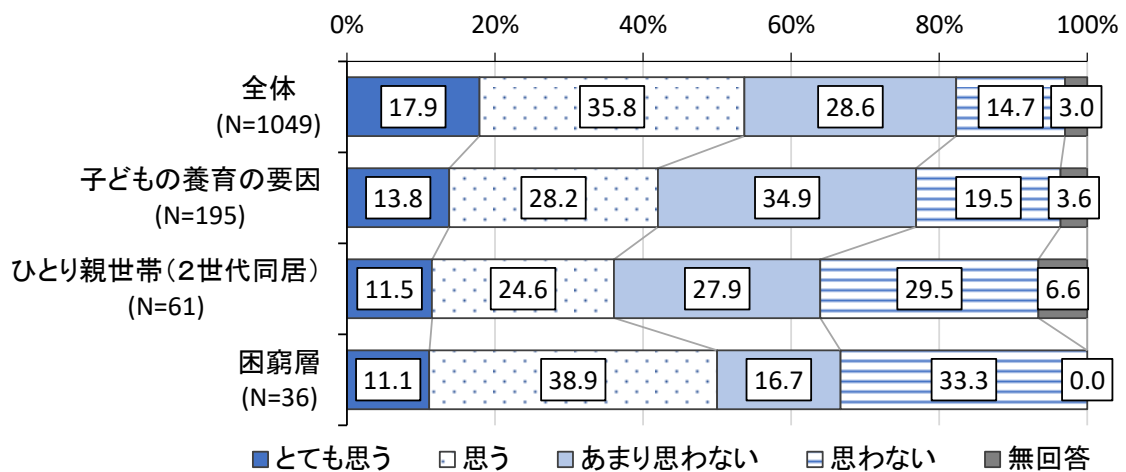
図表2-3-10-2 自分のことが好きだ(中学2年生)



図表2-3-10-3 自分は価値のある人間だと思う(小学5年生)



図表2-3-10-4 自分は価値のある人間だと思う(中学2年生)



ヒアリング調査 関わりを通じた子ども・若者の変化

支援者とのヒアリングの中で、子どもに寄り添う、受け止める、共感する、認めるというような関わりを繰り返す中で、子どもたちの変化が見られたという事例が複数把握されました。

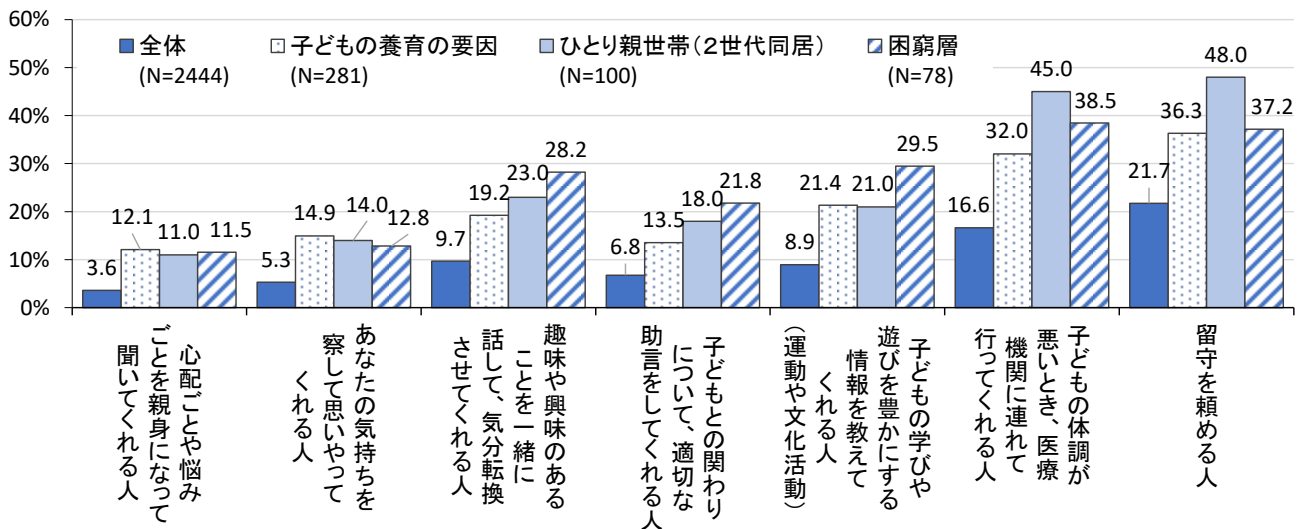
- 子どもたちのありのままを受けとめて寄り添うようにスタッフが接し方を変えて、子どもが少しずつ色々なことを話してくれるようになり変化した。居場所に来たときの挨拶、食事のときの挨拶、手洗い、風呂に入って清潔を保つなど、基本的な生活習慣の部分ができるようになった。
- 子どもたちの自己肯定感を高めるような声かけ、関わりを心がけた。具体的には、黙って子どもの話を聞く、否定をしないでまず肯定から入る、見守る、見届けるといった関わりなど。少し自信が持てるようになったのか、不登校だったが、中学校に通うようになった。
- 「自分を大切に思ってくれる大人の存在」「頼ってよいと思える大人の存在」を認知できると、毎日の生活の営みのなかで、少しずつ子どもたちが変わっていく。子どもに対し、もっと共感する、認める、たくさん褒めるなどを毎日繰り返し、関わり続けることが、子どもの変化につながっていく。

(11) 社会的孤立・支援につながらない

① 保護者の状況

- 子どもの養育の要因層、ひとり親世帯（2世代同居）、困窮層の保護者は、全体と比較して、支え手伝ってくれる人がいない割合が高い傾向にあります。

図表2-3-11-1 同居家族を含め、支え手伝ってくれる人が「いない」と回答した割合
(5歳児保護者)



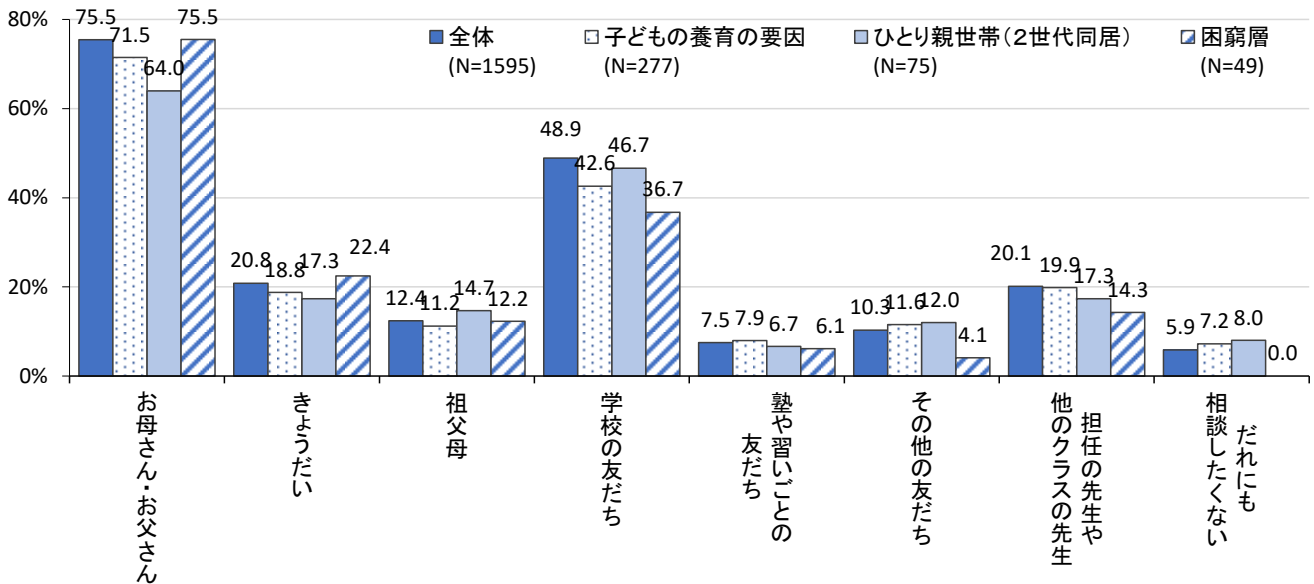
ヒアリング調査

- 個別事例の保護者に、周囲とのコミュニケーションや人間関係の構築が苦手、実の親やきょうだいとの関係が希薄など、身近に相談できる人や頼れる人が少ない傾向がみられました。一部に、保護者が過去に実の親から虐待を受けた等の背景があり、関係が疎遠となった事例が把握されました。
- 保護者が発達障がいや精神疾患等を抱えているケースで、コミュニケーションが苦痛で、人と話をしたくないということを周りに分かってもらえない苦しさがあることが当事者からの訴えとして挙げられました。
- 自分からは「SOS」を出さない、相談に行く余裕がない、対人関係が苦手、保護者が支援が必要だと思っていない等、保護者からの「援助希求行動」がないことがあり支援につながらないことが課題として挙げられました。
- 子どもや子育て家庭が課題を抱えていることが外見など外側から見えにくいこと、近隣とのつながりが希薄で世帯が孤立していること、支援者間に個人情報のある壁があること、転出入が増えており状況の把握が難しいことなどにより、早期発見が困難で必要な支援につながらないとの指摘がありました。

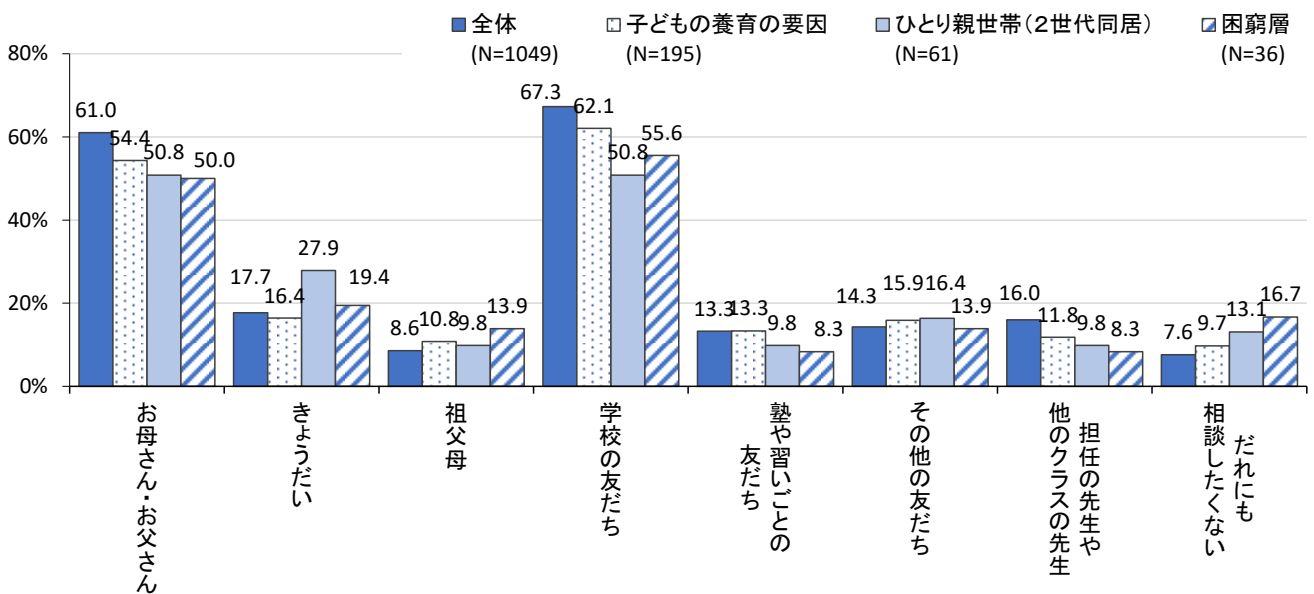
② 子どもの状況

- ひとり親世帯（2世代同居）、困窮層の中学2年生は、誰にも相談したくないと回答した割合が相対的に高い傾向にあります。
- また、悩みがあっても大人に上手く相談できない割合も高い傾向がみられました。

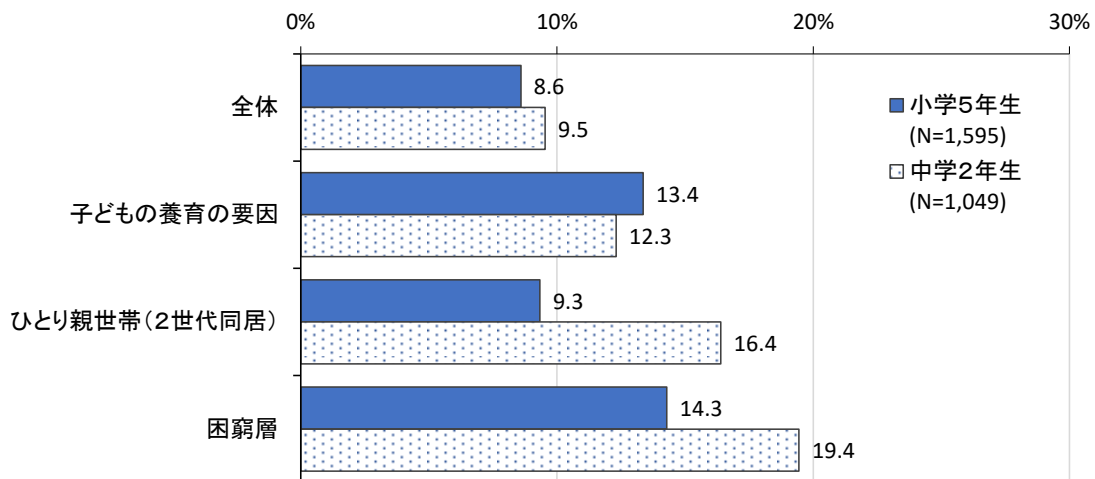
図表2-3-11-2 いやなことや悩んでいることがあるとき、だれかに相談するか(小学5年生)



図表2-3-11-3 いやなことや悩んでいることがあるとき、だれかに相談するか(中学2年生)



図表2-3-11-4 学校のことで困っていること—悩みがあっても大人の人にうまく相談できない



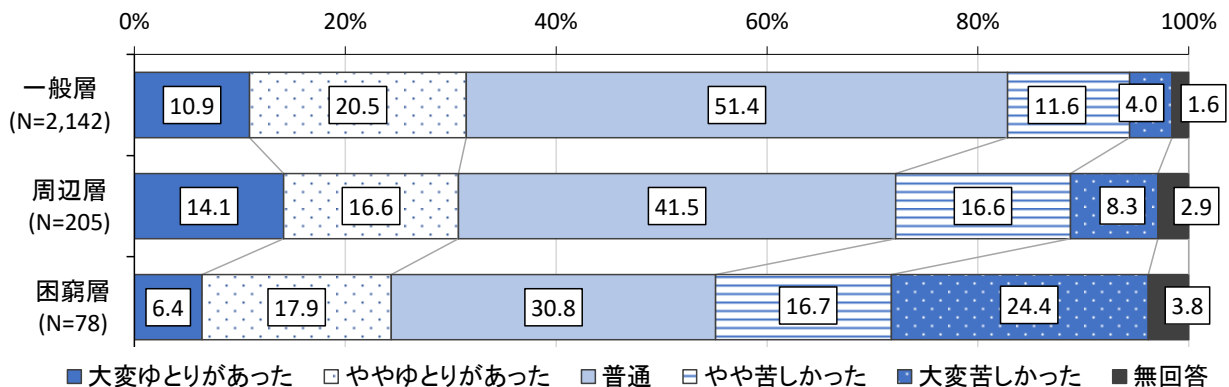
ヒアリング調査

- ヒアリング調査では、個別事例の子どもの中には、集団行動が苦手な傾向、自分の感情を上手く表現できないなど、周囲との人間関係がうまく築けないという課題がみられました。
- 子どもが自ら周囲に対して SOS を出してもよいと思える場や、信頼できる大人とのつながりが、子どもの身近にあることが重要との指摘がありました。

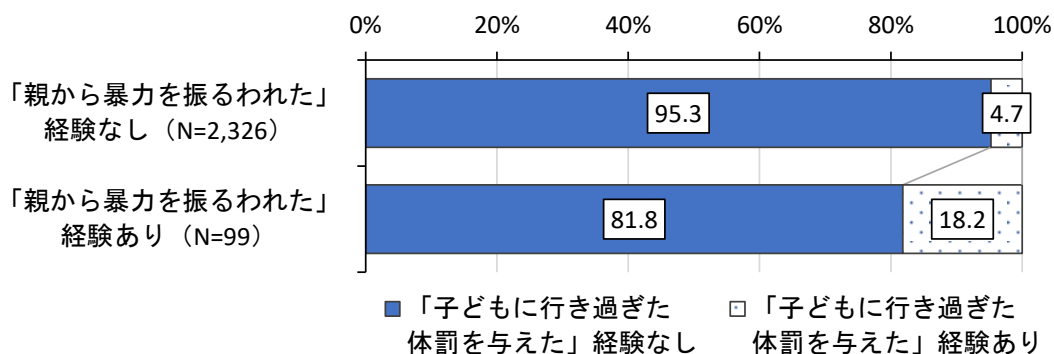
(12) 困難の世代間連鎖

- 保護者自身の子どもの頃の困難経験のうち、経済的困窮、親からの暴力（行き過ぎた体罰）、ネグレクト、離婚経験について、保護者が子どもが生まれた後に経験したと回答した割合が相対的に高い傾向がみられました。

図表2-3-12-1 保護者が15歳の頃の暮らしの状況(5歳児保護者)



図表2-3-12-2 親からの暴力と、子どもへの行き過ぎた体罰の経験(5歳児保護者)



ヒアリング調査

- 子どもに食事や清潔など適切な養育をしていない「ネグレクト（育児放棄）」がある例は支援が長引くことが多いという指摘がありました。
- 実父母からネグレクト等の虐待を受けて育った事例で、保護者自身が「どのように子育てをしたらよいか分からない」など、適切な子どもの養育をすることが難しい場合があることが把握されました。

4. 実態調査から把握した現状と課題のまとめ

(1) 実態調査から把握した各領域の課題の概要

① 保護者・子どもの心身の健康

(ア) 保護者の状況

- 困難を抱える保護者は、心身の健康状態がよくない傾向があり、特にうつ傾向や自殺念慮の経験が高い傾向がみられました。うつ傾向のある保護者は、子どもの頃に親からの虐待や、配偶者からのDVを受けた経験、子どもへの育児放棄や体罰、虐待の経験を回答した割合が高い傾向にあります。
- ヒアリングの個別事例では、保護者等の家族が、重い疾病、精神疾患（疑い含む）、発達障がい（疑い含む）、知的障がいや身体障がいを抱える例が多く挙げられました。
- 保護者に精神疾患がある場合に、安定的な就労が困難になり、無業や非正規就労となることで低所得につながっている事例が把握されました。また、保護者の精神疾患等の影響等から朝起床することが出来ず、子どもの生活習慣が整わない、登園や登校に影響が出ている事例が把握されました。

(イ) 子どもの状況

- 困窮層の中学2年生で、健康状態がよくないと回答した割合が相対的に高い傾向にありました。
- 子どもに治療していない虫歯がある割合は、困窮層や子どもの養育の要因層で相対的に高い傾向にあります。
- 子どもの発達に関して医師の診断を受けたことがある割合は、子どもの養育の要因層や、ひとり親世帯（2世代同居）で相対的に高い傾向にあります。

② 保護者の就労状況

- 困窮層の保護者は、父親、母親ともに常勤・正規職員の割合が低い傾向があります。
- 5歳児を持つひとり親世帯（2世代同居）の母親の9割が働いており、そのうち週30時間以上働く割合は約8割で、全体の5割と比較して高い割合となっています。
- ヒアリングの個別事例の保護者に、非正規就労でダブルワークや深夜勤務、職を転々とするなど、不安定な就労状況や無業の状況がみられました。

③ 家計のひっ迫と子どもへの影響

- 困窮層の保護者の9割超が暮らし向きが苦しいと回答しており、困窮層の7割が急な出費のための貯金がないと回答しました。
- 家族が必要とする食料を買えない経験が「よくあった」「ときどきあった」と困窮層の4割超が回答しました。衣類を買えない経験が「よくあった」「ときどきあった」と困窮層の6割が回答しました。
- 困窮層では、経済的な理由で習い事や学習塾に通わせることができない割合が高く、「子どもの教育費」が悩みと回答した割合は7割にのぼっています。
- 困窮層の中学生の4割が「家にお金がない」ことが悩みで、「家にお金がない」ことが悩みと回答した中学生は、大学への進学を希望する割合が低い傾向があります。子育て世帯の生活の困窮や家計の逼迫が、子どもの生活状況や育ちに影響を与えていると言えます。
- ヒアリングの個別事例では、保護者が働いていても所得が低く、家賃や公共料金の支払いが厳しいなど生活困窮の状態（いわゆるワーキングプアの状態）にある世帯が把握されました。
- 支援者からは、生活保護制度などの公的制度を利用していない非課税世帯、世帯収入はあるが生活困窮しているような、公的支援制度の枠外にいる世帯が、非常に厳しい状況にあると指摘されています。

④ 親と子の愛着関係・基本的信頼感

(ア) 保護者の状況

- 困難を抱える保護者は、DVを受けた経験、虐待やネグレクトをした経験を回答した傾向が高くなっています。
- ヒアリング調査では、市全体として、生活に余裕のない保護者が増え、親子のふれあいや関わりが希薄になっていると指摘されました。
- 実の親やきょうだい等、家族との関係が希薄であるか関係が切れており、身近に頼れる人がいないという保護者が一定数存在することが把握されました。

(イ) 子どもの状況

- 困窮層の子どもに、家族間の仲がよくないことを悩みと回答した割合が高い傾向があります。
- 個別事例の気がかりな子どもの背景に、親との愛着形成に課題がみられるなど、親子の関係性に課題を抱える傾向がみられました。



- 乳幼児期などに親子の愛着関係を築くことが難しかった子どもの中には、思春期になって対人関係をうまく築けないなどの不安定さが課題となることがあるとの声が聞かれました。

⑤ 子どもの基本的な生活習慣

- 困難を抱える子どもは、朝食を毎日食べない、毎日同じ時間に寝ていないなど、生活習慣が整っていない傾向がみられました。
- 子どもの朝食や睡眠、入浴や歯磨きなど、基本的な生活習慣が整わない子どもが増加傾向にあります。保護者の障がいや疾病、大人的生活リズムの乱れなど、保護者の生活状況の影響を子どもが受けていると指摘されています。
- 子どもの基本的な生活習慣が整わないことから、不登園・不登校、学習習慣の形成等に影響を与えることがあります。ヒアリングでは、保護者が夜間の仕事などで家庭を不在にしがちな家庭では、子どもが家事やきょうだいなど家族の世話を担う、いわゆるヤングケアラーの事例が把握されました。

⑥ 子どもの居場所

- ひとり親世帯（2世代同居）の小学5年生の6人に1人が平日の放課後を一人で過ごしているなど、放課後の居場所がない小学校高学年の子どもや、経済的な理由から放課後に一人で過ごす低学年の子どもが少なからず存在します。経済的な困窮を抱える世帯の子どもを含めて、放課後の居場所を利用できる仕組みが市域に広がっていくことが求められています。
- 子どもの居場所等に対する要望は、小学5年生、中学2年生ともに、全体では静かに勉強が出来る場所のニーズが高い傾向にあります。困窮層の子どもでは、静かに勉強が出来る場所に加えて、放課後の居場所、休日の居場所、無料の学習支援に対するニーズも高い傾向にあります。
- ヒアリング調査では、不登校など学校に通っていない子どもを含め、多様な人と関わる環境や、誰でも受け入れる地域の居場所が求められているとの指摘がありました。

⑦ 子どもの学習環境と学習習慣

- 学習環境について、困窮層の小学5年生の保護者の約2割が、経済的な理由で子どもが自宅で学習をすることが出来る場所がないと回答しました。困窮層の小学5年生の約2割が、家で落ち着いて勉強できないことが家庭での困りごとだと回答しました。

- 学習習慣について、ひとり親世帯（2世代同居）、困窮層に該当する子どもは、学校の宿題をしていると回答した割合がやや低く、学校の授業以外で勉強しないと回答した割合が高い傾向にあります。
- ヒアリング調査では、学習習慣が身に付いていない子どもの背景に、子どもの学習状況に対する保護者の意識が低い場合があること、学習をできる環境が家がないなどの家庭環境があることがうかがえました。

⑧ 子どもの学力・学校生活

- ひとり親世帯（2世代同居）と困窮層の子どもが、学校の授業が楽しみではないと回答した割合、学校に遅刻する割合、学校に行きたくないと思った割合は、全体と比較して高い傾向にあります。
- 学校の授業が「ほとんどわからない」「わからないことが多い」と回答した小学5年生の約4割は、小学校低学年から授業が分からなかったと回答しました。困窮層の中学2年生の約半数が学校の授業がわからないと回答しました。
- ヒアリング調査では、学齢期の子どもで、体調不良を訴えたり、教室に入れないなどの登校をしづる子どもが増加しているとの指摘がありました。また、登校できない子どもの中には、幼いきょうだいの世話、精神疾患や疾病を持つ親の看病、外国籍の親の付き添いなど、家族の事情が背景にある事例が把握されました。

⑨ 子どもの進路・将来展望

- 困窮層の中学2年生が「大卒又はそれ以上」の進路を希望する割合は約2割で、全体と比較して低い傾向にあります。
- 困窮層の中学2年生の6割、子どもの養育の要因層とひとり親世帯（2世代同居）の中学2年生の約半分が、将来（進路）のことが不安と回答しました。
- 困窮層の中学2年生の保護者の8割前後が子どもの教育費が悩みで、子どもの進学や受験が心配と回答しました。
- ヒアリング調査では、中学卒業や高校中退の学歴を持つ保護者の中には、不登校、若年出産、外国籍であるなどの背景があることが把握されました。
- 働いて自立するというロールモデルが身近に少ない環境におかれている子どもが存在します。子どもが成長した先の見通しを持てるロールモデルのような存在とつながりをつくることは、世代間の負の連鎖を断ち切るという視点からも重要であると考えられます。

⑩ 子どもの自己肯定感

- ひとり親世帯（2世代同居）、困窮層の子どもは、「自分のことが好きだ」と思わない割合が全体と比較して高い傾向にあります。また、ひとり親世帯（2世代同居）の子どもが、自分は価値のある人間だとは思わないと回答した割合は、全体と比較して高い傾向にあります。自分のことが好き、自分には価値があると感じる、いわゆる「自己肯定感」が、相対的に低い傾向がみられました。
- ヒアリング調査では、子どもに寄り添う、受け止める、共感する、認めるというような関わりを繰り返す中で、子どもの変化が見られたという事例が複数把握されました。

⑪ 社会的孤立・支援につながらない

(ア) 保護者の状況

- 子どもの養育の要因層、ひとり親世帯（2世代同居）、困窮層の保護者は、全体と比較して、支え手伝ってくれる人がいない割合が高い傾向にあります。
- ヒアリング調査では、保護者の身近に頼れる人が少なく、自分からは「SOS」を出さない、相談に行く余裕がない、対人関係が苦手、保護者が支援が必要だと思っていない等、保護者からの「援助希求行動」がないことがあり支援につながらないことが課題との指摘がありました。

(イ) 子どもの状況

- ひとり親世帯（2世代同居）、困窮層の中学2年生は、誰にも相談したくないと回答した割合が相対的に高い傾向にあります。また、悩みがあっても大人に上手く相談できない割合も高い傾向がみられました。
- ヒアリング調査では、個別事例の子どもの中には、集団行動が苦手な傾向、自分の感情を上手く表現できないなど、周囲との人間関係がうまく築けないという課題がみられました。
- 子どもが自ら周囲に対して SOS を出してもよいと思える場や、信頼できる大人とのつながりが、子どもの身近にあることが重要との指摘がありました。
- 子どもや子育て家庭が課題を抱えていることが外側から見えにくく、個人情報壁があり、早期発見が困難で必要な支援につながらないとの指摘がありました。

⑫ 困難の世代間連鎖

- 保護者自身の子どもの頃の困難経験のうち、経済的困窮、暴力（行き過ぎた体罰）、ネグレクト、離婚経験について、世代を超えて連鎖する傾向がみられました。

- ヒアリング調査では、子どもに食事や清潔など適切な養育をしていない「ネグレクト（育児放棄）」がある例は支援が長引くことが多いという指摘がありました。
- 保護者自身が実父母からネグレクト等の虐待を受けて育った事例で、保護者が「どのように子育てをしたらよいか分からない」など、適切な子どもの養育をすることが難しい場合があることが把握されました。

(2) 本市の現状と調査結果から把握した課題のまとめ

本市は、高度経済成長を背景として、数多くの工場を誘致し工業都市としての発展を遂げるとともに、市内や都市圏に働く人たちの生活の場として、道路や公園、下水道などの社会基盤を備えた良好な市街地を形成し、住宅都市としても発展してきました。しかしながら、都市としての成熟期を迎える中で、大規模工場の移転に伴う新たな大型商業施設の進出や、大型集合住宅の開発、小規模宅地開発などを背景に、核家族化が進むとともに、高齢化の進展や独居高齢者の増加など、地域の相互扶助や家族同士の助け合いにおいては、地域・家庭・職場といった人々の生活の様々な場面において、支え合いの機能が弱まってきています。

こうした、子どもや子育て家庭がおかれている状況が変化する中で、子どもや子育て家庭を取り巻く問題は多様化、複雑化しています。子育て家庭の孤立化、共働き家庭の増加、ひとり親家庭の増加、親世代のライフスタイルの変化、親になるための経験の不足といった家族機能の弱体化と相まって、近隣のつながりの弱体化、地域の子育て力の低下により、子育てへの不安や負担感を感じながら子どもと向き合わざるを得ない状況を作り出しています。

調査結果からも、こうしたことを背景とした課題が浮き彫りになっています。

調査の中で把握した困難を抱える子どもの背景には、子どもだけでなく保護者を含め、疾病や障がい、経済的困窮、不適切な生活習慣や学習環境、多様な経験の不足、低い自己肯定感、社会的孤立等、様々な側面で課題を抱えている傾向がみられました。

子ども・若者は、それぞれの発達段階に応じて、親子の愛着関係など基本的信頼感の形成、基本的な生活習慣や学習習慣の形成、基礎学力の獲得、自己肯定感の育成など、周囲の力を借りながら、社会的自立に向けて成長していくことが望まれます。調査結果からは、困難を抱える子どもは、こうした発達課題を獲得しにくい成育環境に置かれていることが推察されました。子どもの発達段階の出来るだけ早期に重点を置いた、切れ目のない支援が求められます。

子ども・若者や子育て家庭が抱える課題を、複合化・深刻化させないために、予防的なかわりや、課題に対する早期の対応が求められます。子ども・若者、子育て家庭が、複

数の重層的な課題を抱えている場合には、分野横断的な「世帯丸ごと」の対応が必要です。また、孤立して支援につながらず困難を抱えている子ども・子育て家庭へのアウトリーチの取組や、支援につながることをより容易にする取組を検討することが必要です。複雑に絡み合う課題を抱える子どもや保護者を支援し、困難の世代間連鎖を断ち切るために、関係機関の連携・協働体制のより一層の強化が求められています。

子どもの頃に厳しい環境に育った保護者の困難状況が、子どもに連鎖する傾向にあることが推察されました。子どもや子育て家庭が抱える困難を自己責任とする考えから、社会全体が受け止める課題と捉え、地域全体で取り組むことが重要です。子ども・若者、子育て家庭への「あたたかいまなざしとつながり」のあるまちづくりが求められています。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の目指す基本的な方向性

(1) 計画の目指す基本的な方向性

だれひとり取り残さない、あたたかい地域共生社会の実現に向けて

子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を、
すべての子どもに等しく保障するという

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の精神にのっとり、
子どもの今と未来が、その生まれ育つ環境によって左右されることがないように、

すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、

すべての子どもの教育の機会が等しく保証され、

だれひとり取り残さず、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができる

あたたかい地域共生のまちを目指します。

本計画は、藤沢市子ども・子育て支援事業計画が目指す将来像の副題「だれひとり取り残さない、あたたかい地域共生社会の実現に向けて」を、計画の目指す基本的な方向性と定め、その実現に向けて施策を推進します。



(2) 計画推進のための基本的な視点

視点1 子ども・若者の権利を第一に尊重

すべての子どもは、「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、生まれ育つ環境に関わらず、その生活や成長を権利として保障されることが求められています。

社会のあらゆる分野において、子ども・若者の年齢や発達の程度に応じて、子ども・若者の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されなくてはなりません。そのため
の土壌として、子ども・若者が安心して声をあげることのできる環境づくりとともに、関
わる側が子ども・若者の気持ちに気付く力、子ども・若者自身が意見を発信する力を高め
ることも重要です。子どもや若者を対象とする施策の推進にあたっては、第一に子ども・
若者に視点を置いて実施されるよう配慮する必要があります。

用語解説

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）は、子どもを権利を持つ主体と位置付け、大人と同じく、一人の人間として持っている権利を認めています。「子どもの権利条約」に定められている権利は、大きく4つに分けることができます。

生きる権利

すべての子どもの命が守られること

育つ権利

医療、教育や生活支援を受けたり、友達と遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できること

守られる権利

暴力や搾取、有害な労働などから守られること

参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

視点2 予防的な関わり、早期の発見、早期の対応

子ども・若者、子育て家庭が抱える困難が深刻化する前に、出来るだけ早期に気づき、具体的な支援につなげていくことは重要な取組です。母子保健、藤沢版ネウボラ、幼児期の教育・保育、学校教育、放課後子ども総合プランなど、すべての子どもを対象とする施策・事業は、生まれ育つ環境に左右されず、支援の届きにくい子どもや子育て家庭を含めて広く接点を持つことから、本計画のプラットフォーム施策と位置付けます。

すべての子どもを対象とし、すべての子どもに届くこれらの施策は、本計画の基盤であり、質の充実を図ることが不可欠です。プラットフォーム施策では、子ども・若者や子育て家庭の抱える課題や状況の変化に、接点を持つ関係者が早期に気づき、関係者と情報を共有し、必要な人を必要な支援に効果的につなぐ役割が求められます。

あわせて、支援が必要な子ども等にいち早く気づき、支援につなぐことが出来るよう、子ども・若者、子育て家庭に関わる様々な専門職の養成や確保、専門性を高めるための研修の充実や、関係者間の連携を促進するための取組の充実が求められます。

視点3 子ども・若者、子育て家族に対する、切れ目のない包括的な支援

困難を抱える子どもや若者の背景には、その家族もまた重層的、複合的な困難を抱えていることがあります。子ども・若者や子育て家族が直面する状況や抱えている問題は多様であるため、子どもや若者の生活状況や取り巻く環境に応じて、教育の支援、健康の支援、生活の安定への支援、就労の支援、経済的支援など分野横断的に包括的な取組を推進することが求められます。

あわせて、子ども・若者の成長・発達段階に応じて切れ目なく施策を実施するよう配慮する必要があります。親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期、学校教育段階、卒業して社会的自立に至るまでの継続的な視点で、支援が途切れることのないよう連携体制を構築していくことが重要です。

子ども・若者のライフステージに応じた切れ目ない支援、子育て家族を含めた分野横断的な包括的支援を実現するために、必要な情報の共有や、関係者間の共通理解の醸成、連携の促進が求められます。また、市の関係機関・団体だけでなく、国や県、民間の企業や団体、地域とネットワークを構築し、連携しながら対策を推進することが重要です。



視点4 支援が届かない、届きにくい子ども・若者、子育て家族への支援

困難を抱える子ども・若者、子育て家庭ほど、必要な支援制度を知らない、手続きが分からないなどの状況があり、行政や支援者に相談するなどの SOS を発することがないまま社会的に孤立し、必要な支援を受けることなく問題が深刻化して、一層困難な状況におかれてしまうことが指摘されています。

子ども・若者、子育て家庭の抱えている困難な状況は、外見からは見分けがつかない場合もあり、関係者や地域の人々が日常的な接点の中の会話や様子の変化から気づき、必要な支援等につなぐことが大切です。

支援にたどり着かない世帯に、効果的に気づきアウトリーチする手法を検討するとともに、既存の事業や取組における情報提供や手続きの方法を、伝わりやすさ、利用しやすさ、相談しやすさの観点から改めて検討することが重要です。

視点5 困難の世代間連鎖を断ち切る、公正の観点からの支援

国の「子供の貧困対策に関する大綱」では、貧困をはじめとする困難の世代間連鎖を断ち切り、すべての子どもが夢や希望を持てる社会を目指しています。困難の世代間連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困をはじめとする困難を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どもや若者のことを第一に考えた適切な支援が、包括的かつ早期に講じられていく必要があります。

生活保護世帯や生活困窮世帯の子ども、ひとり親家庭の子ども、虐待を受けた子ども、若年で親になった世帯の子ども、外国につながる世帯の子どもなど、支援の緊急度や必要性の高い子ども・若者に対して優先的に施策を講じるよう、公正の観点から配慮する必要があります。取組の実施にあたっては、子ども・若者や子育て家族に対する差別や偏見を助長することのないよう十分に留意することが求められます。

視点6 地域社会全体で「共育(ともいく)」の取組を推進

「子育ては家庭の自己責任」、「貧困は自己責任」という考え方も社会に未だ根強く存在しています。こうした状況が、社会の偏見や無関心を生む要因の一つとなっているという指摘もあります。

市では、誰一人取り残さない包摂的な地域共生社会の実現に向けて、子ども・若者の貧困をはじめとする困難状況は、社会全体で受け止めて取り組むべき社会的課題であることを明確に位置づけます。生まれ育つ環境に関わらず、子ども・若者をあたたかく見守り、支える環境を社会全体で構築することが重要です。子どもたちが置かれている実態に関する発信や啓発、本計画や関連する制度の普及、関係者の意見交換の場づくり等により、市

の関係機関、民間の企業や団体、地域住民等が、それぞれの立場から主体的に参加できるように取組を推進します。

子ども・若者への支援は、未来を支える積極的な人材育成の側面を持ちます。一人ひとりの子ども・若者が夢や希望を持って豊かな人生を送っていけるよう伴走することは、これからのまちや地域の活力、地域産業を担う人材の育成にもつながります。また、子ども食堂や学習支援など、民間や地域に根差した取組が活発になることで、世代を超えた、新たな、あたたかい地域のつながりが生まれています。こうした動きも捉えながら、社会全体で取り組んでいく機運の醸成に努めます。



2. 計画の施策方針

(1) 計画の施策方針

だれひとり取り残さない、あたたかい地域共生社会の実現に向けて、6つの基本的な視点を踏まえて、次のとおり計画の施策方針を定めます。

施策方針	12の課題との対応
1 気づく・聴きとる・つなぐ	⑪社会的孤立・支援につながらない
2 専門分野の相談・支援を充実する	①保護者・子どもの心身の健康
3 暮らしや子育てを支援する	③家計のひっ迫と子どもへの影響 ④親と子の愛着関係・基本的信頼感 ⑤子どもの基本的な生活習慣
4 教育を受ける権利の保障と学びを支援する	⑦子どもの学習環境と学習習慣 ⑧子どもの学力・学校生活 ⑨子どもの進路・将来展望
5 進学、就労、自立にむけた支援をする	②保護者の就労状況 ⑨子どもの進路・将来展望
6 地域全体で共に支える基盤をつくる	⑥子どもの居場所 ⑪社会的孤立・支援につながらない
6つの施策方針全体	⑩子どもの自己肯定感 ⑫困難の世代間連鎖

実態調査で把握された12の課題に対して、6の施策方針を包括的に推進します。

施策方針1「気づく・聴きとる・つなぐ」では、困難を抱える子ども・若者、子育て家

庭ほど、支援につながらないという課題に対し、プラットフォーム事業を中心とした連携体制を充実・強化します。

施策方針2「専門分野の相談・支援を充実する」では、親子の心身の健康や、障がいに関連する課題に対して、医療の受診支援と障がい児相談・支援分野から施策を推進します。

施策方針3「暮らしや子育てを支援する」では、子ども・若者、子育て家庭の生活や子育てを支援することで、家計のひっ迫による子どもへの影響、親子の愛着、子どもの基本的生活習慣が改善されることを目指します。

施策方針4「教育を受ける権利の保障と学びを支援する」では、子どもの学習習慣、学力、進路など、学びに関する課題に対して、学校教育における学力保障の取組や、多様なニーズに応じた支援教育の推進、教育機会均等のための環境整備に取り組みます。

施策方針5「進学、就労、自立にむけた支援をする」では、子どもの社会的自立や保護者の就労の課題に対して、困難を抱える子ども・若者に向けた進路相談や自立支援の取組、県と連携しながら保護者に対する就労自立支援を推進します。

施策方針6「地域全体で共に支える基盤をつくる」では、子どもの居場所と社会的孤立の課題に対して、市民の意識啓発や機運醸成、子どもの居場所や、多様な経験の提供をはじめとする地域や民間の主体的な取組の支援により、子どもを中心としたあたたかい地域共生社会を目指します。

施策方針1から6を、総合的に推進することで、子どもの自己肯定感を高め、困難の世代間連鎖をほどこくことを目指します。子どもの自己肯定感が相対的に低いことは国の課題ともなっていますが、本市の実態調査の結果からも、子どもの自己肯定感が全体的に低く、中でも困難を抱えた子どもがより低い傾向にあること、また、困難の世代間連鎖があることもわかりました。これらの課題については明確に対処する事業はなく、子ども・若者と日常的に接する大人が、個々に寄り添った関わりを持つことが重要であると考えられます。実態調査結果からは、子どもや子育て家庭に寄り添い、伴走する関わりを通して、自己肯定感が高まり、世代間連鎖を断ち切るために必要な、子ども・若者が自ら変化する姿がみられたことが把握されました。

それぞれの施策の実施における共通の方針として、子どもや子育て家庭に寄り添い、子どもが達成感を感じたり、素の自分を肯定的に受け入れることができるような支援をすることによって、自己肯定感を向上させることを目指します。



(2) SDGsの視点を踏まえた施策の展開

各施策方針とSDGsの対応関係を掲載します

3. 計画の体系

施策体系を再整理後に、計画の体系図を掲載します



第4章 施策の展開

施策方針1 気づく・聴きとる・つなぐ

近年の核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化から、実態調査では子育てに関する不安を身近な親族・地域で相談することが難しい家庭が、特に、ひとり親世帯（2世帯同居）、困窮層、子どもの養育の困難層で多い傾向にあることがわかり、そうした家庭を早期に支援につなげていく必要があります。

妊娠期から学齢期までライフステージごとに、いろいろな子育て支援や教育を行っていますが、それぞれがプラットフォームであることを自覚し、個々の家庭の困りごとに気づき、どんな困難を抱えているかを聴きとり、必要な支援につなげていかなければなりません。

また、継続的に困難を抱えた子どもと子育て家庭を支えていくためには、各機関の連携が不可欠であり、ライフステージなどで支援が途切れることのないよう、さらに連携を深めるため、情報共有のあり方などを検討していきます。

柱1 妊娠・出産、育児への切れ目ない支援の推進

目指す方向性

就学前の子ども・子育て世帯が貧困をはじめとする様々な不利を背負うだけでなく、社会的に孤立して一層困難な状況に置かれてしまうことがあります。それらの兆しに気づき、実態を把握することは大変難しく、困難を抱えていることや支援が必要なことを当事者が発信することができず、必要な支援が届かないことが問題となっています。

このような状況を少しでも早い段階から把握し必要な支援につなぐことは、子どもや子育て家庭が抱える課題を早期解決するために重要です。

藤沢版ネウボラ（子育て世代包括支援センター）では、妊娠届出時から出産・産後へと継続的に地区担当保健師である母子保健コーディネーターが寄り添い、切れ目のない支援



に取り組んできました。母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査・乳幼児健康診査、乳児家庭全戸訪問事業などのさまざまな機会を捉え、子どもや保護者の心身の状況や養育環境を把握し、産前・産後母子支援事業、子ども家庭総合支援拠点、藤沢市要保護児童対策地域協議会等の関係機関と協働・連携しながら、学齢期への接続を含めて、切れ目ない支援の充実を目指します。

あらゆる困りごとに包括的に対応できるよう、保健・福祉・医療等の様々な関係機関がそれぞれの機能を最大限に活用し、気づき・聴きとり・つなぐための基盤強化に取り組むと共に、早期発見・早期対応のための取り組みを推進します。

柱2 学校をプラットフォームとした取組の推進

目指す方向性

児童生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制を充実させるためには、支援が必要な児童生徒や保護者を早期に発見し、福祉制度等の必要な支援につなげていくことが大切です。

そのために、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを全校に配置し、学校教育に関する悩みや問題を抱える児童生徒とその保護者・担任に対する相談支援を行います。

また、教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置し、児童生徒が抱える課題に応じて、関係機関と連携し、適切な支援につなげていきます。

柱3 切れ目ない相談支援の充実

目指す方向性

児童虐待に対する社会的な意識の高まりや警察からの通告が増加するなどの背景もあり、全国的な傾向と同様に、本市の虐待相談の新規受付件数は増加傾向にあります。

児童虐待は、保護者や子どもの身体的、精神的な状況や、家族の経済的要因、社会的要因等が複雑に絡み合っていると考えられています。実態調査では、困難を抱える保護者には、DVを受けた経験、児童虐待やネグレクトをした経験した割合が高い傾向にありました。

児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあり、子どもに対する最も重大な権利侵害です。虐待を受けた子どもは、その心に大きな傷を残し、情緒面や行動面の問題を抱え、人との関係性を上手に結ぶことが難しいため、社会性や対人関係上の困難を抱える場合も少なくありません。

子どもの生命と人権を守り子どもが健全に成長するためには、これらのリスク要因を早期から把握して、子育て家庭が抱える複合的な課題を含めて、支援につなぐ発生予防が重要となります。

市町村は、子どもの最も身近な場所で、子どもや妊産婦の福祉に関する支援を行う役割を担っています。引き続き、関係機関と連携して、児童虐待の防止に取り組むとともに、ソーシャルワーク機能を担う子ども家庭総合支援拠点を中心に、支援が必要な家庭に対し助言指導や継続的な支援を行いながら、必要な支援につなげられるよう支援体制の充実を図ります。

ライフスタイルやライフサイクル、世帯構成の多様化などにより、家族・親族などのなかでの支えあいでは解決の難しい課題が増えてきました。様々な背景から生活困窮や貧困に至る場合がありますが、そのような状況にある世帯が、困窮状況や不安、悩みを身近な人に打ち明け、相談することができず、SOSの声をあげたくてもあげられない、頼れる人がいない孤立した状況にあることは少なくありません。そのような背景から、行政の相談窓口につながりにくい方々がいるということも、大きな問題となっています。

家庭の経済的困窮などの困難は把握することが難しいことから、市の事業や取組、地域のつながりの中で把握する情報の活用や、児童相談所や警察などの関係機関との連携により、支援が必要な世帯を把握し、支援につなげていく取組が求められています。

市ではこういった問題に対し、子ども家庭総合支援拠点、生活困窮者自立支援制度、民生委員主任児童委員や青少年指導委員等の地域団体等と協力し、連携を図ることで切れ目のない相談支援の充実に力を入れます。



施策方針2 専門分野の相談・支援を充実する

経済的な理由からためらうことなく、子どもが必要な時に必要な医療が受けられるよう、小児医療費助成の対象者を2019年(平成31年)4月から中学生まで拡大をしました。今後も、制度の継続性を勘案しながら、より充実していきます。

市の実態調査の結果では、困難を抱える保護者は、心身の健康状態がよくない傾向があり、そのことが、家庭の生活状況や子どもの生活習慣に影響を与えていることが把握されました。また、以前から医療費の助成をしてきた5歳児・小学5年生においても、困難を抱えやすい家庭では虫歯の罹患率が高い傾向にあり、医療機関を受診しなかったのは、多忙を理由に挙げる割合が高くなっていました。このため、子どもの健康維持のためには経済的な助成制度だけでなく、保護者に時間的、精神的な余裕が生まれるような支援も必要となっています。

また、身体障がいや発達に特別な支援が必要な子どもには、寄り添った対応が必要となることから、障がいや発達に関する相談窓口について、各関係機関に周知し、連携を深め、相談に対する敷居を低くするよう取り組んでいきます。

柱1 医療への受診支援

目指す方向性

すべての子どもたちが必要な医療サービスを安心して受けることができるよう、小児医療費、ひとり親家庭等医療費の助成により、小児等の健康増進と子育て家庭の医療費に係る経済的負担を軽減するとともに、難病や疾病など長期にわたる療養が必要な子どもを支援するため、各種医療費助成制度や対策事業の周知及び利用促進を図ります。

また、医療専門スタッフによる電話健康相談サービス「ふじさわ安心ダイヤル24」を引き続き実施することで、休日・夜間における不安解消に取り組めます。

柱2 障がい児相談・支援の充実

目指す方向性

障がい児や発達に特別な支援が必要な子どもが相談・支援につながらないことにより、子どもの発達への理解、対応が遅れるとともに、しつけについて養育者のストレスが高まることで、子どもの養育環境が不適切となる可能性が高まります。

また、養育者の経済的困窮等の複合的な困難により、子どもにとって必要な相談にたどりつかないこともあることから、障がい児や発達に特別な支援が必要な児童について早期

の発見と対応につなげられるよう、相談窓口の柔軟な体制づくりと関係機関の連携強化に取り組めます。

児童福祉法に基づき利用者からの相談を受け、18歳未満の障がい児を対象に障がい児支援サービスの支給決定を行っています。障がい児通所支援事業所では療育の提供や相談支援を行っていますが、子どもにとって学校・家庭以外の居場所やつながりの場にもなっており、利用者数、事業所数ともに年々増加している状況です。

引き続き、障がいのある子ども・若者が、身近な地域で安心して生活できるよう、障がい児通所支援事業所や関係機関と連携して支援の質の確保に努め、障がい児が適切なサービスを受けられるよう障がい児福祉の向上を図ります。



施策方針3 暮らしや子育てを支援する

子どもが困りごとを抱えてしまった理由は、経済的困窮だけではなく、保護者のダブルワークなどによる時間的資源の不足、地縁関係の希薄化や核家族化の進行などによるつながりの貧困などいくつもの要因が複合的に絡み合っており、一つの要因を取り除いたとしてもすべての課題の解決には至りません。

そのため、家計・住まい・暮らし等を支えるために、生活保護、生活困窮者自立支援、ひとり親支援などの経済的支援を行うとともに、家事支援や家庭に代わって生活習慣を身に着ける生活支援事業などを組み合わせて、一人ひとりに寄り添った伴走型の支援をしていきます。

また、支援の仕組みや申請がわかりにくいとの声もあることから、必要な支援が、必要としている子どもに届くよう、情報提供をわかりやすく充実させます。

柱1 子どもの養育を支える支援の充実

目指す方向性

子どもやその保護者が心豊かに、安心して地域で生活するためには、それを支える支援が必要です。

市では、保護者の仕事や病気に対応するために一時的に夜間や宿泊を伴う子どもの預かりを行うトワイライトステイ事業やショートステイ事業を実施しています。

また、さまざまな理由により子どもの養育が困難な状況にある家庭を対象に、子どもの養育に関する専門的指導や助言、育児・家事の援助などを行う養育支援訪問事業を行っています。児童虐待の防止としては、藤沢市要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携して、支援が必要な家庭に対しては、助言指導や継続的な支援を行いながら、必要な支援につなげられるよう支援の充実を図ります。

また、経済的に困難を抱え、養育環境に課題がある家庭の子どもを対象に、子どもの生活支援事業による居場所を提供し、基本的な生活習慣の習得や学習習慣の定着、食の提供等の支援を行っています。このような取組を行うことで、子どもの養育を支える支援の充実を図ります。

柱2 暮らしを支える支援の充実

目指す方向性

実態調査からは、家賃や公共料金の滞納、借金、ひっ迫した家計状況などの経済的な不安定さは、保護者のダブルワークなどの無理な働き方、子どもの生活リズムや健康状態、学校生活や進路などの子どもの課題にもつながっている事例が把握されました。特に、子どもが保護者に代わり、家事やきょうだいなど家族の世話を担うヤングケアラーの子どもなど、家庭の生活状況が子どもの育ちに与える負の影響を軽減するために、必要な支援につなぐことが求められています。

支援の必要な世帯を早期に把握し、世帯の暮らしを支え、生活の安定を図るためのセーフティネットを公的支援の役割としてしっかりと担いつつ、子どもの健やかな育ちを視野に入れた寄り添った支援に努めます。

また、生活困窮を抱える世帯への家計改善支援を行うことで、家計管理能力が向上することにとどまらず、家計の見える化により、その背景にある課題の認識につながり、世帯の課題解決、自立助長につながります。生活困窮世帯に向けた家計改善支援や、ひとり親家庭を対象とした家庭生活支援員の派遣による家事援助を行うひとり親家庭等日常生活支援事業等を通して、暮らしを支える支援を充実します。

市では、ひとり親世帯を含め住宅困窮度の高い子育て世帯を、市営住宅の優先入居の対象としています。2017年（平成29年）から、国では新たな住宅セーフティネット制度が開始されました。住宅困窮度の高い子育て世帯に向けた制度の活用に向けて検討を行います。生活困窮者自立支援法に基づき、離職により住宅を喪失したもしくはそのおそれの高い方で求職活動をされる方に対して住宅確保給付金による支援や、住居を持たない方に対して一時生活支援事業を行います。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、適切な支援メニューをワンストップで提供する体制や、毎年8月の児童扶養手当の現況届の時期等における集中相談体制を充実します。また、ひとり親世帯の保護者の負担を軽減するため観点から、ひとり親等の児童扶養手当等の事務手続きの方法等について検討を行います。

柱3 子どもに届く経済的支援の充実

目指す方向性

実態調査では、経済的な理由で、家族が必要とする食料や衣料が買えない、子どもを習い事等に通わせることが出来ない、子どもの進学希望の格差があるなど、子育て世帯の生活の困窮や家計の逼迫が、子どもの生活状況や育ちに影響を与えていることが伺えました。



子育て家庭の生活の安定を図るため、中学校修了前までの児童を養育している家庭には児童手当を、ひとり親または養育者家庭には児童扶養手当を支給するとともに、県の貸付制度等、さまざまな情報提供を行うことで、経済的支援の充実を図ります。

あわせて、子どもに支援を届ける方法としては、現物給付がより直接的であることを踏まえて、金銭面以外の支援を組み合わせることで効果を高めていきます。

平成28年度全国ひとり親世帯等調査によると、ひとり親世帯のうち養育費についての取り決めをしている割合は、母子世帯で42.9%、父子世帯で20.8%に留まっています。また、ひとり親世帯で養育費を受け取っていない子どもの割合は、母子世帯で69.8%、父子世帯で90.2%となっています。わが国のひとり親世帯の相対的貧困率が先進国の中でも突出して高い背景に、ひとり親世帯が養育費を受け取っていないことが指摘されています。

市では、離婚する当事者に対して養育費等の取り決めの重要性や法制度を理解してもらうために、養育費の取り決めについて解説したパンフレットを市の窓口において離婚届の用紙と同時に交付する取組を検討します。

施策方針4 教育を受ける権利の保障と学びを支援する

子どもが夢と希望を持って成長し、自ら選んだ将来を手にするためには、教育を受ける権利を保障し、意欲的に学ぶことができる環境を整えることが必要です。

学習の機会や意欲が生まれ育つ環境によって左右されることのないよう、ICT教育環境を活用するなど、すべての児童生徒に対して、わかりやすく、きめの細かい指導を推進します。

また、要保護・準要保護児童生徒援助事業を拡充し、教育費の負担軽減を進めるとともに、藤沢市教育応援基金を活用し、様々な事業の原資とするなど、教育機会均等のための環境整備を図っていきます。

柱1 学校教育における学力保障の取組

目指す方向性

家庭環境等に左右されることなく、すべての児童生徒の学力が保障されるよう、小中学校において放課後や夏季休業中に学習支援を行い、誰一人取り残さないきめ細かな指導を推進します。

全小学校の第1学年に対して市費講師を配置し、学習の基礎・基本の定着及び学習意欲の向上並びに集団生活への適応を促進し、教育効果の向上を図ります。

ICT教育環境を活用したわかりやすい授業を行うことにより、すべての児童生徒の学力保障に努めていきます。

柱2 多様なニーズに応じた支援教育の推進

目指す方向性

さまざまな困りごとを抱える児童生徒に対して、一人ひとりが自ら学んでいこうとする意欲と、社会の変化に主体的に対応できる能力を育てるため、個々のライフステージを見通したきめ細かな教育計画のもと、他機関との連携を深めながら、支援・指導を行うことが重要です。

本市では「ともに学び ともに育つ」学校教育をめざし、障がいの「ある」「なし」に関わらず、困りごとを抱えた児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援・指導を推進します。

柱3 教育機会均等のための環境整備

目指す方向性

児童生徒が家庭の経済状況等に左右されることなく、自らの可能性を高め、それぞれの夢に向かって挑戦できるように、家庭の教育費負担の軽減を図ります。

次の世代を担う子どもたちがその能力や可能性を伸ばすことができる教育環境の整備を図ることを目的として、2017年に創設した藤沢市教育応援基金を、子どもたちの教育環境を充実させる様々な事業の原資として活用します。

施策方針5 就学、就労、自立にむけた支援をする

将来の貧困を予防する観点から、子ども・若者の高等学校等への進学支援や、修学継続の取組みは重要です。

国では、すべての意志ある生徒が高等学校等の教育を受けられるよう、授業料を対象とした「高等学校等就学支援金制度」や、低所得世帯を対象とした授業料以外の教育費負担を軽減する「高校生等就学給付金制度」を実施しています。また、大学、短期大学、専門学校等の高等教育段階において、意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず就学の機会を得られるよう「無利子奨学金制度」や「所得連動返還型奨学金制度」を推進してきました。2020年度（令和2年度）からは、住民税非課税世帯等が経済的な理由によって大学等への進学を断念することがないように、「修学支援新制度」の実施により大学等の修学に係る経済的負担の軽減を図ることとなりました。

本市では、育つ環境によって、高等教育を受けることをあきらめることのないよう、国に先駆けて、給付型奨学金制度を創設しました。今後も国の高等教育無償化の動きを注視しながら、給付型奨学金を運用していきます。

また、生活困窮や困難を抱える若者・保護者の自立を促すため、生活困窮者やひとり親家庭等への就労自立支援、ユースワークふじさわや本庁舎内に設置されているジョブスポットふじさわなど各機関との連携をさらに深め、支援を充実させていきます。

児童養護施設で育ち、就職のために退所した若者は、職をなくすと住まいも失ってしまうことがあることから、退所者の支援をしている団体との連携について、方法も含めて検討していきます。

柱1 子ども・若者に対する就学・就労・自立支援の充実

目指す方向性

意欲と能力のある学生等が経済状況に関わらず就学できるよう、給付型奨学金制度を創設しました。今後も給付型奨学金を運用していき、支援の向上を図ります。

また、ニート、ひきこもり、不登校等の問題を抱える子ども・若者に対する取り組みとしては、従来の個別分野での縦割りの対応では限界があることから、本市では2013年（平成25年）に「ふじさわ子ども・若者計画2014」を策定し、分野横断的な支援に取り組んできました。

本市の、ニート、ひきこもり等の困難を抱える若者の自立・就労支援に対する取り組みとして、若者しごと応援塾（ユースワークふじさわ）と子ども・若者自立支援事業（ユ-

スサポート)を実施しています。また、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、子どもの進路選択や将来の就職に向けた相談、職場体験等の支援を行っています。

困難を抱える若者の社会・経済的な背景やその状況に至るまでの経緯は多様で複雑であるため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな個別支援と就労に向けた各種プログラムの充実を図り、市や民間問わず、様々な関係機関と密接な連携をとり、支援や相談につなげていきます。

柱2 保護者に対する就労・自立支援の充実

目指す方向性

実態調査では、働いている母子家庭の母親の半数以上がパート・アルバイト等の不安定な就労状況にあり、職業生活の安定と向上に向けた支援が重要です。生活困窮世帯では、子どもの健康面や進学、就業の機会において様々な不利な状況に置かれ、社会に出た後でもその状況から脱却できず、生活困窮に陥る貧困の連鎖が問題となっています。

保護者の就労支援は、家庭の安定的な経済基盤を築くという観点から、単に就労するだけでなく、不安定な非正規就労から正規就労への転換など、仕事と安定と子育てとの両立につながるような支援が求められています。

貧困の連鎖を断ち切るためにも、生活困窮世帯の保護者の安定した就労に向けて、稼働能力や適性職種等に応じた支援を行います。また就労に結び付いた後も、定着に向けた支援を継続することが必要です。保護者の就労により生活困窮から脱却し、子どもが適切な環境の中で成長できるようハローワークをはじめとする関係機関と連携し、保護者に寄り添ったきめ細やかな支援を行います。

また、就労意欲や基本的な生活習慣に課題を抱えるなど、保護者が働くことが困難な場合には、暮らしの見通しを立てる中で、社会的自立に向けた支援をします。就労に向けた課題をより多く抱える生活困窮者に対して、就労意欲の喚起や一般就労に向けた日常生活習慣の改善に向けた支援を行うことも重要です。生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による包括的な支援や、就労に向けた準備が必要な方に向けた就労準備支援を行います。

また、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金など、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格等の取得支援を継続して実施します。

施策方針6 地域全体で共に支える基盤をつくる

地域では、人口構造の変化やライフスタイルの変容などによる個人主義が広がり、人と人、家と家の壁が高くなり、簡単に孤立してしまう状況にあり、様々な課題を抱えて生きづらさや暮らしにくさを感じている方がいます。生活実態調査の結果においても、困難を抱えやすい家庭ほど、身近に相談できる人がいないと回答する傾向が高く孤立する傾向がみられました。

地域のコミュニティ機能が弱まり、暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、家庭生活の中で様々な困難に直面した場合でも、誰もが居場所と役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。

これまでの公的支援は、対象者別かつ機能別に行われてきましたが、現代社会においては、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援が必要となっています。「地域共生社会」とは、このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野にとらわれず、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

子どもの育ちの視点から、地域共生社会の取組を進めるにあたっては、常に、子どもを中心に進めることがとても大切です。世帯に対して支援を行う中で、子どもの視点が置き去りにされるようなことがないように、公的支援はもとより、地域での支えあいにおいても、子どもの育ちを取組みの真ん中に位置付けることが重要です。

地域の中で行われている様々な活動が、大人の視点からではなく、常に子どもと目線を合わせられるような活動となるように、情報交換の機会や、ネットワークの形成を支援していきます。

NPOや民間企業など地域の多様な活動主体と行政が連携して、柔軟に形を変えながら地域全体をプラットフォームとして、困難を抱えてしまった子どもや子育て家庭を課題の対象や特別視するのではなく、課題にしない地域づくりに取り組んでいきます。

柱1 子どもが主役の地域共生社会に向けた啓発・機運醸成

目指す方向性

地域全体で子ども・若者をあたたかく見守り応援するという機運を高め、どんな環境にあっても前向きに伸びようとする子ども・若者を支援する地域づくりに向けて、地域住民

等がそれぞれの立場から主体的に参加できるような啓発活動（シンポジウム・ワークショップ・活動紹介など）を行います。

地域住民（団体）・民間企業・行政など多様な主体が、連携・協働できる関係づくりを積極的におこない、子ども・若者・子育て家庭が抱える多様化・複雑化した課題の解決を支える取り組みにつなげます。地域の支えあいや助け合いにつながる活動の支援や担い手の育成を推進し、安心して過ごせる居場所事業などの促進や現状把握と解決に向けた取り組みを進めます。

柱2 地域活動の担い手の育成・活動団体への支援

目指す方向性

住民同士のつながりや支えあいを大切にしながら、誰もが気軽に立ち寄れる居場所づくりを推進することは大変重要です。地域の顔見知りが増え、さらには仲間づくりつながる、こうした活動を積み重ねることで、ちょっとした困りごとを抱えた方の些細な変化に気づくことにつながります。そのため、地域住民が気軽に活動へ参加するきっかけをつくり、人や団体、思いでつながって新たな価値が生まれる地域づくりとなるよう、行政や市民活動支援施設などがコーディネートを行い、新たな参画を促す取組や交流機会の提供を進めます。

市では、地域で育まれてきた住民主体の居場所や、多世代が集う場を支援するために、地域の縁側事業による運営費の一部補助や、活動者に対するポイント付与制度などを実施し、活動を側面から支えています。令和元年時点で、市内35団体が地域の縁側事業を展開し、地域の相談窓口としての機能も備えた場として、行政を含めた関係機関につなぐ相談支援ネットワークの中に位置付けています。

また、複雑化・多様化する暮らしの課題に柔軟に対応し、暮らしやすさを高めていくため、藤沢市市民活動推進計画の基本指針に基づき、地域活動への参画促進と活動を支援する体制の充実強化を進めます。さらに、地域社会の活力を高める多彩な取組が生まれ、活動団体相互の協力・連携や、学校、企業、NPO、市などが交流できるよう多様な活動団体の創出に取り組みます。

さらに、地域活動団体から要望の多い活動場所に関する支援については、地域の縁側の拡充と地域市民の家の利活用を進め、資金的な課題については、NPO法人運営サポートテラスやミライカナエルサポート事業などの周知を進め、共に支える地域基盤の創出に取り組みます。

柱3 多様な体験の充実

目指す方向性

地域住民が気軽に活動へ参加するきっかけをつくり、人や団体、思いがつながって新たな価値が生まれる地域づくりとなるよう、行政や市民活動支援施設などがコーディネートを行い、新たな参画を促す取組や交流機会の提供を進めます。

また、多様な主体がつながる地域づくりに向けた取組として、様々なコミュニティで活動する団体や個人が持つ経験や知識を協働という視点でつなぎ、特定対象への専門的な支援や分野横断的な連携チームを形成するサポートや、活動への共感を軸とした団体のネットワークの形成に向けた支援などを進めます。

柱4 すべての子ども・若者を包摂する居場所・つながりの確保

目指す方向性

保護者の就労状況による経済的格差の拡大や、家族形態の多様化に伴い、子ども・若者の成育環境も多様化しています。実態調査結果では、ひとり親世帯（2世代同居）の小学校5年生の6人に1人が平日の放課後をひとりで過ごしていることがわかりました。このことから、放課後の居場所がない小学校高学年の子どもや、経済的な理由から放課後にひとりで過ごす低学年の子どもが少なからず存在することが懸念されます。

また、不登校など学校に通っていない子どもやニートやひきこもりの若者などが、社会的孤立に陥ることのないよう、誰でも受け入れ、信頼できる大人との出会いの場となるような地域の居場所が求められています。

このような背景から、地域子どもの家・児童館、青少年施設等の既存の居場所事業のみならず、地域社会や関係機関・団体が連携し、すべての子ども・若者の健全育成を支援する取り組みの充実が求められています。必要な支援の提供と、安心できる居場所づくりの推進に向け、官民の力を合わせて取り組んでいきます。





第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画の対象となる子ども・若者、子育て家庭に向けた支援は多領域に渡り、各々が直面する状況が多様であるため、有機的、重層的な連携を実現するための連携・協働体制の強化がより一層求められています。

施策の推進にあたっては、子ども・若者の支援に関わる全ての施策分野との連携・協力をしつつ全庁体制で計画を推進します。子ども青少年、教育、福祉、保健医療、市民自治をはじめとする「庁内連携会議」を中心に、関係機関・団体の役割、専門領域、制約に関する相互理解を深め、プラットフォーム事業を中心とした連携のための基盤・仕組づくりなど、効果的に機能する連携・協働体制の強化を図ります。

また、子どもや若者を対象とする施策の検討や推進にあたっては、第一に子ども・若者に視点を置いて実施されるよう、当事者の声を聴く機会を設けることに留意します。

「だれひとり取り残さない、あたたかい地域共生社会」に向かって計画を推進するためには、多くの市民や関係機関・団体、民間企業、地域の理解や協力、主体的な取組との連携が重要です。市民一人ひとりがこの課題の理解を深めることができるよう、本計画について広く周知していきます。行政にとどまらず、民間企業・団体や地域における多様な関係者等を広く巻き込みながら、だれひとり取り残さないあたたかい地域共生社会の実現に向けて、地域の主体的な取組への支援や連携に取り組めます。

本計画の関係機関・団体、有識者で構成された「計画推進会議」により、計画のPDCAサイクルに基づく検討を毎年度実施します。

2. 計画の実施状況の点検・評価

本市では、本計画の策定にあたり、本市の子ども・若者、子育て家庭の実態把握のためのアンケート調査や、子ども・若者、子育て家庭と日常的に接点を持つ関係者ヒアリング調査を実施して、事業や取り組みの実施状況の把握と検証を行いました。

本計画の策定後は、庁内連携会議、計画推進会議において、本計画に基づく施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価します。社会情勢の変化や、本市の子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況の変化や、施策の実施状況を踏まえて、適宜必要に応じて、対策等の見直しや改善に努めます。

3. 計画の指標

施策体系・事業を整理し、計画の指標を設定し掲載します

資料編

1. 藤沢市子ども・子育て会議委員名簿

(令和2年3月31日現在、敬称略 五十音順)



2. 計画策定の経過

(1)

(2)

(3)